

第二百八回国 参議院内閣委員会会議録第十号

令和四年四月十四日(木曜日)

午前十時四分開会

委員の異動

四月十二日

辞任 森屋 隆君

補欠選任 杉尾 秀哉君

四月十三日

辞任 市田 忠義君

補欠選任 倉林 明子君

四月十四日

辞任 浜田 昌良君

補欠選任 佐々木さやか君

倉林 明子君

大門実紀史君

出席者は左のとおり。

委員長 徳茂 雅之君

理事 太田 房江君

上月 良祐君

江崎 孝君

浜田 昌良君

磯崎 哲史君

委員 赤池 誠章君

有村 治子君

磯崎 仁彦君

古賀友一郎君

高野光二郎君

山田 太郎君

山谷えり子君

石川 大我君

塩村あやか君

杉尾 秀哉君

佐々木さやか君

高瀬 弘美君

柴田 巧君

高木かおり君

倉林 明子君

田村 智子君

大門実紀史君

小林 鷹之君

磯崎 仁彦君

大野敬太郎君

更田 豊志君

宮崎 一徳君

高村 泰夫君

三貝 哲君

木村 聡君

泉 恒有君

渡邊 清君

米田 健三君

三上 明輝君

小林 涉君

公正取引委員会
事務総局審査局長

警察庁長官官房
審議官

警察庁警備局長
総務省大臣官房
総括審議官

総務省総合通信
基盤局電気通信
事業部長

外務省大臣官房
審議官

外務省大臣官房
参事官

経済産業省大臣
官房経済安全保
障政策統括調整
官兼経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部長

経済産業省通商
政策局通商機構
部長

防衛省整備計画
局長

藤本 哲也君

森元 良幸君

櫻澤 健一君

山野 謙君

北林 大昌君

渡邊 健君

股野 元貞君

風木 淳君

黒田淳一郎君

土本 英樹君

○委員長(徳茂雅之君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障
の確保の推進に関する法律案の審査のため、本日
の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣
審議官高村泰夫君外十七名を政府参考人として出
席を求め、その説明を聴取することに御異議ござ
いせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(徳茂雅之君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(徳茂雅之君) 経済施策を一体的に講ず
ることによる安全保障の確保の推進に関する法律
案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小林国務
大臣。

○国務大臣(小林鷹之君) たいま議題となりま
した経済施策を一体的に講ずることによる安全保
障の確保の推進に関する法律案につきまして、趣
旨を御説明申し上げます。

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴
い、安全保障を確保するためには、経済活動に関
して行われる国家及び国民の安全を害する行為を
未然に防止する重要性が増大していることに鑑
み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的か
つ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講
ずることによる安全保障の確保の推進に関する基
本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関
する経済施策として、所要の制度を創設する必要
があります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概
要を御説明申し上げます。

第一に、特定重要物資の安定的な供給の確保に
関する制度として、外部に過度に依存し、又は依

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障
の確保の推進に関する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

○委員長(徳茂雅之君) たいまから内閣委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、森屋隆君及び市田忠義君が委員を
辞任され、その補欠として杉尾秀哉君及び倉林明
子君が選任されました。

存するおそれがある重要な物資の安定供給確保を図るため、特定重要物資を指定し、事業者の取組を支援するとともに、安定供給確保が困難と認めるときは政府が更なる対策を講ずる制度を創設することとしております。

第二に、特定社会基盤業務の安定的な提供の確保に関する制度として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定の業務の安定的な提供を確保するため、妨害行為の手段として使用されるおそれがある重要な設備等を審査する制度を創設することとしております。

第三に、特定重要技術の開発支援に関する制度として、先端技術のうち、当該技術が外部に不当に利用された場合等において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある技術の研究開発の促進と適切な活用のため、必要な情報の提供、資金の確保、調査研究等の措置を講ずる制度を創設することとしております。

第四に、特許出願の非公開に関する制度として、公にすることに国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の特許出願につき、出願公開等の手続を留保し、発明の開示や実施を制限することを可能にする制度を創設することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(徳茂雅之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有村治子君 皆様、おはようございます。自由民主党の有村治子です。

質問の機会を賜りましたこと、また、答弁を御

準備いただきました大臣始め、政府関係各位の皆様へ御礼を申し上げます。四十分間という限られた時間でできるだけ多くの往来を続けたいというふうに住じますので、御答弁は本質をテンポよく賜りますれば大変幸いに存じます。御協力を仰ぎます。

コロナ感染症、ウクライナ危機、不確実性を増す世界情勢において、日本を取り巻く経済安全保障環境を直視し、その健全性を確保しようとする努力をすることは、日本の安全、国民の健康、国民生活の安全や安定、経済的繁栄を維持する上で極めて今日的な課題だと認識をしております。

自由民主党では、経済安全保障につながる実質的な議論をおよそ二年前から始めており、当時、岸田文雄政調会長の下で自民党内の活発な議論をリードされていた小林先生、大野先生が、現在、大臣、副大臣となられて内閣の最前線で活躍されているらっしゃることは、もう率直にうれしいことだと思っております。

また、コロナ禍の環境激変の中で、日本の未来を守るために尽力をされている役所の皆様の御貢献、また、この法案を実効性あらしめるためにそれぞれに民間の立場でアドバイスをしてくださった、そういう丁寧な努力があることも心からの敬意を申し上げます。

米国とロシア、中国などの緊張が、従来の伝統的な安全保障分野のみならず、科学技術力をめぐる熾烈な研究開発においても展開をされている現在、経済安全保障の主要論点の一つは、科学技術力において引き続き日本が世界的にも優位を保持し、我が国の安全と国民の安心、健康、日本の稼ぐ力、すなわち産業競争力を保てるかどうかに懸かっていると私は認識をしております。

そこで、先端科学技術の潮流や特性についてまずお伺いしたいと思います。

半導体は民生技術ですか、軍事技術ですか。半導体の世界的な潮流と日本の競争力について教えてください。

○政府参考人(風木淳君) お答えいたします。

半導体は、パソコン、自動車、医療機器等のあらゆる電子製品に搭載され、今や産業の脳と言われております。戦闘機の制御システムやミサイルの誘導装置などの軍事用途にも使われる場合があり、民生技術と軍事技術のいずれにも用いられ得るものと認識しております。

我が国の半導体産業ですが、一九八〇年代には世界一の売上高を誇っていたものの、その後、競争力を落としてきたところです。例えば、先端ロジック半導体については、国内に製造拠点がなく、現在は台湾や米国、韓国のみがこれらの技術を保有しております。

一昨年末から続く世界的な半導体不足により製造業の現場に影響が生じている現状を踏まえ、我が国としても半導体の安定供給体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

○有村治子君 お答えいただいたように、産業の脳とか産業の米ということで、日本の自動車メーカーも半導体が手に入らないからその製品が出せないということも、多くの自動車メーカーもそういことが起こったということを私たちは記憶しております。

次に聞いていきます。

空飛ぶドローンは民生技術でしょうか、軍事技術でしょうか。ドローンの世界的潮流と日本の競争力について教えてください。

○政府参考人(風木淳君) お答えいたします。ドローンは、半導体同様、民生、軍事用途のいずれにも用いられるものと承知しております。例えば、民生用途については、災害時の迅速な状況把握、インフラの点検、物の輸送、農薬散布のほか、東京二〇二〇オリンピック競技大会開会式での演出など、幅広い分野で活用されているところ。こうした用途の幅広さから、軍事用途で活用されることもあり、例えば一般のロシア軍によるウクライナ侵攻の戦場においても用いられているものと承知しております。

○有村治子君 今、いみじくもお答えいただきました。私も資料一に留意をしておりますけれども、ドローンが東京オリンピックの開会式では夜空に光り輝くエンブレムを出していただきましたけれども、数百、数千のドローンで、商用に使われる一方で、武装ドローンも実際に戦場で使われているという御報告をいただきました。

では、重ねて技術についてお伺いします。

パイオ、3Dプリンター、自動運転、人工知能、AI、バーチャルリアリティ、GPSなどの測位時間技術、人工衛星、量子コンピュータ、炭素繊維などの技術や先端の素材の中で、軍事用途には一切使われず、民生用途だけに活用されている技術はありますか。

委員から御指摘があったような技術については、その活用途は民生分野だけに限られないものと考えております。実際、そうした例示がありました技術、素材の多くは、米国の軍事も念頭に置いた輸出管理の対象技術の候補として検討している十四分野に含まれているものと承知しております。

○有村治子君 米国の輸出管理をしているということは、我が方はその技術を持ちたいけれども、我が方が敵対する相手にはその技術を渡らせたくないというふうな認識をされている技術かというふうな理解をいたします。すなわち、著しい成長が見込まれて世界中で研究されている先端科学技術においては、こちらが民生技術です、そしてこちらが軍事安全保障技術ですと明確な見境が付けられない技術の多様性があります。

資料二に、例えば炭素繊維に関しても、民間航空機あるいはゴルフなどに使われる素材のものもありますけれども、その一方で、ミサイルをいかに強靱化、軽量化するかというのも炭素繊維が使われていると理解をしております。

そこで、外務省に伺います。

現在、莫大な国家予算と政治的エネルギーを掛けて技術覇権を争う米国及び中国、そのほかの国々も先進国おありになると思いますが、民生用途と軍事安全保障用途、どちらにも活用し得る先

端技術の特徴について、米国や中国はどのように向き合っておられるのでしょうか。

○政府参考人(股野元貞君) お答え申し上げます。

米国では、例えば国防高等研究計画局、DARPAと呼ばれる機関ですが、開発しました技術がインターネットやGPSに活用されていることはよく知られているところでございますが、そのほか、米軍への民用技術の導入を加速化し、国家安全保障に関するイノベーションの裾野を拡大するため、二〇一五年に、国防イノベーションニツト、DIUが立ち上げられたところと承知しております。また、二〇二〇年には重要・新興技術国家戦略が発表され、官民挙げてAIや量子科学等の重要・新興技術を育成していくとの方針を示したものと承知しております。

また、中国では、二〇一五年に軍民融合発展が国家戦略として位置付けられ、二〇一七年には習近平国家主席がトップを務めます軍民融合発展委員会が設置されたことと承知しております。また、二〇二一年に発表された第十四次五か年計画には、国防的実力と経済的実力の同時向上の促進の一環として、軍民科学技術の共同イノベーションを進化させ、海洋、宇宙、サイバー空間、バイオ、新エネルギー、人工知能、量子科学技術等の分野を軍民統一発展を強化すると記載されているところと承知しております。

○有村治子君 今外務省さんが御答弁いただいたように、米国においても中国においても、民生の技術、それから軍事安全保障用の技術というのは両方あるということを当然視して、デュアルユース、すなわち、その用途が補充し合う形で産業競争力や軍事力の優位性を目指しておられます。

御言及がありましたDARPAは、国防省の科学技術イノベーションを誘発するためにリーダーを成している、感染症に対するワクチン開発も国防総省が積極的に支援してきたというふうに記憶しております。また、中国も軍民両用を奨励して、軍民融合ということで世界一の技術覇権を目

指す意図すら隠さなくなってきています。民生の優れた技術から軍用に展開されるということも積極的に奨励する政策を取っているのも中国の特徴かと思えます。

それでは、別の観点でお伺いしたいと思います。

顔認証技術というのは民生技術でしょうか、軍事技術でしょうか。顔認証技術の世界的潮流と日本の競争力について教えてください。

○政府参考人(風木淳君) お答えいたします。

顔認証技術についても、半導体やドローンと同様、民生用途のみならず軍事用途でも活用される可能性のあるものと承知しております。

世界的には日本企業も高い技術力を有しており、米国国立標準技術研究所が実施するベンチマーク評価でも世界トップクラスの成績を出しております。他方、中国企業の技術力も高まっております。

技術進化は識別の精度と速度の向上がトレンドでありまして、最近では、コロナ禍でも、マスク着用が進む中、マスク着用状態等の顔の一部が隠れた状態でも正確な識別をするための技術開発が行われております。

○有村治子君 日本が高い技術力を持っている顔認証技術だという御答弁をいただきました。その技術レベルが高い監視カメラの顔認証技術は、例えば新疆ウイグル自治区に住む少数民族のウイグル族を認識することも技術的には可能だと理解をいたしております。

そこで、小林大臣に伺います。日本学術会議は、二〇一七年に軍事的安全保障研究に関する声明を出されています。そして、この動きに呼応して、日本の多くの大学では、例えば軍事研究などを目的とする研究は行わない、デュアルユース、民生と軍事の両用ですね、デュアルユースを目的とした研究は実施しないなどの規程を自発的に発表をされています。生命の尊厳を侵す教育研究は行わないという尊い理念をう

たった大学規程もござります。

冒頭、経済産業省にお答えいただいたように、好奇心と好まざるとにかかわらず、例えば半導体や自動運転、GPS、ドローンなど私たちになじみのある技術も、民生と軍事安全保障、双方の用途を持っています。日本が強みを持つ顔認証技術でさえも、使われ方によっては、特定の人種を見分ける技術が強権的な統治の下で人権抑圧に利用されている懸念が現に欧米から指摘をされています。

であれば、このような民生、軍事安全保障の双方に使われる技術や人権侵害に利用されてしまうおそれもある顔認証等の先端技術研究は、例えば軍事研究などを目的とする研究は行いませんと宣言している日本の大学において一切研究をされない、手を着けないという論理になるのでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) これまで様々な事例につきまして政府参考人から答弁がありました。半導体あるいは自動運転、ドローン、こうした技術というのは民生にも軍事にも活用可能である場合が多いと認識しています。

現在、その先端技術につきましては、将来の経済社会に大きな影響を与える可能性がありますことから、先ほど来話にあるように、諸外国がまさにしのぎを削って研究開発をし、その技術の獲得に努力をしているところだと考えています。

私の立場で個別の大学におけるその研究開発の方針について申し上げる立場にはないと思っておりますけれども、一般論として申し上げますと、先端技術は将来におきまして、私たちは多義性と申し上げていますが、より平たく言うと、様々な分野で利用され得るものでございます。その防衛、例えば防衛分野での利用可能性のあることをもってその研究開発を単純に否定するとすれば、我が国の科学技術イノベーションが世界から立ち遅れていくおそれがあるらうかと考えます。

こうした状況を踏まえますと、世界において我が国が、優位性、これを維持し、あるいは獲得しつつ、先端技術研究の存在感、プレゼンスを発揮していくためには、ほかの主要国と同様に、企業や国立研究開発法人だけではなくて、やはり知の源泉たる大学の力というものもを結集して先端的な重要技術の研究開発を推進していくことは必要不可欠なところと考えているところであります。

○有村治子君 慎重に言葉を選んで、けれども、世界の潮流の中で日本だけが競争力を落とすわけにはいかないという危機感の下での御発言だったというふうに思います。

ワクチンを考えても、技術力、世界が欲しがるところをどかどか持つかというのは、当然、その国のパワーバランスや外交力、また国際影響力にも持つような強大なパワーを持っているので、大臣と同じように、私も日本の大学、研究者の力を信じて、そして、それが適正に、まともな国としてそういう技術を持つことが極めて大事で、日本はその信頼に足る科学技術発出、産出国の一角を占めたいと私も思います。

そこで、日本学術会議事務局に伺います。民生技術と軍事安全保障技術、どちらに発展するのか、誰がどのように進化をさせるのか、将来的な予見がかなわないという科学技術開発の特徴を、実は最もよく理解されているのは、大学などに身を置かれる研究者御自身、またその総体としての学術会議でいらっしゃることではないでしょうか。どうですか。

○政府参考人(三上明輝君) お答え申し上げます。科学技術、とりわけ先端技術や新興技術が民生、軍事の二面性を持つことについては、日本学術会議における議論においても十分に認識されているところでございます。

例えば、本年一月に科学者委員会の中に設けられました学術体制分科会が取りまとめた論点整理におきましては、そのような認識に立ちまして、先端技術、新興技術の分野においては、通

常、基礎研究と応用研究を明確に分けることは困難であることなどを指摘いたしました。科学技術そのものの潜在的な利用可能性に応じてあらかじめ評価することははやや容易でなく、広範な観点から大学等研究機関等が適切にそのような研究活動を管理していくことが必要との認識を示しているところでございます。

○有村治子君 今おっしゃった見解というのは、日本学術会議の公的な見解というふうに思っております。以上です。

○有村治子君 今おっしゃった見解というのは、日本学術会議の公的な見解というふうに思っております。以上です。

○政府参考人(三上明輝君) お答え申し上げます。ただいま申し上げました、御紹介したその論点整理でございますけれども、これは、今年の一月に、科学者委員会というところに設けられました学術体制分科会が議論の結果のまとめとして公表しているものでございます。(発言する者あり)公式な会議の取りまとめとしてホームページにも掲載してございます。

○有村治子君 ありがとうございます。この法案が成立すれば、国家国民の安全や産業競争力を確保するために、今後、経済安全保障重要技術育成プログラムという制度ができます。今後、先端重要技術を官民で開発すべく、政府が資金や機微情報をも民間と共有する技術開発の協力支援制度だと理解しております。

二千五百億円もの公費が投じられる研究支援制度が成功するためには、制度の意義や理念、また公益性の本旨を高い能力と使命感を持った大学などの研究者、科学者の皆さん、民間の科学者も含めてしっかりと共有することが重要であり、特に、研究者総体としてのアカデミアとも誠実に対話ができる関係性を築き、研究環境の充実を求められる研究者にとっても魅力度が高い、安心度が高い、また社会的貢献ができるということ、また、その情報管理等についても胸襟を開いて論じ合っ

て丁寧に関係を築くことが肝だということ、私には思いますが、この辺についてはどのような御見解を政府はお持ちでしょうか。

○政府参考人(三貝哲君) お答え申し上げます。先生おっしゃるとおりでございます。我々としても、本法案の官民連携による先端的な技術の研究開発制度、こちらにつきましては、先端的な研究開発を担う大学当局、それから研究機関、スタートアップを含めた産業界等に対して、政府がその目的や意義を、意義等を説明し、その御理解を得て多くの研究者等に参画していただける環境づくりが重要であると認識しております。

ちよつと若干補足いたしますと、大学等への説明に際しましては、特に本制度のメリットといたしまして、政府が有用な情報の提供等を行うことにより研究者の効果的な研究開発が促進されること、それから、若手研究者を含む、また欧米等の研究者による新たな人的ネットワークの形成につながるること、それから三つ目でございますけれども、規制緩和の検討や国際標準化の支援など、潜在的な社会実装の担い手として想定されるこれら関係省庁や民間企業による伴走支援を行うこと、これらを丁寧の説明してまいりたいと思っております。

また、御指摘のございました守秘義務でございますけれども、本制度における守秘義務につきましては、協議会において機微な情報を含む有用な情報の交換や協議がこれ安心して円滑に行われるためのものであることにつきまして御理解を得た上で、論文などの成果発表につきましては、守秘義務の対象になる情報を除き、制約を課すことをせず公開されることになるといった点も御理解を賜りたいというふうに考えております。

○有村治子君 研究者の皆さん、高い力を持っている研究者の皆さんにとってもメリットがあること、そういう意味では透明性とか公開性とかも非常に大事ですし、日本が強みがある基礎研究はい

いけれども、社会実装が弱い、稼ぐ力に必ずしもつなげられていないという日本の今までの経過を含めると、経済安全保障の一環は、世界からやっぱり日本に一目置いてもらえるような技術をちゃんとつくっていく、そういう体制がつけられることを念じております。

国が発注者となって民間と共同で研究するための情報には、例えばですが、これは私が勝手に考えた例ですけども、例えばテロから狙われやすい原子力発電所の脆弱性を克服するための情報、この克服するための技術ができたら世界の発電所が欲しい技術になるかもしれません。例えば日本のサイバーセキュリティが抱える盲点や弱点に関する情報、例えば外国政府やテロリストの手に渡ると大量破壊兵器の開発に転用されてしまうおそれがある新技術などが出てくるかもしれません。そういう情報が含まれるかもしれません。

そのような情報の提供を受ける民間人の条件に、現時点では、この法案では国籍条項が入っていません。もちろん日本国籍を持つければ安全だという保証も一〇〇%の保証はないわけですが、少なくとも、日本の公共の安全が脅かされる、こういうところが実は政府として悩んでいるんですよというところが実は民間と共有されることになる、それを克服したいという社会ニーズもある。同時に、世界に誇れる日本の先端機微技術の開発などについて情報提供を受ける民間技術者に対しては日本国籍を求めなければならないという議論は、法案の作成過程で考えられなかったんではないか。

別の言い方をしますが、例えば、外国政府と関係の深い産業スパイが民間研究者を装ってこの技術開発の担い手となりインナーとなり、そこで得た機微に触れる情報を本国に漏れたいとしても罰則は五十万円だとすれば、日本を狙う悪意ある情報窃取の抑止力としては五十万円では機能しないのではないかと、外国政府やテロリストから確信的にスパイを潜入されるリスクというのがあるのではないのでしょうか。

○政府参考人(三貝哲君) お答え申し上げます。情報保全とそれから罰則について御質問をいただいたと承っておりますけれども、まず、先進的な技術研究開発を推進する上で、情報保全は非常に重要な課題と認識しております。

このため、本法案におきましては、六十二条でございますけれども、協議会の構成員に対しまして研究開発に関する情報管理等の措置を求めるとしてございます。これらの情報保全、情報管理の措置が十分に講じられない可能性が高い者、これらにつきましてはそもそも協議会の構成員に加えられないという形になっております。

その上で、本法案の協議会における研究開発では、欧米の大学や研究機関との共同研究も念頭に置いております。こういった関係で、外国人であることのみを理由として協議会への参加を拒否することは考えておりません。

また、御指摘いただきました守秘義務に違反した場合に科される罰則でございますけれども、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金というところでございますが、このようにさせていただきますのは、機微情報の主な提供元となる政府機関、まあ政府職員ですね、これに科される罰則とのバランスを確保するとともに、企業や研究者が萎縮してこの枠組みへの参加をちゅうちよすることがないようにするために付させていたものでございます。

いずれにいたしましても、適正な情報管理、それから守秘義務を求めるとも、おきまして万全を期してまいりたいと考えております。

○有村治子君 懲役一年、罰則五十万円というのはほかのものと同じだということで、萎縮させないという、もちろん萎縮させないというの極めて大事ですけど、悪意ある外国政府と連動するよ

うな人が日本の脆弱性や世界に打って出るような日本の先進技術を取ろうとする、その抜け穴にならないかどうかというの、ほかの法律と横並びかどうかということも聞いているわけではないので、この法律が成立して終わりというのではなく

て、本当に情報セキュリティの盤石な、確実な施行が与党からもやっぱり提言として出てきているということはノートしていただきたいというふうに思います。

機微情報の流出を防ぐための研究インテグリティについてお伺いします。

令和二年六月に、私は参議院の財政金融委員会で千人計画について国会質問をさせていただきました。中国政府が例えば我が国や米国あるいはヨーロッパ、ドイツとかですね、あるいはオーストラリアなどが持つ先端科学技術を狙って、桁違いの報酬を条件に先進国の例えばノーベル賞級の科学者を中国に呼び寄せて、秘密の契約をして、それは口外するなという約束をさせて、その技術を中国に移転する、あるいは窃取するという方法が安全保障上の懸念になることを国会質問で明らかにさせていただきました。

日本からどのような分野のどのような学者がこの中国共産党直結の二〇〇八年からずつと行われてきた千人計画等に参加をして、寄附や特別便宜がなされているのか。当時、文部科学省を始め日本政府は、中国政府や人民解放軍と関係の深い企業や中国の大学から日本の研究者が一定金額以上の寄附や特別便宜、例えばファーウェイから研究資金というのを受けていたとしても、その動向を把握するべきでない状況でございました。これが、アカデミアによる機微情報の海外流出についてそこが抜け穴にならないようにという対応を促した質問でございました。

それからちょうど二年がたとうとしています。政府は、先端機微技術、特に日本の血税、日本の資源でつくられた技術でございませぬ、また、その中でも軍事機微技術に転用可能な先端技術の移転や窃取を狙う外国勢力からの働きかけに対して、どのような対策をこの二年で講じられたのでしょうか。

○政府参考人(米田健三君) お答え申し上げます。アカデミアにおける機微技術の流出の可能性な

ど、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクへ適切に対応していく観点から、政府は昨年四月、統合イノベーション戦略推進会議におきまして、研究の健全性、公平性、いわゆる研究インテグリティの確保に係る対応方針を決定いたしました。研究者自身による適切な情報開示、大学や研究機関等のマネジメントの強化、研究資金配分機関による申請時の確認によりまして、研究者や研究機関における研究の健全性、公平性を確保していくこととさせていただきます。

これを踏まえまして、昨年十二月、政府は、国費による全ての競争的研究費の適正な執行に関する共通のガイドラインの改定を行いまして、本年四月以降に実施される公募への申請時に研究者は研究資金配分機関に対しまして、国外も含む外部からの支援や兼業等の情報を提出すること、また、透明性確保のために必要な情報について所属機関に適切に報告している旨を誓約すること等を求める等の取組を実施しているところでございます。

内閣府といたしましては、文部科学省とも連携しながら、今年度中に大学や研究機関等における関係の規程や体制の整備状況等を把握するためのフォローアップを実施する等、引き続き研究の健全性、公平性の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○有村治子君 それでは確認ですが、例えばこれから千人計画などの海外の勢力、しかも、例えば中国の軍事費というのは公表されているだけで日本は四倍ぐらい、まあ大まかに言うとも二十兆円ぐらいあるかと思うんですけれども、その技術力向上に日本の実は技術が相当使われているという疑義が幾つかございます。そういうことの動きの兆候を日本政府はちゃんと把握できるといふふうに理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) 今の研究インテグリティの関係で申し上げますと、今政府参考人から答弁したこの新たなガイドラインの改定という

のは、あれですね、ガイドラインの改定というのは、ああ、済みません、研究者が、研究者が、外国、その公的研究費を申請する際に、例えば外国政府などから資金の提供などを受けている場合も含めて、それを所属機関にしっかりと報告をする、そういうふうな義務付けを行いまして、それに対して虚偽の報告があった場合にはペナルティを科していくという改定を行いましたので、そういう意味で、その特定の国を念頭に置いているわけではございませんが、研究の公正性を担保していくという取組を行っているところでございます。

○有村治子君 特定の国を意識する、特段意識しているわけではないということでございますけれども、外国勢力に対してしっかりと警戒感を持つ、そしてそれが、よもや日本の大事な公金で使われた資源が日本の安全保障を脅かすような技術に使われないようにということ、引き続きその制度の実効性を保つていただきたいと改めて申し上げる次第でございます。

それでは、サイバー攻撃の実態についてお伺いしたいと思います。人々の資産や財産、信用、社会秩序など、価値あるものを奪うサイバー攻撃に国家として自ら手を染めている国を挙げてください。また、その目的を明らかにしてください。

○政府参考人(森元良幸君) お答えいたします。サイバー攻撃であります。様々な目的のために行われているものと認識をしております。特に国家の関与が疑われます。サイバー活動として、中国は軍事関連企業、先端技術保有企業等からの情報窃取のため、またロシアは軍事的及び政治目的の達成に向けて影響力を行使するため、サイバー攻撃等を行っているものと見られます。また、北朝鮮におきましても、政治目的、政治目標の達成や外貨獲得のため、サイバー攻撃等を行っているものと見られます。

警察といたしましては、引き続きサイバー攻撃の厳正な取締りを推進いたしますとともに、その

実態解明を推し進め、被害の未然防止と拡大防止を図ってまいります所存でございます。

○有村治子君 ありがとうございます。ロシア、北朝鮮、中国のサイバー攻撃という具体的な国名が出てきたわけです。いつもは慎重な言い回しに徹しておられる日本政府、中でも慎重な警察が、サイバー攻撃を仕掛ける国の可能性が高いとして具体的な国名を列挙されました。事実でなければ名誉毀損にもなりかねない答弁でございますが、論拠を、詳細は明らかにされないまでも、論拠が明確にあるという、そういう御答弁と理解してよろしいのでしょうか。

ロシア、中国、北朝鮮というのは日本を取り巻く近隣国でございます。強権的な統治、独裁国家であるという指摘もなされます。核、ミサイルを保持する国々でもあります。これを確認した上で、この法案についてまた質問させていただきます。

この法案が目指すとおり、業界の垣根や所管官庁、所管法律の縦割りを乗り越えて、電気やガス、石油、水道、金融、放送、鉄道、航空など、社会経済基盤の安全性やレジリエンス、強靱性を高めるための仕組みを構築することは国民生活の安定を堅持するためにも大事な取組だと、明確にこれを支持いたします。

その上で、大臣、最近痛感するんですが、日本の大事な公共財としての社会インフラは、実は今挙げたような目に見える建物や機能だけではないのではないかとこの思いを強めています。先端技術を使って外国勢力が主権者たる国民世論の操作、特に、民意を集めることによる国民投票や選挙などでの不当な介入、歪曲を図ることへの備えが必要なのではないかと強く思っております。今日配付をさせていただいた資料三を御覧になつてください。

これは、ちょうど一年ほど前に読売新聞が報道したものでございますが、震度六強の揺れがあった福島、宮城県の地震について、当時の官房長官であられた加藤官房長官がテレビ会見をされた、

そのときの、この記事の中の左下、下の方が本物です。実際には、この地震のことを、近況を官房長官として放送されていらつしやるわけですが、その後、誰かによってこのディープフェイクが作られて、上の写真、すなわち震度六の揺れということを緊急性を持って国民に知らせなきゃいけないときにあたかも笑顔で話しているような映像が第三者によって作られて流されまして、実際にこれが再配信を、リツイートをされていきました。

ということ、これは、熊本地震のときにはライオンがおりから出たぞというのが大変な数リツイートされてしまつて、多くは善意で、警戒してくださいという善意でこれをリツイートして、それは大変な愉快犯であつて、それは社会で忌むべきことですが、こういう状況になると、単なる愉快犯ではなくて、まさに政治家を狙つて、あるいは民主主義をじゅうりんするような先端技術が他国から狙われるというのは、実は米国大統領だけの話ではなくてきた。そして、現在のウクライナにおいても、ゼレンスキー大統領が国民に対して降伏を促すというような動画が作られた、全く本人とは関係ない。

ということであれば、例えば、先ほどサイバーで挙げられた国々に対して批判的な政治家、この人を政治的に殺そうと思つた場合には、選挙の直前に本人とは全く関係のない、そんな映像が作られて、例えば、その人が人種差別的な発言をしたとか、あるいは汚職をしたというようなことを思わせるに足る映像が作られてしまつたら、それは確かな民意の集積にはならないわけでございます。それが、一年前にはこのよう、民主主義を脅かすというふうに書いてありますけれども、これは単に選挙の、選挙やあるいは通信を仕切る総務省だけの問題ではないはずでございます。

例えば、日銀の総裁が為替に対して、外貨準備高に対して発言をするという完全なフェイクが作られたときには大混乱に社会を陥れる、そういうリスクが日本でも起こり始めているということの予兆を報じた読売の記事だと思つていきます。

そこで、官房副長官にお伺いします。外国からの介入により国民あるいは社会経済を深刻な動揺に陥れるフェイクが拡散されたとき、日本政府の威信を懸けて正確な情報をアナウンスし、ファクトチェックをし、国民の信頼や社会秩序を守るといふのは、日本政府のどの部門、誰が担うのでしょうか。

○内閣官房副長官(磯崎仁彦君) 答えをいたします。

悪意のある偽情報、その拡散は、その性質によりましては政府に対する国民の信頼を失い、また社会秩序を乱し、先生言われるように、自由、民主主義といった普遍的価値に対する脅威となり得るものだとおぼろげに考えております。

特に、近年は情報流通技術の急速な発展によりまして、先ほど例として御紹介されましたとおり、偽情報が増えつつ巧妙かつ大規模に拡散されるリスクが高まっております。サイバーセキュリティの観点と併せてその対策が重要であるというふうな認識をしております。

やはり、まずはこの受け手の方にとつてやはりインターネット上の情報をうのみにしない等の国民のリテラシーの向上が重要であり、また一般の利用者や小中学校の生徒に対してもこのリテラシーの向上に向けた啓発を推進しております。

それとともに、実際の国民の皆様の混乱あるいは誤解を与えかねない政府の取組等に対する偽情報に対しましては、プラットフォーム事業者に削除要請を行うとともに、政府としても正しい情報の発信を行っているものと承知をしております。

政府としましては、この偽情報対策につきましては、各省庁が所管分野において適切に対応するとともに正確な情報発信を行うなど、政府一体となつて万全を期してまいりたいと、そのように考えております。

○有村治子君 最後の質問になります。

今大臣お聞きになっていただいで、このようなことこそ基幹インフラで、他国の先進国はここに手当てをする法律なりをもう用意し始めてきてい

ます。本来はこの法案に入れ込むべきではないかという真摯な質問に対して大臣はどうお答えになられるでしょうか、教えてください。

○国務大臣(小林鷹之君) 今回は経済安全保障が喫緊の課題ということで、これ政府、私が大に前年から自民党と政府においても様々な議論をさせていた中で、脆弱性を洗い出し、その中において、一気に全てやり切れればいいんですけども、特に法制上の手当てが必要な分野横断的な喫緊の課題ということで、今回、四つ項目を洗い出してやらせていただきました。

そういう位置付けではございますけれども、その上で申し上げますと、今、有村委員おっしゃつたように、この今の選挙における影響工作を始めとして、他国などによる悪意のある偽情報の拡散、これは、自由や民主主義あるいは法の支配、これ基本的な価値に対する挑戦であり脅威だというふうな認識をしております。

これ、経済安保の観点からも、例えば今回手当てしているサブライチエンですとか委員御指摘の金融を含めた基幹インフラに対して偽情報が拡散すれば、国民生活や経済活動に対して物すごい甚大な影響、混乱が生ずることになることが懸念されます。したがって、これ経済安保にとどまる話だと思つておりませんが、政府全体で今官房副長官おっしゃつたように取り組む必要があると思ひます。

その取組の在り方についても、どんどん技術というものは進化していくでしょうから、政府内の在り方あるいは諸外国や民間との連携の在り方、これは不断に見直し、検討し、強化をしていく必要があるんだろうと考えております。

○有村治子君 大臣、誠にありがとうございます。

民主主義を守る日本の繁栄と安全と世界への貢献を念じて、私、自由民主党、有村治子の質問を終ります。ありがとうございます。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。今日は、質問の機会を与えていただきまし

て、本当にありがとうございます。

コロナ禍が始まりましてもうすぐ二年半、大変長い期間我々は苦しんでいるわけですが、この間に経済安全保障という言葉が浮上して、そして関心が高まって、最近ではロシアのウクライナ侵攻という事象も発生をしたわけでありまして。まさに、今回のこの法案、時宜を得た素晴らしい法案であり、しかも、この一年という大変短期間にこの法案を取りまとめられました小林大臣を始め関係の方々には心より敬意を表したいと思います。

私は、この法案に対する認識、まず申し上げたいと思ふんですが、この法案、四つのパワーズの有機的な連携が図れるのではないかと、経済安全保障と同時に成長戦略も実現し得るのではないかと、こういう受け止めをしております。そのための優れた枠組みを提供するもので、我が国の経済安全保障を構築していく上で大変重要な第一歩となる、こういうふうな考えております。

例えば、まあちょっとこれは推測ですけども、法案の第四章の先端的な重要技術のところで基金も使いながら技術開発をやる、そして、出てきた成果について、例えばその製品の原材料を第二章のサブライチエンの強朝化に使うというようなことも可能となる。というようなことを考えますと、効果的に取り組むことによつて、経済安全保障が成長につながり、そして経済安全保障も厚みを増す、そういった好循環も可能なのではないかと、こんなふうな考えております。

そういう前提の下にお伺いをいたしたいと思ひますけれども、まず、サブライチエンの構築に關してであります。

政令で指定される重要物資、これはそのサブライチエンの置かれた状況や解決すべき課題がそれぞれに異なつて、物資の状況に応じた支援が必要になつてくるわけでございますけれども、法案三十一条にあります安定供給確保支援法人、これが基金を造成して支援を行うことになっております。

このサプライチェーンの強靱化のためにいろんな方策があつて、輸入先の多様化ですとか、それから最後は備蓄まで、いろんな方策があるわけですが、私も、私は、調達先をA国からB、C国に丸ごと移して補填するというような発想ではなくて、民間のサプライチェーンの再構築を促す設備投資、民間の生産基盤整備の自助努力というものを促す発想、まあ国産化につながるということにもなつてまいりますけれども、そういうことを重視していただきたいなど。そういう意味では、基金による支援はしっかりプライオリティーを付けた支援とすべきではないかと、このように考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。

委員、冒頭、本当に大切なことをおっしゃつていただいたと思うんですけども、各四項目全て一体的に講ずることによって安全保障を確保していくということ、まさに法案の正式名称に書かれているものであります。これは経済成長につながっていくものと捉えております。

その上で、民間事業者の自発的な取組をあくまで支援していく枠組みとなっております。この民間の自発的な取組というのは多様な取組があつて、これは物資の特性に応じて様々だと思つておりまして、国内生産基盤を強化することもあつたりまして、供給源の多様化あるいは備蓄、代替物資の開発、これは様々なメニューがあるというふうな想定しております。これについては、支援対象となる具体的な取組、これは、それぞれの取組の合理性ですとか、あるいは支援の政策効果なども勘案して決めていくこととなります。

この物資ごとにそれぞれの効果的な取組というものとは異なるかと認識しているんですけども、委員今言及された話に照らして申し上げますと、例えば、特定重要物資の原材料メーカーですとかその生産設備のメーカーが国内に立地していて、その特定重要物資の生産基盤を国内で整備する計画があつて、それが適切であると認められれば、この国内生産基盤を支援することで、結果として、

国内の原材料メーカーまた生産設備メーカーを含めて、サプライチェーン全体の強靱化が図られることになるというふうな考えております。こうした場合には、委員御指摘のとおり、国内生産基盤の整備が優先され得るといふふうな考えているところであります。

○太田房江君 ありがとうございます。

重要物資それぞれの対応ということだと思ひますけれども、できるだけ、気が付いたら何にもなかったと、国内に、というようなことがないように対応をお願いしたいと思います。

次に、今回のウクライナに対する侵攻によりまして、国際的なサプライチェーンもパラジウムのように新たに留意しなくてはならない物資が出てまいりました。半導体生産に用いるネオンといった希ガス、あるいは自動車用の排ガス触媒に使われるパラジウム等の原材料の供給不足というものが心配されるに至っています。パラジウムに至ってはロシアのシェアが四四％ということでありまして、今回のこの新たな事象の発生によりまして、ウクライナへの侵攻という、発生によりまして、国際的なサプライチェーンの見直しということのをいま一度しなくてはならないのではないかと、こう考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(大野敬太郎君) ありがとうございます。

ただいま委員、パラジウムあるいはネオン、キセノンという希ガスについてお尋ねをいただきましたけれども、例えばパラジウムにつきましても、日本では自動車産業あるいは歯科医療などで利用されておりまして、御指摘のとおり、輸入量、四割をロシアに依存しているということになっております。こうした背景があり、ウクライナの情勢を鑑みれば、特段何か策を講じていかなくちやいけないという認識に立っておりますけれども。

現在、先般でありますけれども、経済産業省の戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部

にて、三月の三十一日でありましたけれども、ウクライナ情勢を踏まえた緊急対策というのが取りまとめられまして、その中で、早急に対策を講じる必要がある物資として、パラジウムのほか、委員御指摘のとおり、希ガスなども含めて七品目が特定されております。

したがって、その中で、これから経産省におきまして、製造事業者への働きかけ、あるいは省パラジウム技術の開発、あるいは海外上流開発等への支援というのを実施されるものと承知をしておりますけれども、本法案の関係でいえば、特定重要物資としてパラジウムあるいはキセノン、ネオンといった希ガスというのが指定されるかどうかというものにつきましては現時点で予断を持つて申し上げることは困難でございますが、これから法案が可決をいただきましたらば、その要件に従つて何を重要物資として特定するのかというのを定めまして、もし定められましたらこのルールに従つて適切に措置されるものと理解をしております。

○太田房江君 世界情勢が激変をする中で、このサプライチェーン、寸断をされないようにしっかりと注視をしていただきたいと思います。

次に、今日は公取にも来ていただいておりますけれども、公正な競争環境の確保について伺います。

サプライチェーンの強靱化を図る上でも公正な競争環境の確保は重要でありまして、その意味で公取の果たすべき役割は重要だと思つております。一方で、経済原理をどんどん追求していきますと二〇〇％輸入というふうなところにも至るわけ、例えばコロナ禍でマスクや防護服が一個もなくなつたやつたという事態が一時期ございました。そういうような供給リスクの高まる結果になつたケースもあるわけですね。

今回の安定供給確保、特定重要物資の安定供給確保に当たっては、企業間の生産協力や販売協力などが必要な場合には、公正取引委員会に御相談をした上で、意見を求めた上でこれを実施すると

いう法二十九条の取決めがございます。

私は昔これと同じような仕事を経産省でしたところがあるんですけども、やはり業界横断的な取組というものがこの重要物資の安定供給確保には必要になってくる場面も多々あると思われるところ、こうした業界横断的な積極的な取組に対しては国益の観点から前向きに公取さんには対応していただきたいと、このように思いますが、いかがでございますか。

○政府参考人(小林沙君) お答えいたします。

本法案におきましては、ただいま先生御指摘のとおり、同一の業種に属する二以上の者が共同して供給確保計画を作成し、特定重要物資の安定供給確保のための取組を行う際には、主務大臣が認定を行うに当たり必要と認める場合に公正取引委員会の意見を求めることができる規定が設けられております。

本規定は、主務大臣が公正取引委員会の意見を聞くことにより、共同生産等の安定供給確保のための取組に競争上の疑義がないことを確認し、事業者がちゅうちょせず取組を推進できる環境を整備しようとするものであると承知をしております。

公正取引委員会といたしましては、特定重要物資の安定供給の確保という本法案の目的に鑑みまして、関係省庁とも連携しつつ、国民経済の健全な発達の促進といたつた国益も踏まえて適切に運用してまいりますと考えております。

○太田房江君 公正な競争環境の確保ということに関連しまして、もう一点公取にお伺いをしたいことがございます。

エネルギーの安定供給確保は経済安全保障の基盤であるということは何となくも言われておりますけれども、皆さん、最近ガソリンスタンドがほとんどなくなつてきているのを御存じでしょうか。

ガソリンスタンドは、皆さん御承知かと思ひますけれども、最後のとりでというふうな呼ばれておりまして、例えば、大雪で雪に閉じ込められた病院に重油を届けたり、あるいは高速道路上

で動けなくなった車にガソリンを届けたり、これ全部地域のガソリンスタンドがやっているんですよ。

ところが、資料一を見ていただきまして分かりますように、ピーク時六万四千二十一カ所あったガソリンスタンドが今や半減してしまっておりまして、多くのガソリンスタンドがいろいろな事情から撤退してしまっているわけです。

こうなりますと、いざというときに本当に近くにガソリンスタンドがなくて、サブライチエーン、エネルギーの供給という意味のサブライチエーンが途切れてしまうということもあるんですけれども、その原因いろいろございます。もちろん、人口が減っているとかいろんなことございますけれども、最近大変目立っているのは、巨大外資資本が運営するガソリンスタンドが周辺の中小零細事業者の仕入価格よりも安い小売価格で販売をして、その結果、地域の事業者が撤退に追い込まれてしまう、こういうケースも散見をされるわけです。百七十円のが百五十円で売られているというところを皆さん御存じだと思っておりますね。

やっぱり安い方がいいには決まっているんですけども、しかし、今申し上げたようなエネルギーの安定供給という観点からサブライチエーンが寸断されるというようにおそれるに至りそうなきには、こうした巨大外資資本による販売行為についても厳正に対処していただきたいと思っております。

○政府参考人(藤本哲也君) お答えいたします。公正取引委員会といたしましては、小売業における大規模な事業者による不当販売事案で周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものにつきまして、周辺の販売業者の事業活動への影響などにつきまして個別に調査を行いまして、問題の見られた事案については厳正に対処しているところでございます。

大規模な事業者による不当販売事案で問題の見られる事案につきましては、引き続き厳正に対処してまいります。

○太田房江君 こういった状況はこの数年ずっと続いてきておりまして、ガソリンスタンドはほとんど減っております。

今、経済安全保障ということに大きな関心が集まっているこのときに、ガソリンが手に入らない、そんなことが起こらないように、厳正な対応、おっしゃいましたけれども、引き続きしっかりと対応していただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

次に、官民技術協力についてお伺いをしたいと思います。

今回、革新的な技術の出現、これを、国家間の覇権争いという中で何とか我々がこの革新的な技術を手にしようということ、この官民技術協力のところで二千五百億円の基金も用意して、この重要な先端技術を開発し、そしてそれを活用できるような経済安全保障達成していくこと、こういうことになっているわけですから、いかにせん、この二千五百億円はやっぱり少ないと言わざるを得ません。

最終五千億円になるということも、ございますけれども、やはりイノベーション全体で、例えばアメリカでは、三十兆円から四十兆円を投入するようなイノベーション・競争法というようなものが可決をされております。こういったことを聞くにつけ、やっぱり私は、一つはワイズスペンディングをしつかりやる、そして、今回協議会でずとかシンクタンクが設けられておりますが、こうした知恵を活用して、官民が一丸となった研究開発推進のための仕組み、これを有効に使う、こういう二つが重要なんじゃないかというふうに思っておりますが、同時に、これら全体を仕切っていく司令塔機能、これが重要になってくると思っております。

第六期科学技術・イノベーション基本計画では、政府の研究開発約三十兆円、そして官民の総額百二十兆円というこの大きな予算を経済安全保障等の大きな国是に配慮しながら全体として配分

をしていくという事業、これを全体取り仕切つていただく司令塔機能として小林大臣に是非御活躍をいただきたい、そうすることによって、我が国のこの縦割りになったその予算を有効にワイズスペンディングすることによって、このイノベーション、もつと興々なきやいけないときに加速をさせていただきたいと、このように念じるわけですが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) もう委員御指摘のように、諸外国が科学技術イノベーションの投資、これに重きを置く中で、まさにこれが国家間の覇権争いの中核になっている、しのぎを削っている状況です。したがって、我が国としても、この科学技術イノベーションへの投資というものをしっかりと大胆にやっつけなければならぬと考えます。

今委員が御紹介いただいたように、政府全体としては、第六期の科学技術・イノベーション基本計画で、この五年間で、政府だけで研究開発投資を約三十兆、官民合わせて約百二十兆円ということ、前回第五期の基本計画と比べても、かなり目標としては上積みするような形で設定しているところであります。その中で、今回二千五百億、これをどう評価するかというのはありますけれども、これを含めてこの予算というものはしっかりと確保していかねばならないと思っております。

その上で、司令塔機能については、内閣府としてここはしっかりと頑張らなきゃいけないと思っております。いわゆるCSTIの下で科学技術イノベーション政策全体を俯瞰をし、その上で、今、政綱、量子、AI、こうした重要分野の戦略を取りまとめるところでございまして、この全体を俯瞰した戦略に基づいて、経済安保の観点も当然踏まえつつ、今御紹介いただいたシンクタンク、この機能も一朝一夕にできるものではありませんが、こうしたものを着実に進化させていくことによつて、我が国が育てるべき重要技術分野というものを明確化していく必要があると考えています。

それが、結果として委員御指摘のそのワイズスペンディングにつながっていくというふうな考えでおりますので、重点的な資源配分、また、分野横断的にこの先端技術の研究開発が推進できるように、この担当大臣、科学技術担当大臣でもございますので、そこは横串を刺せるように尽力していきたいと考えます。

○太田房江君 ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

次に、スタートアップ支援についても触れておきたいと思っております。

先端的な重要技術の研究開発とその社会実装は、従来の大企業のみならず、アカデミアやスタートアップ企業を含めて多様な主体が関わってまいります。先端的な重要技術の支援を行う協議会におきましては、こうしたスタートアップ企業の取り込み、そして研究開発成果の社会実装に向けた伴走支援というものが重要になると考えますけれども、日本は、皆さん御承知のように、ベンチャーキャピタルの一件当たりの投資額が小さいとか、あるいは金融系が中心で保守的であるなど、スタートアップ支援が弱いと言われる。だからGAF Aが育たないというようなこともおっしゃる方もいる。

そういう中で、これからこの経済安全保障を押し進めていく上で重要技術を開発していく上で、スタートアップにつなげていくというところ、これをしつかりやっつけたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○政府参考人(米田健三君) お答え申し上げます。スタートアップはイノベーションの担い手として重要でございまして、本法案の協議会におきましても、機微な情報の取扱いについて全ての参加者が納得する形で取扱い方法を定めるなど、スタートアップが参加しやすい仕組みとなるよう配慮しているところでございます。また、参画した者に対しては、協議会といたしましても、研究

開発の推進に有用な二大情報の共有や社会実装に向けた協力など、今おっしゃっていたような積極的な伴走支援を行うこととしていただいております。

このように、協議会に参加したスタートアップがその成果を社会実装につなげつつ成長していくためには、我が国においてもスタートアップエコシステムを確立していくことが重要と考えてございます。

一方、今方委員御指摘のとおり、我が国のスタートアップにおける環境は、米国等と比べまして、ベンチャーキャピタル等からの投資が十分でないこと、特にレーターステージの成長資金が不足していること、海外とのつながりや投資を呼び込む力が低いこと、起業家人材支援プログラムの不足といった課題があるとされてございます。

このような課題を克服するために、本年二月、総合科学技術・イノベーション会議の下にイノベーション・エコシステム専門調査会を設置いたしました。ベンチャーキャピタルからの投資の質と量の両面の向上、海外からの投資や人材の呼び込み強化など、スタートアップの技術的な強化策の検討を進めているところでございます。

内閣府といたしましては、関係省庁や関係機関とよく連携しながら、我が国のスタートアップエコシステムを強化するための取組をしっかり進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○太田房江君 ありがとうございます。次に、外為法の問題についてお伺いをしておきたいと思っております。

先端的な重要技術の研究開発は、その支援と同時に、でき上がった成果の海外への技術流出の防止に十分留意する必要があります。

これまでも、外為法については、周知徹底、取組強化、行われてきましたけれども、機微技術に関する輸出管理の徹底、これを今回のこの法案の提出と同時に必要があると考えます。

それからもう一点、私は地元、大阪でございます。

して、優秀な中小企業がたくさん多いんですけれども、今不安傾向も進んでおります。こういう中で優秀な技術を持った中小企業が丸ごと買収されてしまうんじゃないかと、こういう懸念を持つことも多々ございます。

そういう意味で、輸出とそれから対内投資両面において、現行の外為法の体系、運用で十分なのか、見解を伺います。

外為法は改正を繰り返してきておりますけれども、私の聞き及んだところによれば、大変研究をされていると。大変研究をされている中で、本当に思いも付かないところの、何というんでしょうか、輸出や対内投資が起きているということも聞いておりますので、お答えをお願いしたいと思っております。

○政府参考人(風木淳君) お答えいたします。先般重要技術については、研究開発支援のみならず、技術流出を防止することが極めて重要です。委員御指摘のとおりでございます。

このため、経済産業省として、関係省庁とも連携しつつ、外為法に基づく輸出管理、それから投資管理に係る関係法令の見直しを進めてきたところでございます。

まず、輸出管理については、国際輸出管理レジームの議論に基づいて対象品目を随時見直ししております。それから、人材を介した技術流出に着目して、国内での居住者間の技術提供であっても、外国政府等から強い影響を受けている状態にあると考えられる場合はみなし輸出管理の対象とすることとしたところでございます。このほか、中小企業、大学等における輸出管理体制構築に向けて、継続的な普及啓発活動を行っているところでございます。

また、対内直接投資の管理につきましましては、令和元年に、上場企業に係る株式取得に当たって事前届出を求めると同時に、一〇%から一%に引き下げたことに加えて、随時、事前届出の対象業種について、例えばサイバーセキュリティ、それから重要鉱物資源関連を追加するなど、様々な措置を講じているところでございます。

引き続き、国際的な先端技術の動向等を踏まえながら、後手に回ることがないように、執行体制を整備を含めて必要に応じて不断に見直しをしまいたいと考えております。

○太田房江君 本日に技術の覇権争いが大変激しくなっている中で、まさにおっしゃっていたように、もう後手後手にならないようによろしくお願いを申し上げます。

次に、特許出願の非公開制度についてお伺いをいたします。

今回、特許出願の非公開制度ということが、遅ればせながらと言ったらいんですけど、日本でも設けられたということで、このことについては大いに歓迎をしたいと、こう思うわけですが、一方で、これイノベーションとの両立ということについてはどうなんだろうかという声も聞かれます。余り出願を非公開にし過ぎますと、それが公開されないのイノベーションが進みにくいんじゃないかと、こういう議論もある中で、実はメリットもあるんじゃないかと私は考えます。

つまり、機微技術の拡散を防ぐという安全保障確保の観点から導入をされた今回の制度、実はもう一つの側面として、これまで特許出願ができてこなかった、これ出すともう国益に反してしまっている中で置いておこうというような、そういう特許技術ですね、特許機微技術、これが今回の非公開という制度が設けられることによって特許出願の戸を開くということになってきたんじゃないかと、そういうメリットがあるんじゃないかと、こういうふうにご考えますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) 現行法の下では、安全保障上機微な発明であったとしても、特許を出願されてしまうと一律に公開されてしまう、そういう立て付けになっています。したがって、今回の特許出願の非公開制度というのは、こうした問題に対処をして機微技術の拡散を防ぐことに目的がございまして。

一方で、今御指摘いただいたとおり、機微技術

の発明者の中には、自らのその発明が出願の公開を通じて機微技術の拡散につながってしまうことを懸念をして、特許出願をあえて控えているという実態もございまして。そういうことがあるということは承知しております。

したがって、この新しい制度は、その機微技術の発明の出願につきまして国が公開の是非を判断した上で、仮に安売上のリスクが認められる場合には非公開の措置がとられるという点で、今申し上げた懸念を解消する意義があると、そういう側面もあると考えています。つまり、この新しい制度は、これまで特許出願ができていなかった機微技術の発明者にも、特許出願の、特許出願をし、またその特許の取得の道を開くものであるとも考えているところでございます。

○太田房江君 ありがとうございます。ここで、ちょっと細かくなるんですけども、保全審査の弁理士法との関係、私、確認をしておきたいと思っております。

特許出願など特許庁に対する手続に関しては弁理士さんが代理手続を行うことになるわけですが、出願人の負担軽減に一定の役割を果たしてきたこの弁理士さんのお仕事、今回創設される特許出願の非公開制度における二次審査、すなわち保全審査においては、特許出願を代理した弁理士さん、その後の保全審査に引き続き関与することはできるんでしょうか。

○政府参考人(三貝哲君) お答え申し上げます。本法案における保全審査、これは特許庁ではなく内閣総理大臣が主体となる手続となっております。したがって、弁理士でなければできない弁理士の専権業務には含まれないところでございます。

他方で、専権業務に含まれなくとも、弁理士の専権業務を規定する弁理士法や行政書士の専権業務を規定する行政書士法といったほかの法令に抵触しない限り、弁理士の関与が禁止されるものではないと思っております。特許出願を代理した弁理士が引き続き相談に応じるなど、保全審査の手続に関与

することは可能でございます。

○太田房江君 ありがとうございます。確認はいたしました。

ただ、中小企業にとつてはこの特許出願についての代理手続をしてくれる弁理士さんの存在というのは大変大きいわけでありまして、日本のイノベーションをどんどん進めていこうという観点から、中小企業を中心とした出願者の立場というものにも御配慮いただけるような、そういう運用もお願いをしておきたいと思えます。

次に、経済安全保障マインドの醸成につきましてお伺いをいたします。

この間、トヨタの部品メーカーである小島プレスというところにハッカー攻撃があつて、そしてトヨタ全体のラインが止まってしまいました。もちろん小島プレスは中小企業ではありません、大企業ですけども、そのときに萩生田大臣が、大企業は要塞だけれども、中小企業の方は安全保障に対応するための体制整備をするのは大変なんですというふうな発言をしておられます。

今回のこの法案が提出をされて、大企業も中小企業も、経済界全体、大きく変化しつつあるとは思いますが、この法案の実効性を上げていくためには、経済界全体の安全保障マインドの醸成が不可欠だと思います。大企業の方は、担当部署を設けたり、あるいは経済安保担当の役員をつくらせたりということ、当然対応が進んでいるわけですから、中小企業の方はそれだけの体力がございません。

こういう中で、経済界全体の安全保障マインドを醸成するために、既に経済界との協議等々行つておられるんでしょうか。そしてまた、中小企業に対しては、啓発はもちろんのこと、支援も行つてあげていただきたいと思います。

○国務大臣(小林鷹之君) この点について、意識の醸成については有識者会議からも提言をいただいております。そこでは、経済安全保障の推進は、政府がその役割を果たすことはもとより、経

済界を含む国民全体の理解と協力が不可欠であると、そうされていきます。したがって、国民に対する丁寧な説明が重要であると考えております。実は先ほど、有村委員、最後、私が国民に伝えたいことは何かという御質問をいただく予定だったんですけど、まさに、この中小企業を含めて、国民の皆様の経済安全保障に対する意識の醸成、これが本場に必要だと思っております。

こうしたことから、政府としては、中小企業を含む民間事業者に対する情報提供を通じまして、民間企業の現場での経済安保に対する意識の醸成を図られるように当然努めてまいります。

この法案の中の立付けにおいては、例えばサプライチェーンの強靱化を図る枠組みの中では、ニッチな技術を有する中小企業や重要な部品あるいはその原材料を製造している中小企業が全国に多数存在していることも踏まえまして、要件を満たせば、中小企業信用保険制度の特例を始め、中小企業に対する支援施策を講ずることを可能としております。

また、先ほど来話に出ていた先端的な重要技術の研究開発、この推進のための協議会についても、先ほど政府参考人から答えがありました。スタートアップ企業も参画しやすい、そういう間口を備えた制度としていく考えです。

既に、これからも中小企業を含めた経済界、産業界とは密に意見交換していきたいと思ひますし、これまでもそこは私もなりにコミュニケーションを図つてこの制度設計やつてきているところでございます。これから政省令や基本指針などを作つていく過程において、中小企業を含め、幅広いステークホルダー、プレーヤーの皆様とのコミュニケーションというのを大切にしていきたいと考えているところであります。

○太田房江君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、今日、原子力規制委員会の更田委員長にも来ていただきました。

てお伺いをいたします。

電力の安定供給は経済安全保障の礎であります。昨今の原油価格高騰に加えて、ロシアのウクライナ侵攻により世界的にエネルギーの供給不安が広がる中で、火力発電の依存度が高い我が国の電力安定供給が揺らいでおります。

東京電力は三月に、火力発電所が停止したことを受けて、地震のときに、初の電力需給逼迫警報を出しました。我々も驚きました。今後、ウクライナ情勢等によつてエネルギーの需給逼迫が続くことになれば、今度は電気料金がどんどん上がつていくのではないかと、こういうことが国民の皆さんの懸念であらうかと思つております。

現下のこのエネルギー需給を、エネルギーをめぐる危機的な状況乗り越えるためには、私は、現在稼働中の原発に加えて、停止中の、安全確保を優先しつつ、速やかな原発の再稼働ということに踏み切るべきであると考えております。

昨日もエネ庁から電力需給逼迫の状況についての報告がありました。今年の冬は大変な状況になるということが報告されておりますし、これを受けてどうするか、総理も、原子力を含むあらゆる電源の最大限の活用を進めていかなくてはならないということを明言されるに至つております。

そこで、更田委員長にお伺いをしたいと思いますけれども、現在進められている再稼働への審査や検査、これを加速していただくことはもちろんですが、来年の冬に間に合わせるということからいいますと、特定重大事故、あつ、今年の冬に間に合わせるということからいいますと、特定重大事故対処施設、いわゆる特重の設置期限を除外して、安全の確保された原発の再稼働を実現することが私は有効であると考えています。

再稼働を認可された時点で、段階で、世界最高水準の安全性は確保されていると私は理解しております。この特重を除外することにしましては再稼働に大きな問題生じないのではないかとお思います。委員長、お答えをお願いいたします。

○政府特別補佐人(更田豊志君) お答えをいたします。

基準に適合している原子力発電所にとつて、特定重大事故等対処施設なしでの運転が直ちに危険に結び付くものであるというふうには考えておりません。一方で、特定重大事故等対処施設を整備することによつて安全性やテロへの備えが強化されることも事実です。そういった意味で、この継続的な改善というのは常に原子力の利用にとつて最も重要なことのひとつですので、この継続的な改善がなされるという上で、特定重大事故等対処施設、期限までに整備されることが重要だと思つております。

それから、規制に関わることであれば、これ、今先生の御質問の中では需給に係る御指摘がありましたけれども、規制に関わることであれば、政府内であるとか事業者、電力事業者であるとかのまず議論が始まると思ひます。その議論は規制に関わるものである限り、規制委員会はいつでもその議論に応じる考えでおります。

○太田房江君 時間が参りましたので、ただいまの御答弁を受けて、更に次の機会に御質問をさせていただきます。ありがとうございます。

○石川大我君 立憲民主・社民の石川大我でございます。

本日は、経済安全保障推進法案、関連法案に関して、ごめんなさい、経済安全保障推進法案にしまして、大臣にもお伺いをしたいというふうにして思つております。

この法案、とにかく分かりづらいということ、国民の皆さんからは、実際、我々の企業のこと、物資が果たして本当にこれに当たるのだろうか、我々のやつている研究がこれに当たるのだろうかとか、そういったかなり分かりづらいということ、新聞報道などでも、後でこれ時間があれば触れられたいけれども、毎日新聞が「経済安保対策は天下り?」というところで、大手企業に経産省の幹部OBが続々と天下っているなんというよう

はりこの民間の経済活動の自由というものは極めて重要なものでございますので、その例えば規制を掛ける場合にそれが無制限であつていいというのには当然ないわけであつて、可能な限りその民間企業に対する規制、また負担、あるいはその事業の予見可能性ですね、そういうところに配慮してこの制度を設計をし、運用していくということとは当然だというふうに考えております。

○石川大我君 衆議院の内閣委員会における本法案の採決では、事業者の自主性を尊重する旨の附帯決議がこれ付けられています、事業者の自主性を尊重すると。

政府としては、具体的にどのような形でこの事業者の自主性を尊重するというところをお考えになつていらっしゃるのか。それを担保するその方法などについても、あればお聞かせください。

○国務大臣(小林鷹之君) これについては、法案の第五条、合理的なという言葉を使つておりますけれども、その前の質問でも申し上げたとおり、国会答弁でも申し上げますけれども、民間の事業者の方への負担というものを結果として必要最小限になるように努めていくということは、法案上そういう形で記載をしていると認識をしております。

また、なので、その規制については可能な限り負担を掛けないようにということですし、また、この四項目は全て規制というわけではなくて、冒頭申し上げたとおり、例えばサプライチェーンの強朝化については、例えば特定重要物資を国が指定して、特定の企業に対して、じゃ、あなたがやりなさいとか、そういうふうな指示をするものではないです。これはあくまで民間の方々の自主性を尊重する形で、特定重要物資に指定した場合にそれを安定供給確保したいと、そういうふうな手を挙げてくださった方を認定する仕組みにしてありますので、そういう意味では、その法案全体に今委員が御指摘なさつたような問題意識というものも通底しているというふうに捉えています。

○石川大我君 次に、ちよつと確認という意味合いも込めて質問させていただきます。
本法案における安全保障という言葉の意味です。

昨日の参議院本会議において岸田首相は、経済安全保障は多岐にわたる新しい課題であり、明確な定義はないというふうに答弁をされました。本会議場は大きなちよつと驚きの声が上がつたというふうに思つておられるところなんです、明確な定義はないけれどサプライチェーンの強朝化に力を入れる、ちよつとなかなか明確な定義というのはどうということなんだろうというふうに思つておられるけれども、本法案の規定では、経済活動に關して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止することを目的とすると規定されています。

言葉、用語として、本法案において用いられる安全保障の定義について改めてお示しください。
○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。

昨日の参議院本会議で総理が答弁していただいたのは、経済安全保障の定義とは、一体何ぞやと問われて、我が国を含めて、国際的にも確立した定義はないというお答え、答えだつたと思つています。

そもそも、じゃ、経済安全保障って一体何なのかというところでございますけれども、やはり委員冒頭おっしゃつたように、国民の皆様には分かりやすく伝えたいんです。その意味で、経済安全保障、この基本的な理念というかビジョンについて私が申し上げているのは、この経済安全保障というのは国益を経済面から確保していくものだということを一言申し上げています。

じゃ、その国益って一体何なのかという点ですが、これも、これは現行の国家安全保障戦略にも幾つか国益が明示されています。一つは、中核的な国益だと思つていて、それは、国家の主権と独立、また国民の生命、身体、財産、これを守り抜くこと、これが中核的な国益だと思つています。二つ目は、経済的な繁栄を実現していくこと、三つ目は、基本的な価値に基づく国際秩序あるいは

ルール、これを維持、擁護していくことだというふうに捉えておられて、こうした国益を経済面から確保していくこと、特に冒頭申し上げた一つ目の中核となる国益を確保していくこと、これが経済安全保障だという私の考え方でありまして。

○石川大我君 所管大臣は、各物資の生産、輸入、販売の事業を行う者に対して、その状況において調査を実施することができるということに、実施可というふうに書いてあるわけですが、この調査が実施可能ということですが、この調査というのは具体的にこれ何を指すのでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) これ、サプライチェーン調査ということですが、これは供給途絶リスクの評価などをする観点から重要な物資のサプライチェーンを把握するために行うものであります。

○石川大我君 この経済安全保障推進法案ですけれども、調査がやつぱりできるということで、例えば、事業者の状況です。分かりやすく言い換えると、これは例えば、いわゆる企業秘密のよなものも教えてほしいというふうなことで確認したいというふうなことも含まれてくるんでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) これ、そもそもそのサプライチェーン調査というものなんですけど、これ恐らく一般で思われているよりもかなり複雑だと考え、サプライチェーンそのものですね、複雑性を適切に把握するために、複雑なサプライチェーンを遡つて、各段階で、対象に調査する必要がある可能性があります。

だからといって、じゃ、悉皆的に、網羅的に何かを調査するわけではなくて、例えば公的な統計調査ですとか業界団体が実施する調査統計、またヒアリング、こうしたものを通じて、調査すべき物資、調査内容、調査対象事業者について絞り込んだ上で、必要に応じて調査票への回答を依頼することが考えられます。

そういう過程の中におきまして、今委員が御指摘された、その、場合によつてその企業の営業秘密に当たるといふものに触れる可能性があるのかという御質問に対しては、その可能性は排除できないというふうな捉えております。

○石川大我君 繰り返になりますけれども、この法案が自由で開かれた経済活動への過度な規制、締め付け、国家の介入につながるののかと、そうであつてはならないというふうに思うということでもありません。そして、衆議院の内閣委員会でも、多くの委員会から、そういった声が上がつたというふうに思つております。

規制の対象について大臣は、真に必要なものに絞つていくというふうに御発言をされてきましたが、けれども、国家の介入が企業の活動を萎縮させかねないということは指摘をしたいというふうに思つています。そこは十分注意をしていただきたいと思います。

次に、この十四分野の基幹インフラについてお伺いをしたいというふうに思つております。

まず、この十四分野の基幹インフラについて、どのような基幹インフラ事業者が規制の対象になるのかについては、衆議院の議論を見ますと、例えば貨物自動車運送分野では、実車キロ数ですとか輸送した貨物の重量の合計を表す輸送トンという概念があるそうなんです、輸送トン、そして全国に営業所を設置しているなどで特定社会基盤事業者が指定されると。そして、この特定社会基盤事業者が有するインフラ設備のうち、規制の対象となる特定重要設備、こういうところも少しづつ、言葉が非常に難しいわけですが、特定重要設備について、議論を見ても、航空分野ですと例えば飛行計画作成システムがこの特定重要設備に当たると、貨物自動車運送分野では集配管理システムがこれに当たると。何となく、私たちがふだんお世話になつている集配会社さんで全国網羅している会社、幾つか頭に浮かぶわけですね。

というところが攻撃をされたり、そこが使い物にならなくなってしまうと、我々の生活に甚大な影響が及ぼす、荷物も動かなくなってしまうというの理解ができて、ただ、まあ、地元で小さくお商売されているような運送会社さんなんかはこれ当たらないんじゃないかなということが何となく見えてくるわけですね。

まず初めに、この本法案で規定されている省令で定める事業者を指定するための基準というのはどうやってつくるのか、そこをまず最初に押さえないといけないと思います。

○国務大臣(小林鷹之君) まず、この幹インフラに関する制度につきましては、今委員から御指摘いただいたように、国家また国民の安全に与える影響に鑑みまして、規制対象を真に必要なものに限定することが重要だと考えています。

今、事業者の指定のその主務省令の前に、具体的には、まず閣議決定する基本指針というものがございますが、ここにおきまして、現時点では、例えば事業者の指定に関する基本的考え方として、事業規模やあるいはその代替可能性などを考慮要素とすること、また省令の制定に当たって事業者を含む関係者の意見を幅広く聴取することなどを定めることを想定しております。

その上で、今委員から御質問のございました、じゃ、どういう事業者を指定していくのかという点につきましては、この今申し上げた基本指針、閣議決定する基本指針の内容を踏まえまして、主務省令で個別事業分野の特性等に応じた具体的な基準を定めると、そういう段取りになっているところでありまして。

○石川大我君 法施行後に個別事業分野の特性に応じて具体的な指定基準を定めるということが想定されているということなんですけれども、やはり、ちよっとこれ、一般論じゃなくて、先ほどの航空事業や貨物自動車運送のように、事前にどのような基準を想定されているのかということが分からないと事業者の皆さんも困ってしまうんじゃないかなと思うんですけども、確定的には言え

ないということだと思えますが、想定されるものを是非お示しをいただきたいというふうに思っています。

例えば、電気事業に関してはどのような事業者、設備が指定、規制をされる可能性があるんでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。

特定社会基盤事業者の指定基準、そして特定重要設備につきましては、委員御理解いただいているように、今後、基本指針や主務省令によって具体的な内容を定めることになりまして、現時点で確たるお答えすることは困難であることは冒頭申し上げさせていただきます。

その上で、じゃ、それだとイメージが湧かないじゃないかということだと思えます。仮にその基本指針で事業規模や代替可能性などを指定の考え方として定めると仮定した場合に、今委員から例示として、ございました電気事業における事業者の指定につきましては、例えば、全国に十社存在する一般送配電事業者は基本的に対象としつつ、発電事業者につきましてはその保有する発電設備の発電容量といった指標を定めることが考え得るところです。

また、電気事業の設備、設備ですね、今度は事業者ではなく設備につきましては、例えば一般送配電事業に用いられる需給制御システムですとかあるいは系統制御システム、こうしたものが一般的には役割を安定的に提供する上で重要であると承知しております、こうした重要な設備の中から主務省令でいわゆるその対象設備を定めるところになるかと考えているところでありまして。

○石川大我君 発電事業者についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。今ちよっと繰り返しになってしましますが、今申し上げたも、一般送配電事業者というのは、今申し上げたとおり、全国に十社存在するのを基本的に対象とし得るのではないかとということも申し上げまして、発電事業者について申し上げます、その保有

する発電設備の発電容量などの指標を定めることが考え得るのではないかと現時点で想定しているところでありまして。

○石川大我君 発電事業者に関しまして、発電容量のキロワットを考慮してということなんだというふうにも思っております。

鉄道事業者なんですね、報道によれば、JR各社は該当、報道によれば、JR各社は該当し、地方の私鉄は入らないだろうという報道もありました。実際にはどのような基準で判断されるのでしょうか。

また、空港事業ですね、どのような基準が用いられることが想定されていますでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。

現時点で確たることを申し上げられないということでは先ほど申し上げたとおりでございます、その上で申し上げますと、まず、今委員からは事業者の指定のみについて御質問ありましたが、分かりやすく説明させていただきたいので、それに加えまして設備の話も併せてお答えさせていただきますが、例えば鉄道につきましては、この旅客の輸送量を表す輸送人キロや、他の事業者、交通手段による代替可能性といった観点から指標を定めることが考え得ると思えます。

一方、その空港については、申し上げますけれども、これについては、利用する旅客数ですとか、あるいは空港間の代替可能性、こうした観点から指標を定めることが考え得るのではないかと、今考えております。

また、この事業者の指定の基準に加えまして、その事業者の設備について申し上げます、例えば、鉄道分野につきましては列車運行管理システム、空港につきましては航空灯火システム、こうしたものがそれぞれの特定重要設備に該当し得るのではないかと想定しているところであります。

○石川大我君 いろいろとお答えいただいておりますので、次から次へと行きたいんですけども、余り、時間の関係もありますし、全部というわけにはいきませんので。

最後に、金融事業に関しては、衆議院では、地方銀行、信用金庫、農業協同組合、漁業協同組合は事業主体は本法案に規定する事業に該当するんだと。その上で、具体的にどのような事業者が規定対象となるかという、役割の安定的な提供に支障が生じて、それによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものに限定するための指定基準を重要分野ごとに主務省令で定め、基準に該当する者を指定するという答弁がありました。が、どのような事業者が特定社会基盤事業者の指定をされる可能性があるのかということも、そしてまたどの設備が規制の対象となるかも、これで最後に申し上げますけれども、お聞かせください。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。

金融については、法案を見て、御覧いただければ分かるかとおり、結構いろいろな事業が列挙されておりまして、例えば、分かりやすい例でちよっと申し上げますと、銀行業につきましては、その銀行の預金残高といった指標を定めることが考え得るところです。

また、じゃ、そういう銀行業の中でのその設備の話につきましては併せてお答え申し上げますと、例えば内国為替システム、この内国為替システムというのは他の金融機関への送金など、国内における為替取引を行うシステムなんですけれども、例えばその内国為替システムなどが一般的に役割を安定的に提供する上で重要であると承知をしております、こうした重要な設備の中から主務省令で対象設備を定めることとなります。

ただ、繰り返しになるんですけど、具体的に、じゃ、事業者とこのなかという点につきましては、大変恐縮ですけれども、今後、基本指針や主務省令によって具体的な内容を定めていくことになりまして、現時点において確たるお答えをすることは困難であることを御理解いただければと思います。

○石川大我君 是非、ほかの分野に関しましても具体例を出すなど、できるだけ分かりやすい御説

明をお願いをしたいというふうに思っております。

次ですけれども、特許の出願における非公開制度、弁理士さんが携われる範囲について、先ほども少しお話がありましたけれども、お聞かせいただければというふうに思っています。

特許出願の非公開に関する制度について特許の届出業務などを扱う弁理士さんたちのグループと少しお話をさせていただいたんですが、大変困惑をしていらつしやいました。内容が不明確で、何が対象になるのか、どこまで自分たちの仕事の範囲になるのかとか、事前に予備的な審査をしてもらえるような相談窓口ができないのかなどなど、困惑の声が寄せられています。

まず、該当する特許の範囲が示されているわけですが、実際のところ、種類とか数とか、そういったもの少し出ているわけですが、それも、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) まず、この保全審査の対象となる技術分野につきましては、政令において、これ六十六条一項に書いてあるんですが、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれる技術の分野を、これIPC分類といまして、世界共通の分類である国際特許分類というのがあって、この中から抽出する形で定めることとします。

この政令の具体的な内容については、この法案上、まず有識者の意見を聞いて定める基本指針においてその基本的な事項を定めるというプロセスを経た上で決めることとしておりますので、現時点で個別の技術分野を具体的に明示するのは難しいんですけれども、有識者会議の提言では、公になれば我が国の安全保障が著しく損なわれるおそれがある発明、あるいは安全保障上の機微性が極めて高いものと述べられているところ。すなわち、例えば武器などに用いられる、用いられ得る技術をすべからず保全審査の対象に取り組んでいくということではなくて、今申し上げたその

提言にあるように、公になれば我が国の安全保障が著しく損なわれるおそれがある発明が含まれる技術分野というのに限定していくことになるかと考えています。

○石川大我君 今御説明がありましたけれども、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいとか、発明が含まれる技術分野ということで、なかなか分かるような分からないような感じだと思えますけれども、例えば、具体例を挙げていまして、核技術、先進武器技術等の中からといったようなキーワードも出てきていますけれども、この等、などの範囲というのは、この辺りほどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。等についての御質問かと存じますけれども、これは代表例としてお示ししてございます核技術あるいは先進武器技術と同等程度の機微性を有するものということで、具体的には、先ほど来大臣御説明させていただきましたけれども、法定する手続に従いまして適切に判断をしまいたいというところを、このように考えているところでございます。

○石川大我君 先ほど、今、国際特許分類、IPCに基づき行うというふうなお話がありまして、これを政令で例示するんだというお話なんです。私もこの国際特許分類というのが分からなかったものから調べましたところ、とても細かいんですね。AからHまでのセクションがありまして、生活必需品、化学、繊維、紙、武器というのもあったり、物理学とか、様々あるわけですね。そのAからHのセクションの中でも、AのO1CとかAの45Bとか分かれてはいるわけですね。武器というのを見ても、ちよつと分かります。分らないものから、ちよつと分かります。このボタンを例に挙げますと、ただボタンというのがあるだけじゃなくて、このボタンでも、外から縫っている糸が見えるものと見えないものはまた別だつたりとか、布でくるまっているボタンはま

た別だつたりとか、そのボタンにちよつと台座みたいなのが付いているものはまた別だつたりとか、もうボタンだけできなかり細かく分かれているというふうに思つたわけですね。

そういう意味でこれの辺りまで、例えばこれAからHの一番大きな枠組みの中だけで指定するのか、それとも比較的細かいところまで指定していくのかという辺りはいかがでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) まず、先ほど申し上げたとおり、この特許の非公開制度の具体的な立て付けにつきましては、詳細の立て付けは、今後有識者の意見を聞いて定めることとなる基本指針の内容にも関わってくることで、現時点で予断を持ってお示しすることは困難であることは御理解いただきたいと思います。

その上で、今委員から具体的なこの分類のAの幾つというふうなお話が出ましたので、私からもあえて一例を申し上げたいと思えますけれども、その国際特許分類のうちF41というカテゴリーがあります。これが武器なんです。このF41という結構大きなカテゴリーなんですけど、これは武器ということになっておりまして、ただ、この最も、何ですかね、このカテゴリー、メインクラスのカテゴリーですけれども、これは更に七つのサブカテゴリーに分かれています。さらに、それより下層でより細かく分類されています。この場合、例えば今言ったそのメインクラスのF41に該当する出願全てを例えば対象にしたとします。そうすると何が起るかという、吹き矢、吹き矢ですね、吹き矢とか防弾のヘルメット、こうしたものも、こうした技術までその保全審査の対象に取り込まれてしまいますので、実際には、このF41という形だけでざつくりとやるのではなくて、その下層に当たる国際特許分類の中から安全保障上機微な技術が含まれるより詳細な分類を抽出して対象を絞り込んでいく必要があると考えております。

○石川大我君 少しずつ分かってきたところで、①国家及び国民の安全を損

なう事態を生ずるおそれがあるような程度、②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響の観点を踏まえて絞り込み、保全審査ですね、第二次審査ですけれども、するかどうか、どのぐらいのことかなんですればいいか、これのぐらいの特許が今までこれに当たるんだろうかと。

過去、出願された特許の中で、核技術、先端武器技術等に該当するであろう特許出願、これ今までのぐらいあつたかというのをこれ参考までに教えていただけないでしょうか。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。少なくとも、過去、出願公開が安全保障の観点から公に問題視されたケースといたしましては、新聞報道でございまして、二〇〇四年にIAEAが他国の極秘ウラン濃縮実験施設を査察いたしました際に、日本で開発されたレーザーウラン濃縮技術の特許に関する資料が発見されたと報じられた件がございまして。

もつとも、これ、当時この制度があればこの報道のような発明が保全指定の対象となつたかという点を含めまして、過去の出願公開の中にこの発明でいうところの国家及び国民の安全を損なうおそれが大きい発明があつたかどうかという点につきましては、その時々内外の技術水準などにも関わることでございまして。

加えまして、そのような我が国にとって極めて機微な発明の有無を明らかにすること自体が安全保障上の観点から必ずしも適切ではないと考えられるため、お答えは差し控えていただきたいと思います。

以上でございます。

○石川大我君 確かに、こういった発明がどのぐらいあるのかということと、その国の、何というんですか、そういったものが分かってしまうというのには理解はできるところではあるんですけど、その国の、それが、弁理士の皆さん、どのぐらいあるのか。それが、例えば一年間に数件とか数年に一件、二件の話なのか、それとも五年、十件な

のか、あるいは年間百件、二百件という形で頻発するものなのか、その辺りの感覚というのはいかがでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。

保全指定の対象となる発明というのは、公になれば国家国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある発明、すなわち、有識者会議のその表現を行使していただきますと、我が国の安全保障が著しく損なわれるおそれがある発明、これに限定することとなる上に、保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響を考慮して更に絞り込みを掛けていくということになります。

したがって、今、まだ法案が通っていない段階で、いや、何件になりますかということでは私の立場から申し上げることはちょっと難しいんですけども、委員からの今の御質問で、分かりやすくという意味でお答えさせていただくと、あえて申し上げれば、今委員がおっしゃったような年間百件とかあるいは千件とか、そういったポリシームになることは想定し難いのではないかと考えております。

○石川大我君 ありがとうございます。

保全対象の発明が行われますと、指定の効果として制限が加えられると。そうなることも補償をするということになるわけですが、この補償の範囲、通常生ずべき損失というふうに言われていますが、あるいは相当因果関係というようにも言われていますが、この辺り少し詳しく教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。

まず、概念としては、今委員おっしゃったとおりで、通常生ずべき損失を補償することとして、まず、相当因果関係ということですね。

この補償金額につきましては当然ケース・バイ・ケースでございますので、この法律上、金額的な例えは上限みたいなものは定めておりませんが、特許出願人からの請求におきましてその主張する損失額の提示を受けた上で、この出願人とよ

くコミュニケーションを取って、また専門家の意見も聞いた上で、客観性を持って妥当な金額というものを認定していく、そういうプロセスになります。

この損失額というのは、どのような発明をそもそも非公開の対象とするのかという点などによって異なっておりますが、そもそもその民生分野の産業や市場に広く、幅広く展開されて、そして発展していくような発明の実施などを制限した場合には、当然その額というものは大きくなっていくんだらうと考えます。

ただ、そうした発明の開示や利用というものを制限すること自体が、冒頭、委員からいろいろの意味で両立という言葉が出てきましたけれども、我が国の経済やイノベーションに大きな支障を及ぼしかねないかと考えておりますので、そうした発明まで非公開の対象とするにはそもそも慎重でなければならぬと考えているところであります。

○石川大我君 だんだん分かってきたわけですが、

つまり、まだ世に出ていない特許がどのような利益を生むかというのは、これちょっと未知数なんじゃないかなというふうに思うんですけど、非常に分かりやすく言うと、例えば百坪の畑に大根を植えましたと、だれどその百坪の畑が使えなくなりましたということであれば、大根、過去の事例から、百坪の畑に大根が何本植わって、それが出荷されて幾らくらいで売れてというのは大体分かると思うんですけども、まだ世に出ていない特許というのがどのくらいのお金に換算されるのかというのがいまいまいちよく分からないと思うんですね。

それで、ちょっと極端な例かもしれないんですけども、例えばUFOを考えたときに、ちょっとと極端ですけども、空中に静かに浮かんでいて、地上にいる人間に光が当たってすうと吸い込まれていくような、UFO、いわゆる一般的なUFOのイメージありますよね、そのUFOが瞬

時に遠くに移動すると。いわゆる私たちが知っているUFOのイメージなんですけれども、その中で、例えば、この瞬時に場所を移動できる技術が、まあ仮にです、我々の技術で発明をされたとして、これは使ったら物すごい効果があるわけですね。今までの我々の生活が一変するぐらいな技術なわけですけども、これはもう確実に秘密特許になると思うんですが、これを、じゃ、幾らなのかと算定すると、これ百億でも千億でも、下手したら一兆円でも安いんじゃないかというふうなことになるかと、これ際限なくなってしまうんじゃないかなと思うんですが、その辺り、一瞬途方もない感じの議論かもしれませんが、そういう途方もない技術が発明された場合というのは、これどうなるんでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) 実はこの特許の非公開

制度のところというのは、今委員が出されたUFOの話を含めて、いろんな話が結構できたりして、想像を結構かき立てるようなところもあるんですけども、これ現実的な制度設計をしていくので、ちょっと、仮定の話に基づいてちょっとお答えすることは控えたいと思いますけれども、まず、その損失というのは、委員が御指摘いただいたとおり、一般に相当因果関係の範囲内にあるものなんです。その上で、そもそもそのUFOのその瞬間的にこういう技術が安全保障上は多分重要なんです、分からないですけど、ちょっとあえてその土俵に乗るとですね。

ただ、それが本当に産業の発展とかの関係で実際どうなるのかということからはこれからちょっと決めていくことになるので、ちょっとその例については申し上げませんけれども、この特許の非公開制度を設けていく上で、最もその補償が生じるという立場に、観点に立つて典型的なケースというのは、その発明の実施の許可を与えずに、製品の製造ですとかあるいは販売ができなくなるケースが想定されます。それは、結構ある程度客観的にその損失を把握できると思いますし、また、例えば、第三者が同じ発明をして実施したんだだけ

ども、その特許権が留保されているので実施許諾料相当額を請求できないことによる、請求できない場合があると思います。こうした場合について、そうした損失というのはある程度客観的に金額というのを算出できるのではないかと、このように考えております。

○石川大我君 省庁の皆さんと少しお話を実はさせていたんですが、そもそも、そういったUFOの技術みたいなものが開発された場合には、そもそも特許を取らないんじゃないかと、秘密にしておきたいからということですね、そんなお話もありましたということではちょっと御紹介をさせていただきます。

上限ですけども、先ほど上限は決めないというところですけども、それは相当因果関係ですとか、何でしたっけ、ごめんなさい、通常生ずべき損失ですね、そういったところで賄っていくということだと思えます。

時間もちょっとなくなってきましたので少し進めさせていただきますと思いますが、先ほどの弁理士さんの問題です。

弁理士さんの関与できる範囲について、先ほど太田委員とのお話の中でもあったかと思えますけれども、手続に関する書類作成業務は行えないが、相談業務に関与することは可能と考えるというふうな御答弁が衆議院でもあったところだと思います。

ただ、申請の相手先がこれ弁理士さんの場合ですと弁理士法で定めている範囲内ということ、残念ながら相手先が総理大臣になると弁理士さんの業務の範囲外ということになってしまつて、弁理士さんを例えば呼んでくるとか行政書士さんと呼んでくると、合同でチームをつくらなきゃならぬんじゃないかというふうなことが御懸念としてありました。

ただ、それは、やっぱり弁理士さんというのは、この発明、一から最後まで、十まで伴走してやっていくので、途中の段階で弁理士さんや行政書士さんなどほかの方が入ってくると、その部

分だけやってもらうというのにはなかなか難しく、結局一から全部理解してもらわなきゃいけないというところで手続的にも費用的にも大変だというようなお話があったわけですが、この辺りいかにお考えでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) 総理が関わってくる、例えば保全審査において特許出願人が行う手続としましては、この法案上は発明に関する資料の提出、そして説明、また特許出願を維持する場合の書類の提出などが予定されているんですけども、いずれも正直、複雑な書類の作成などを要するものではないんです。

なので、その発明の内容やその事業化の予定、また発明の管理状況などについて把握、そもそもそれを把握している特許出願人が代理人を立てずに自ら手続を行うことが可能であると考えられるんですけども、委員御案内のとおり、弁理士は、弁理士の専権事項を規定する弁理士法ですとかあるいは行政書士法といった他法令に抵触しない限り、弁理士法に規定される業務以外であつても関与が禁止されるものではない。特許出願人は、必要があれば特許出願を依頼した弁理士に引き続き助言などの関与を求め、弁理士はこれに応ずることが可能だと考えています。

また、当然、その保全審査中に特許出願を取り下げる場合ですけれども、この出願の取下げそのものは特許庁において行う手続でございますから、弁理士の方々の専権業務として弁理士に代理させることができるかと考えております。

○石川大我君 確認ですけれども、今の大臣の御答弁ですと、つまり弁理士さんは通常弁理士さんの関われる業務の中で書類作成などをしていただく。ただ、これが保全審査、保全指定のための保全審査の方に進んでいくと内閣総理大臣相手になるので弁理士さんが書類を作成することはできないだけども、でも書類を提出することができるとは何か弁理士さんだけではなくて出願者本人がこれができるわけですから、この出願者本人にしていたかと。だけど、それが難しいんじゃないかと。

いかという御不安に関しては、発明者本人ですから、その本人の方がしつかり理解し、当然理解をしているわけですから、その理解に基づいて書類を書いていけば、弁理士さんに相談をしつつということを書いていけば、特に弁理士さんや行政書士さんなどの手を煩わせなくても、これは要するにこの両者が伴走して、つまり、出願人とあと弁理士さんが伴走して二者でやっていくばこれは最後まできちんとできるんだよという、そういった理解でよろしいですか。

○国務大臣(小林鷹之君) 今申し上げたとおり、他法令に、ほかの法令に抵触しない限りにおいて、必要があれば特許出願人はこの特許出願を依頼した弁理士の方に引き続き助言などの関与を求め、弁理士の方はこれに応ずることが可能だと理解しております。

○石川大我君 ありがとうございます。その確認ができたというふうに理解をさせていただきました。時間が参りましたので、これで私の質疑は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(徳茂雅之君) 午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。

午後一時十五分開会
○委員長(徳茂雅之君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、倉林明子君が委員を辞任され、その補欠として大門実紀史君が選任されました。

○委員長(徳茂雅之君) 休憩前に引き続き、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○江崎孝君 こんには。立憲民主党の江崎でございます。

初めて小林大臣に質問をさせていただきます。

まず、本法案は、午前中、大臣も経済安保推進法案と、正式な法案じゃなくてね、経済安保推進法案と呼ばれていましたけれども、なぜこの法案が一般的に、まあ大臣も使われていましてけれども、経済安保推進法案というふうには呼ばれていないとお考えになっていましてよろしいですか。まず、そこから話を聞かせてください。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。この法案の正式な名称は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案でございます。その経済と安全保障と推進という言葉、まあかなり法案の名前自体長いものですから、そこを取って経済安全保障推進法案というふうな略称として便宜上呼ばせていただいているわけでございます。

○江崎孝君 昨年十月四日に岸田総理が小林経済安全保障担当大臣を任命されたときの、されて、その後の国会で所信表明演説をされているんですけども、そこでは、我が国の経済安全保障を推進するための法案策定を表明したと、こういうふうな言われていまして、今大臣は経済と安全保障と推進を略語でというふうな言われましたけど、略語の経済安全保障推進法案と、いわゆる一般的に我々が考えている、あるいは国民の皆さんが考えている経済安全保障推進法案というのが、ひょっとしたら、じゃ、今の考え方だったらギャップがあるかもしれないなと思つて。ただの略語でいいんですか、それは。

○国務大臣(小林鷹之君) この法案の位置付けとも関わってくると思うんですけども、私が、その経済安全保障、午前中もその考え方を問われた際に、一言で申し上げますと、国益を経済面から確保していくということで、国益幾つか挙げさせていたいただきましたけれども、そういうふうな、経済安全保障自体はかなりの幅の広い概念だということに私は思っています。

したがって、今回のこの法案、これは取り急ぎ、これまでに洗い出してきた脆弱性のうち、法整備が必要な喫緊の課題のうち分野横断的なものというところで四項目、まずは急がなきゃいけないということで今回手当てをさせていただきたいと思つております。この四つを少なくとも一体的に講ずるということでございます。この法案自体は非常に重要な第一歩だと思つておりますけれども、先生の御質問にお答えするとすれば、経済安全保障自体はより広い概念だと思つておりますので、この法案がその経済安全保障の全てではないというふうに理解しているところでです。

○江崎孝君 済みません、通告してないやり取りで。多分、この言葉の、何というか、やり取りだから、多分大臣答えていただけられるものだろうと思つて、ちよつと質問させてもらいますけどね。取り急ぎという今表現もあつた。そして、取り急ぎの四項目、そして経済安全保障というのもっと大きなものだとおっしゃったので、じゃ、そのもっと大きなものというのはどういうことなんでしょうか。ちよつとそれ説明いただけますか。

すとか外為法上のみなし輸出の管理強化、こうしたものをもう既に随時対応させていただいておりまして、そういう意味で、この法案すごい重要なんですけれども、経済安全保障、一般的な経済安全保障はより広く捉えるべきではないかというふうに考えております。

○江崎孝君 大臣の思い、よく分かりました。

衆議院からの質疑も全部読ませていただいて、経済安全保障という概念が結構大きくて、まだ日本にもそういう概念で整理されたものは僕はないと思っておりますけれども、その中の一部分をある面では切り出してきているという、取り急ぎです、なぜ取り急ぎされたというのは後で質問させてもらいますけれども。

そうすると、この法案は、やはり大臣が言われる経済安全保障推進法案であるけれども、じゃ、定義まで、あるいは今考えていらつしやる、経済安全保障という大臣が考えていらつしやるもつと大きな枠組みについては、取り急ぎ四項目を取り出してやったものだからここには必要ない。あるいは、いわゆる経済安全保障推進法案というふうにみんなが思っていて、国民も思っているのだから、今回はその経済安全保障の中の四項目を取り急ぎ抜き出して決めたのだから、今、衆議院からずつと議論されている定義であつたり、あるいはよく言われますね、セキュリティクリアランスだったりエコノミック・ステートはどうだということ、大学、大学の先生たちがこの法案が明確になる前にやつぱりいろんな意味で議論されてきたというふうに思うんですね。

そういう意味で、学術的にも、事業者の皆さんもあるいは国民の皆さんもその経済安保、経済安保推進というのがどういふことかというのはいくらもまだ分からないし、政府の立ち位置が、とすると、その意味で、経済安全保障、この法案に経済安保の定義等々を入れなかったとするならば、これからですよ、これからこの法案は除いたところで、経済安保推進に関する定義ですとか、あるいは今まで、さつき大臣が言われた外為法の問題

も含めて、様々な問題の経済安保の大まかな図柄というのどこかで明確にされるという考え方でよろしいんですか。

○國務大臣(小林鷹之君) この国会で定義について、特に衆議院の方で何度か論点になりましたけれども、この定義の話、別にその定義というものがそもそもどう定義されるかという話もあると思うんですけど、私自身は、国民の皆様にごできる限り分かりやすくお伝えしたいと思つて先ほど委員に申し上げたようなことをお伝えしたわけです。

まず、この法案との兼ね合いでいうと、先ほどの法案の位置付け、経済安全保障、広い意味での概念の、おけるこの法案の位置付けというのは申し上げたとおりです。これ自体は、その四つの制度整備を今行うということ、法律上、特段、経済安全保障の定義を要するものではないというふうに考えています。

ただ、じゃ、この四項目、これだけでいいかという、先生も今お手元にこれ、読み込んでいただいていると思うんですけど、この百二十ページに附則の第四条ということがあつて、施行後三年をめどとして、要すれば検討条項というものを入れさせていたでいます。これ、御審議いただいで仮に成立することができれば、当然速やかに実効的な運用を開始していきたいと思つていて、その中で、やはりその改善の余地ですとか、あるいはさらに、今、別途各省の局長クラスの方たちに集まっていたでいて、我が国の基幹産業、主要産業の脆弱性点検、強みの把握も含めて、もう既に開始をしております。そういう中で新たな課題が出てくれば、で、その中でやつぱり法的な整備が必要であれば、それはやつぱり法的な整備がというふうな思っています。

また、この経済安全保障そのものの大きな考え方、この定義がどうか否かというのとは別として、まさに私が重要だと考えておりますのは、岸田総理が既に発言されていますけれども、新しい国家安全保障戦略、ほかの防衛大綱と中期防も合わせて三文書ですけれども、これを新しく策定してい

くと言っています。この新たな国家安全保障戦略を策定していく過程において経済安全保障をどう位置付けていくのか、これは極めて重要な議論だと思つておりました、私も経済安全保障を担当する大臣としてこの議論には積極的に参画していきたいと考えています。

○江崎孝君 それはあくまでも政府内の議論だということだと思つたんですね。だから、この経済安全保障あるいは国家安全保障戦略が広く、国会の中で議論をするということももちろんあり得るでしょうし、立法院の中で議論をする、各委員会で議論するというのは非常に重要なことだと私は思つたんですけれども、それは一つの問題なんだけども。

今、大臣おつしやつて少し安心したんですけれども、つまり、今回の法案で書き込まれなかった、大臣がおつしやつている経済安全保障に関するもつと大きなグローバルな話、様々な課題について、後でお話ししますけれども、それを国家安全保障戦略の中に書き込んでいきたいんだという思いをはつきりいただいたということで、そういう意味での国家安全保障戦略になつていくんだなという意味合いを私受け取つたので、ちよつと安心をしたんですけれどね。

なぜこういうことかと言うと、これ自民党の皆さん怒るかもしれませんが、我々は痛い経験がございます、安倍政権のときに、実は集団的自衛権の行使を閣議決定でされたという苦い経験がございます、これは、我々は、本来だつたら集団的自衛権の行使については憲法議論も含めてちゃんとやつて、国会内で議論しつかりしてやるべきじゃないかというふうな思つていたんですけれども、それが政府内ですと数の力でやられてしまったので、まさかそういうことは、こういう非常に重要な安全保障、経済の安全保障という考え方をまさかそういうやり方ではやらないんだろかなと僕は思つていましたので、ちよつと安心をさせていただきました。

じゃ、質疑を進めます。

そういう意味で、定義も何も無いというのはよく分かりました。ただ、残念ながらですね、残念ながら、何回も言われるとおり、この例えば特定重要物資ですけれども、これが政令や省令という下位法令に、百八か所ぐらい、いっぱいそつちの方に任せられているわけですね。これだと、その経済安全保障の大きな定義は別にしても、じゃ、その基本方針ですとか基本指針ですとか、そこに何を書き込んでいくかというのは法文上は全く分からない、ある程度のことしか。ただ、どう書き方を考えているかというのは、大臣の回答の中で我々は類推をしていくということしかできないわけですね。我々が類推することとは、広く事業者の皆さんも、国民の皆さんも、質疑の中からそれをある程度こういうものだろうということとを理解をしていくしかないわけですね。

だから、それを裏を返せば、いや、これ恣意的にいろんな意味で拡大されていくんじゃないかと、だつて権力側にいらつしやるわけですから、大臣も含めて、それは、国家という意味合いで、いろんな意味で拡大解釈されて、国民、事業者の自由な経済活動を奪つたりしないだろうかという、そういう危機感があるので、やはり会議録にちゃんと残していくということ、この間ずつと我々の仲間も衆議院で議論してきましたけれども、非常に重要なことだと思つたので、そういう意味で質問を続けていきます。

そこで、まず大臣の基本的な考え方を申し上げますけれども、私は、この法案を政府の皆さんとヒアリングをしていくときに何を一番感じたかというのと、法案を作っている若い官僚の皆さんたちが極めて抑制的に条文を書いていたんだなというのを実は感じました。それは正直言つて、衝撃とまでは言いませんけれども、ちよつと期待をいい意味で裏切られた感覚がしたんですね。つまり、僕の言葉で言うと、安全保障と自由な経済活動という中で、その安全保障という眼鏡から、眼鏡といふかな、レンズから経済活動を俯瞰して見て、なるべく経済活動の、自由な経済活動を抑制的に、

あつ、定義が逆、抑制させないんですね、自由な経済活動を抑制することがないようにという思いで私は書かれているなというのをヒアリングを受ける中で思ったんですが、大臣もそんな思いでよろしいですか。

○国務大臣(小林鷹之君) その思いは共有させていただきます。

先生お手元のこの法案文案を作るに至って、その若い官僚の皆さんも含めて、閣議決定が二月の下旬でしたが、そこに至るまで、毎日本当に条文が変わっていくような、私も含めてかんかんがくが議論してきまして、その中で一つ重要なポイントが、まさに委員が今おっしゃった、抑制的というか、先ほど来議論に出ている安全保障の確保と経済活動の自由というものをどう両立させていくのかということだったんです。

これは、当然、国家の主権、独立、国民の生命、身体、財産を守ることに、これは中核的な国益だと先ほど申し上げた、これは本当に重要だと思います。ただ、二つ目の国益として経済的な繁栄ということも、この経済力というのは国力の根幹の一つであって、やっぱりこれなくして日本の未来ないというふうに思っておりますから、そういう意味で、そのバランスをどう取っていくのかというところで政府の中で様々な議論をさせていただいたというの事実でございます。

○江崎孝君 そこがやっぱり皆さんが安心するところだと思ふんですね。今言っているように、政令、省令に落とし込まれている分、どういう立ち位置で、考え方でこれから法案を作って省政令に落とし込んでいくかというのが、今言った、あくまでも安全保障というレンズから見て自由な経済活動を抑制させないという意味ですよ。決して経済活動から見て安全保障を見るんじゃないわけですよ。これは大きく違うと思ふんですよ。そこが、僕はこれがちよつと疑問なので議論させていただきますけれども、是非是非その思いを共有化させていただきたいと思ふます。

そこで、もう一つ、よく自律的と不可欠的、戦

略性のもので言われます。これ、村山参考人が衆議院の中で、日本は、これ憲法がありますから軍事を極めて制限しているんですよ、制限している国だから、そういう通商国家だと、軍事を制限した通商国家であると、だから、他国が軍事を考えることも経済力、技術力で何ができるかを考えていかなければならない、こういうふうに言われていて、私はそうだと思います。日本はやっぱり通商国家なんです。そうすると、同じように、村山参考人は、経済安保は戦略的自律性と戦略的不可欠性と二つあるんだけど、重要視するのはやっぱり不可欠性なんだと。つまり、日本という国は、様々な国の中で日本という不可欠性の国があるからこそ安全が成り立っている、経済が成り立っている、多分そういう意味だと僕は理解をしているんですね。

さっき言ったように、日本国憲法がある、極めて非軍事に力を入れた日本という通商国家が今までも生きてきた、で、頑張って経済大国になった。その理屈はやっぱり不可欠性だったはずなので、これ、大臣、そこ聞きたいんですけど、大臣は、この自律性と不可欠性と、僕が今説明した部分、大臣はどちらがより重要視すべきだとお考えですか。

○国務大臣(小林鷹之君) 結論から申し上げますと、両方大切です。委員御指摘の今、不可欠性、これ私の中で簡単に言う、強みの方、日本の強みなんですけれども、この強みを把握して、あるいは獲得をして、それを戦略的、日本がないと世界がなかなか成り立たないという必要とされる分野を戦略的に拡大していく。これは、優位性、不可欠性を獲得するということは非常に重要な話だと思つていますが、一方で、今例えばコロナ禍において何が生じたかという、サブライチエーションの脆弱性が露呈したと。デジタル社会を追求していくのがもう世の中の流れですけども、その中でサイバー攻撃みたいなものが激増していると。これ、どうやってこの国を守っていくかという自律性の方だと思います。なので、

自律性というのは端的に言うと、弱みを解消していく、脆弱性を解消していく、乗り越えていく。強みというのは先ほど申し上げたとおりと。

両方重要だというのは、その脆弱性を解消し、強みを獲得していくことによって他国の動向などに右往左往しない国をつくりたいと思つています。また、その脆弱性を解消して強みを獲得することによって、国際社会における我が国の立ち位置というのは当然強化をされて、国際秩序あるいは国際ルール、これを国益にかなうような形で主体的に、より主体的に参画していく、そういう国家になれるのではないかと、そういう思いは私を持っておりますので、結論が冒頭申し上げたとおりということでありませう。

○江崎孝君 それはもうそう言うしかない、言うしかないという言葉は悪いですね、多分そういう答えが返ってくるだろうと思つてますけれども、やはり、気持ちの中には、これは僕は邪推しちゃうじゃないんですけども、やっぱり不可欠性重視しているんじゃないかなという思いがこう伝わってくるわけですけども、まあそれはもう回答はよろしいです。そういう思いがある程度聞かせていただきます。

だから、やっぱりこれは押さえておきたいんです。やっぱり村山先生が言う、日本は軍事を制限をしている国なんだと、だからこそその不可欠性というのを重要視していくのが、やはり我々が安全保障の側面から経済を論じるときに非常に重要なポイントではないのかなと。

そこで、更に進めたいんですけども、そこで、いろいろ大臣の思いを聞きたいので、いろいろ用意してきたんですけども、衆議院の議論の推進に関する基本的事項、安全保障確保の内容ということで、政策の必要性と考へ方、規制が経済活動の自由を不当に阻害することがないよう、国際法の遵守、企業の責任ある行動の促進というこの四つをこの基本的事項の具体的内容として挙げていらつしやるんですよ。

具体的内容といつてもまだ具体性がないから改めて質問させていただくと、その中で僕がちよつと気になるのが、規制が経済活動の自由を不当に阻害すること、それと、事業者の自主性の尊重あるいは企業の責任ある行動の促進、これは具体的に、より具体的に言つていただくとどういうことでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。

この基本方針、基本指針あるいはその政省令、今後法案が成立したということ前提に、様々な有識者の方の意見を伺いながら作っていくもので、この時点で、私の中のこのイメージというのはできるだけお伝えしたいと思ふんですけども、ちよつとそれが最終的に確たるものとなることは、ちよつと冒頭申し上げたいと思ふます。

その意味で、ちよつとどこまで委員の思いにお応えできるかわかりませんが、衆議院内閣委員会、たしか本庄委員だったと思ふますが、答えさせていただきますので、更に具体的に言わせていただきますと、少し長くなるかもしれませんが、

基本方針の具体的な内容につきましては、国際情勢、社会環境、また関係行政機関との調整を踏まえて策定することになります、まず一つ目の規制が経済活動の自由を不当に阻害することがないよう、国際法の遵守、企業の責任ある行動の促進という点につきましては、企業の経済活動やアカデミアの方の研究活動は原則自由であることが大前提であつて、この法案による規制措置というのは、第五条にあるように、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないと、この規定を踏まえて制度の運用をするという趣旨でございます。

二点目の国際法の遵守というところにつきましては、自由、民主主義、人権、法の支配、こうした普遍的価値や原則を重視する我が国として、我が国自身が締結した条約、また、その他の国際約束を誠実に履行すべきことは当然であると考えて

確保するために、各省がばらばらにやっていたら意味がないので、政府横断的に取り組むべき、取り組む必要がある施策をやはり統一的、整合的に進めていくという趣旨のことを、ちよつと具体的にどう書き込むかというのはこれからの議論になりますけど、そうした趣旨のことを盛り込みたいというふうに思っておりますし、今後の、この法案が仮に成立するという前提の下に申し上げますと、もう衆議院でも附帯決議いただきましたし、衆参の、これから行われる参議院での国会の審議も踏まえて、そこはしっかりと制度設計、運用というものを心掛けていきたいというふうにご考えておりますので、そういう意味で、先生方と有意義な議論をさせていただければと思います。

○江崎孝君 いや、是非、また何回か私も質問させていただきたいと思っております。またその辺の議論させていただきたいと思っております。是非立法府の、まあ言葉は悪いけど、立法府での議論の仕方、やっぱり立法府で議論することによって国民がある程度の考え方というのを共有化できるというのは絶対ありますので、是非そこは大事にしたいなと思います。

それで、時間が経過してしまいますけれども、具体的な話を少し始めたいと思うんですけども、第七条で指定する特定重要物資のことなんですけど、これ、国民の生存に必要不可欠若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資であって、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために安定供給確保を図ることが特に必要と認められるという、私的に言ったら、大体四つぐらい、まあ前置詞的な表現があるわけですね。

そこで、僕、私的には、さっき僕が言った三つ目なんです、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するためには、ここは非常に重要で、ここがいわゆる安全保障という部分に入ってくる、経済では

なくて安全保障的な意味合いではないのかなと私は考えているんですけども、国家及び国民の安全を損なう事態といったらどういふことをお考えになっていきますか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。国家及び国民の安全を損なう事態とは、例えば、重要な物資が、重要な物資の我が国への供給が途絶又は不足することによって、国民の生存に直接的に支障が生じる状況ですとか、又は、国民生活若しくは経済活動、例えば幅広い産業のサプライチェーンに甚大な影響を及ぼす状況を指しているかと捉えております。

○江崎孝君 全部の言葉が僕今書けなかった、生存に直接、まあ人の生き死に関わるということも含めておっしゃったような気がしたんですけども、あるいはその活動に、様々な活動に甚大な影響を与えるという。ここが一番僕大事なところ、この四つの、物資、基幹インフラ、あとの二つも、これ全部ご関わりしているんですけど、外部からの行為によって国家国民の安全が損なわれる事態という、ここが私はこのいわゆる経済安全保障の法案の肝の部分だと思うんですけど、ここが懸かっているから、そう簡単に特定重要物資は広げられませんよ、あるいは基幹インフラもそう簡単には広げられませんよみたいな、非常に大きな定義の部分だろうと思うんですけども。

そこでですよ、衆議院の質疑において大臣は、パワー半導体、半導体の中のパワー半導体というのを例に出されて、パワー半導体は、じゃ、今の定義でどうだと。そうすると、広く経済活動に依拠している、これは丸ですとね。外部に過度に依存するおそれがある、これも丸ですよ。そして、最後の、他の法令や施策によって安全供給確保措置が講じられていない場合は特定重要物資と指定され得るが、ただし、三つ目、さっきは肝と言った安全を損なう事態については、そういう状況になれば判断されるとおっしゃっているんですけど、つまり、一点目の、国民の生存に必要不可欠若

しくは広く国民生活若しくは経済活動云々、外部に過度に依存し、依存するおそれがある場合、これ結構広いんですよ、広い。そして、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる、最後の四点目の、これも結構広く取れる。ただ、三つ目の、外部から行われる行為によって国家及び国民の安全が損なう事態というのは非常に限定的だということに考えてよろしいんですねということをお聞きします。

○国務大臣(小林鷹之君) そこが広い、委員のちよつと御質問の趣旨をちゃんと受け止めているかどうか分かりませんが、そのそれぞれの要件について、その広い、狭い、ちよつと一概に申し上げるものではないかと考えておまして、それぞれの物資の特性によってそれぞれの要件の当てはめというのは変わってくるかと考えておりますので、その委員御指摘の外部に依存又は依存するおそれがある、これについても物資ごとに適切に判断していくことになろうかと考えます。

○江崎孝君 じゃ、最後の、安全を損なう事態というのは極めて厳しい条件ですとねというは先ほどの、じゃ、答えで答えになっていただいたということでもよろしいですね、例えば生存に直接云々と先ほど答えていただいたので、分かりました。

それで、じゃ、ということなんですけど、昨年、ソニーと台湾の半導体の製造大手のTSMCが熊本に製造工場を造りました。これ日本政府は四億か五千億円出すという、これはこの法じゃありませんよ、ということなんですけれども、私は今の議論を政府の皆さんと議論する中で、じゃ、この法案ができれば、ソニーと台湾のTSMCが熊本に造ったような半導体の工場つてできるのと言ったら、可能だと言われるわけですよ。僕もびつくりするわけですね。

なぜか。半導体というのは確かに骨太の方針の二〇二二で出ていますけれども、あれはたしか経済活動に関する考え方で、あのとこの議論の中には、今言った国家国民の安全を損なう事態という

考え方は入っていないはずですよ、きつと。今回の法案で明確になってきているわけですから。とすれば、とすれば、この法案は、仮にあいいうことは私もうできないくなるんじゃないかなと思つていただいけれども、いや、法案で造れませんが、半導体の工場がというふうにとつとやわらんで、えつと思つたんですが、大臣も同じ考え方でいいですか、よろしいですか。

○国務大臣(小林鷹之君) この法案では、助成金による支援、金融支援などを通じて、生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術開発、代替物資の開発など、物資の特性に応じた多様な取組を総合的に支援するための法的な枠組みを整備しております、いわゆるその改正5G法で支援されている生産施設整備等と同様の取組を支援することは制度上可能だと考えております。

○江崎孝君 制度上可能だと思うんですけども、可能だと思うのか、ちよつと言葉が悪いですが、やれないことはないのかもしれないけど、先ほど言いましたとおり、じゃ、今の、今の現実で、半導体が外部の、外部からの行為によって国家国民の安全を損なう、もしそれが途絶えた、今の現在ですね、状況にありますか、例えば、

それは、あくまでも将来入ってこなかった場合、先の話を行っているのであって、あるいは、もつと言えば、半導体そのものがなくなつたことによつて、先ほど大臣が定義されたその国家国民の安全を損なう事態につながるのかどうか。僕は、骨太の方針と一番違ふのは、何回も言うように、ここなんですよ。

この法律の一番の肝は、外部からの行為によつて国家と国民の安全が損なう。国家と国民の安全が損なうというのは、先ほど大臣が言われたとおり極めて大きな状況、大変な状況なので、とすれば、とすれば、そういう安易な半導体の設置、安易という言葉は悪いですが、今の状況だから、じゃ、この法律で半導体工場設置できますね、そうですねという話にはならないんじゃない

ね、そうですねという話にはならないんじゃない

かなと思うんですけども、改めてお聞きします。

○国務大臣(小林鷹之君) この今、具体的な半導体の当てはじめについては、もう仮定の当てはじめについてはちょっとコメントを控えますけれども、そもそもこの法案、特にこのサブライチエーションの強靱化のパートの位置付けというのはキヤッチオール的な位置付けなんです。キヤッチオールというのは、その法、かなりその最終的な、法案でもう既に四つの条件付けていますし、また今後、じゃ、どういう形でその特定重要物資を定めていくのか、これについては有識者の方たちの意見も聞いて、伺っていきますので、かなりもう本当に必要なものに絞られていくというイメージです。

そういう中においても、例えば何か、この法案がないと、例えば何かしようとしたときに一つ一つ例えば立法をしなればいけないくなる、それが、じゃ、本当に機動的に対応できるのかというような問題もありますので、今回、これは最終的に何が特定重要物資に指定されるかは今の時点で申し上げられません、半導体であれば、本当に我が国の国民の生活に、あるいはその生命に必要不可欠なものであれば、これでしつかりとその安定供給確保できるように読み込むという意味で、広い、広く取れるようにしておりますので、何かこれは駄目とかあれば駄目とか、そういう排除するような立て付けにはなっていないということはお理解いただければと思います。

○江崎孝君 僕はさっきからの議論の結論的な話を今やっているわけでして、その外部からの行為によって国家及び国民の安全が損なうという極めて異例な事態において、この法案は、法は発動するわけですよ、ある意味ではね。そう考えると、私は、安易に特定重要物資を広げる、あるいは、そういう状況でないのに、非常に重要な物資だから、これはこの法案の支援法人とか指定金融機関を使って何かをやるのと、つまり、経済という側面からこの法案を作っちゃいけない、使っちゃいけないんだと。経済という言葉は悪いです

けれども、経済の産業の振興とか、僕はそこを、あくまで言ったとおり、安全保障というレンズから見た経済、自由な経済、経済活動というのをどうするかということで、決して経済活動から見た安全保障の在り方ではないわけで、そこを是非大臣しっかりと注視しながら今後も頑張っていたきたい、期待をしているんですが。

あと六分になったので、五分の辺りばあつと飛ばして、最後だけちょっと質問しますと、全然違うんで、私、自治体出身なんで、ここだけは聞いておきたいと思うんです。やっぱり、この前、昨日、維新の柴田先生が自治体との連携という話をされたと思うんですね、地方自治体との関係。やっぱり地方自治体は、規模の大小にかかわらず、これだけ安全保障というのが議論されてくると、例えば企業誘致をやっているとか、あるいは自分の敷地内に大きな技術を持っている企業があるとか、あるいは大学があるとか留学生を呼んでいるとか、あるいは姉妹都市で技術的な連携とか提携とか様々なことをやっているという自治体といったところ、あるいは議論をされ出すと、じゃ、自治体はどうなんだというその不安感が当然、不安感というのか、やっぱり何か考えておかなければならないのではないかという思いに駆られるのは、これは僕は当たり前だと思うんですね。

そこで、神奈川県が集まって経済安全保障に関する議論をされたというふう聞いています。国が経済安全保障を議論するに当たって、基幹インフラの指定、技術や研究成果の海外への流出等の課題が明らかになるにつれ、地方自治体、特に先端的技術を有する企業や大学等の研究機関を持つ自治体を中心に、自治体における経済安全保障を重要視されているわけですね。特に神奈川県が提言書をまとめられたんです。

そこで、海外企業の誘致を進めてきた又はこれから進めようとする自治体において経済安全保障との関係が憂慮されている、今言ったとおり、私

が。政府が全国の自治体に対して何か統一的な対応を示す、例えば、言われているのが、海外企業誘致の基準みたいなガイドラインとか発出することができないのかというように思いが伝わってきているんですけども、この辺の考え方って、大臣、ちょっとお考えをお聞かせいただけますか。

○国務大臣(小林鷹之君) 経済安全保障は多岐にわたる新しい課題でございますので、地方自治体も実施している海外企業を含めた企業誘致につきましても、例えばその技術流出の防止といった観点から、経済安保上の取組を進めるべき課題の一つであろうと認識しています。

その上で、今委員御指摘のその、ガイドラインの具体的な内容はちょっと必ずしも明らかでございませぬが、今の神奈川県の方、地方議員の方が以前私のところにもいらしてござって、その全て事細かにはないですけども、こういう提言書の中で、いろいろ地方それぞれの自治体で、神奈川県の中でいろいろ議員が連携しながら作っているんですというふうなお話を伺いまして、ああ、こういう問題意識が地方自治体においても高まってくれば、醸成されてくればいいなと、率直にそう思ったのを記憶しています。

こうしたその神奈川県の方だけではない、多分いろんなところで恐らくこれからそういう動きが広まっていくべきかと思えますが、そうした方々の様々な御提言も含めて、そうした御意見を参考にさせていただきながら、地方自治体に期待される役割として何が考えられるのか、そうしたことを踏まえまして、経済安全保障の確保に向けた必要な取組を政府としても進めてまいりたいと思えます。

期待をしておりますので、是非、これ総務省との連携になるのかどうか分かりませんが、是非議論をしてください。

あと一つ、同じ今の質問の回答で私はいいたいたと思えますけれども、安全保障に関して自治体との連携を深めるために何かシステムを、自治体との関係をつくっていただく。特に国と地方の協議の場というのがありますので、そういうところをやっぱりしっかりと利用しながら、この自治体の安全保障に関する、経済安全保障に関する考え方も含めて、是非大臣のときに深化させていただきたいというふうなことをお伝え申し上げました、大分質問すつ飛ばしてしまいましたけれども、また次の機会必ず来ますので、また議論させていただきます。ありがとうございます。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。本日は、参議院の委員会での経済安全保障推進法の審議の一回目でございます。よって、私からは、まず総論的な部分、質問させていただきます。四本柱になっておりますので、各一本ずつ質問させていただきますと思っています。

昨日、本会議の代表質問もございました。ここで、岸田総理はこうおっしゃいました。経済安全保障の取組を進める上では、事業者の経済活動は原則自由であるとの大前提に立った上で、これらを大きく阻害することがないようすることが重要であり、本法案においても、規制の実効性確保の在り方を含めて、安全保障の確保と自由な経済活動の両立を図ることが重要と、こういうふうな発言されました。

そこで、最初に質問をさせていただきますが、この経済活動の自由と安全、経済安全保障上からの制約につきまして、どのように両立、またバランスしていくことが望ましいと大臣お考えでいらっしゃるのか、またそのことが条文上に具現されているところを挙げればどこなのか、このことについてお答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(小林鷹之君) 今引用いただいた総理

は、是非是非お願ひ申し上げます。

それで、国だけでももちろんできるわけではございませんし、全国の自治体の皆さんたちも協力しながら経済安全保障というのをどういうふうに考えていくのか。これはもちろん通常の安全保障も含めて御議論いただかなければならないような立ち位置にいらつしやると思えますから、そこは

立

の発言というのが非常に重要だと思っております。この安全保障の確保を行っていく上で事業者の経済活動の自由をどうやって確保していくのか、これは本当に重要だと思っております。この条文上は、第五条におきまして、この法案による規制措置について、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないと、ここに明記をしております。

これ以外のところについても申し上げた方がよろしいでしょうか、この法案の中で。（発言する者あり）かしこまりました。

以上でございます。

○浜田昌良君 今、これ以外にもございましてので、それでは、その五条が置かれて、その五条で苦勞した産物なんですね。政府の最初の原案ではなかったんですよ。これを与党との折衝の中で置いていただいて各条項に展開をしていただいたわけですが、じゃ、この五条の趣旨が五条以外の条文上どのように反映されているかについて、次にお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(小林鷹之君) 済みません、先ほどもちよつと私、答弁漏れがあったかもしれませんが、この第五条の趣旨については、安全保障の確保と自由な経済活動の両立を図ることであって、具体的には、事業者の負担、また民間主体の予見可能性の確保、そして国際ルールとの整合性などに配慮すること、これが五条の趣旨です。

この趣旨は、法文を見渡しますと、例えば、これは基幹インフラのところですけども四十九条第四項、あるいは特許出願非公開の基本指針の策定での配慮事項として第六十五条の第四項、また、これも特許の保全審査での考慮事項として第六十七条第一項、また、この国際約束の誠実な履行という意味では第九十条、こうした条項などにおきまして、この五条の趣旨、明示的に規定をしております。

○浜田昌良君 今、五条の条文上、まず趣旨につきまして、事業者の負担、民間の予見可能性、

国際ルールの整合性というのを重んじることだという御説明があった後、他の条文への影響につきまして、反映につきましては、まず最初には、四十九条の第四項ですね、基盤インフラの基本指針策定の配慮事項のところ、特定社会基盤役割に関する経済活動に与える影響に配慮しなければならぬという、こういう条項がございます。

また、挙げられたのが六十五条第四項で、特許出願非公開の基本指針策定の配慮事項として、産業活動に与える影響に配慮しなければならぬというところも規定されておりますし、またあわせて、六十七条一項も挙げられました。これは保全審査の考慮事項で、保全指定をした場合の産業の発達に及ぼす影響のその他の事情を考慮しという条文が入れることによりまして、この五条の趣旨が反映されていると理解をいたしました。

そこで、あわせて、今第九十条の話をされました。いわゆる国際ルールとの整合性もこの第五条からの要請として入れたものだということですよ。この第九十条の国際約束の誠実な履行を設けた趣旨はどういうことなんでしょうか。当該趣旨がその他の条文でどのように反映されているのか、また、内国民待遇というのは維持されているのか、このことにつきまして、大臣からお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(小林鷹之君) お答えいたします。自由、民主主義、人権、法の支配、こうした普遍的価値や原則を重視する我が国といたしまして、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行すべきことは当然でございます。委員言及いただいた第九十条にてその旨を規定しております。

その上で、この法案は、外国又は特定の外国の企業、産品、サービスであることを理由にそれらを差別的に扱うものではなくて、内国民待遇などの無差別の原則が法案全体に貫かれております。また、この法案に基づく措置につきまして、内国民待遇などの無差別の原則を含めて、我が国が締結した国際約束と整合的な形で制度設計する

ことになると考えております。

○浜田昌良君 経済安全保障推進法というのが、何となく外国の企業であったり国籍によってそういうディスクリミネーションがあるんじゃないかという一般的なふわつとした懸念もありましたので、内国民待遇をしっかり維持しているということ、御説明がございました。

ただ、国際約束を履行していても、国際約束、例えば関税及び貿易に関する一般協定、ガットですが、ガットについても一応原則があります。例外もあるんですね。

そこで、外務省の政府参考人にお聞きしたいと思いますが、ガット二十一条の安全保障の例外、また、ガット二十一条の安全保障の例外についてまず説明していただいて、特に後者が、この安全保障の例外について我が国とか欧米主要国が活用した例はあるんでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(渡邊健吾) お答えいたします。ガット二十一条の一般例外につきましては、公德又は生命若しくは健康の保護のために必要な措置等、ガット第二十一条の安全保障例外につきましては、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等を、特定の条件の下でそれぞれ締約国がとることを妨げられないとするものでございます。

我が国や欧米主要国による安全保障例外の援用につきましては、これまでWTO紛争解決手続において判断が示された例はございませんが、例えば、二〇一九年四月に公表されましたロシア・通過運送に関する措置のパネル報告書におきまして、ロシアがウクライナ産の貨物の自国領通過を制限した措置がガット第二十一条(b)(iii)に言う国際関係の緊急時にとられたものであるといたしまして、ガット第二十一条が定める要件を満たすと判断されたものがございます。

○浜田昌良君 この安全保障例外につきまして、我が国や欧米諸国は使っていませんが、ロシアが一度使った例があつて、二〇一九年四月です

ね、ロシアのウクライナ産の貨物についての適用した例があると。これがガット上は条約違反ではないと逆に位置付けられたわけなんですけれども、逆に言うと、この法律は国際約束を、誠実な履行を第九十条で言っていますが、あわせて、本法案ではWTOの例外規定は援用しないと、こういう考えでよろしいのか、大臣に確認させていただきたいと思っております。

○国務大臣(小林鷹之君) この法案に基づく詳細な制度設計に当たりましては、例外規定の援用を前提とするのではなく、WTO協定などと整合的な形で言う考えであります。

○浜田昌良君 そういう意味では、この法案は戦時の法案より平時の法案で、平時で積み重ねていくという法案だと思っておりますので、そういう例外規定の援用はないということでございます。

そうしますと、この本法案では、外部という言葉がそれぞれ四本柱ごとに出てくるんですね。例えば、一つ目の特定重要物資のサプライチェーンの関係だと、第六条、第七条に外部から行われる行為という言葉もありますし、二本目の基幹インフラの妨害防止であると、我が国外部から行われる妨害する行為という言葉がありますし、三番目の特定重要技術の開発支援だと、外部から行われる行為、また外部に不当に利用、外部に依存するという言葉があります。四本柱の特許の非公開でも同じように、外部から行われる行為という言葉が出てくるわけですね。

そこでお聞きしますが、これらの外部という定義は同一なのか、またどういう定義なのか、参考人から答弁いただきたいと思っております。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。本法案において、御指摘ございました外部について特段の定義は行っておりません。また、外部に安全を害する行為の主体としては外国政府等を想定しております。さらに、本法案におきます四つの分野の経済施策、これらにおき

まして、今申し上げたような考え方には違いはないということでございます。

以上でございます。

○浜田昌良君 四本柱ごとに定義の違いはないということですが、前半の答弁で、外国政府等を想定している。等とは何ですか。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。

外国政府等の等については、ございますけれども、例えばテロリストが含まれると考えると、ところでございます。

以上でございます。

○浜田昌良君 つまり、この外部というのは外国政府やテロリストのことなんですね。いわゆる外国籍の企業とか国籍の違いではなくて、そういうものによって行われる行為によるその四本柱への妨害であったり、そういうものを防いでいくということであるということである。

ただし、これちょっと答弁はなかったですが、そういうところを使うことによる国内の法人であったり個人があるわけですね。それは含まれるという理解でよろしいんですね。

○委員長(徳茂雅之君) 答弁できますか。

ちょっと速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(徳茂雅之君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(小林鷹之君) 済みません。今委員の御質問につきましては、外国政府等が自ら行う行為のほか、我が国内外にある協力者などを通じて行う行為も該当し得ると考えております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。大臣の答弁が一番すっきりしていました。

そういうことですから、逆に言うと、本法案で外国法人、また資本金の過半数を外国投資家が保有する日本法人を特別に扱う状況はないと理解しますが、またあわせて、資本関係の届出を求め、そういうこともあるんでしょうか。そのことについて参考人からお願います。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。

本法案におきまして、外国法人でありますとか、あるいは資本金の過半数を外国投資家が保有する日本法人を特別に扱う条項は設けていないところでございます。

本法案の対象となります事業者に対して求める報告、届出の手續の具体的な内容についてでございますが、こちらにつきましては、法律に規定する事項を除けば、法案成立後に下位法令で定めますることから、現時点において詳細について確たることは申し上げられないということでございます。

以上でございます。

○浜田昌良君 確たることは、細かな届出については申し上げられないけれども、外国法人を特別に扱う条文はないということでございます。

これも当然であります。最後に確認だけしておきます。大臣に確認しますが、本法案で、国籍により特別な扱いを求めることはないという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答えいたします。

この法案では、国籍によって特別な扱いを求めることは想定しておりません。

我が国は、自由で開かれた経済を原則として、民間主体による経済活動を促進することで経済発展を続けてきています。そういう認識でございますから、有識者会議からも、例えば、サプライチェーンの強靱化に関しては、政府の措置はWT

協定などの国際ルールとの整合性に十分に留意しながら実施すべきだ、また、基幹インフラについても、事業者の国籍のみをもって差別的な取扱いをすることは適切ではない、そういった提言をいただいております。

こうした提言を踏まえまして、先ほど申し上げた九十条において、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならぬ、その旨の規定を設けているところであります。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

それでは、総論的な質問の最後にはなります

が、この法律の八十八条で行政手続法の適用除外というのがあるんですね。大きく今回四本柱がありますが、特に二本柱の基幹インフラの関係、これは五十二条四項、五十二条十項の関係ですね。また、これ四本柱目の特許の非公開の関係だと、保全指定であったりとか、七十条三項、七十三条一項、七十六条一項と、それぞれいわゆる規制措置のところについてはこの行政手続法の適用除外があるんですが、その二つの二本柱と四本柱について、それぞれその趣旨について説明していただきたいと思っております。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。

基幹インフラに関する第五十二条第四項の事前審査期間の延長、あるいは第五十二条第十項の導入等計画の変更又は中止の命令につきまして、仮に具体的な処分基準を公表したりあるいは処分理由を示すということになりますれば、政府としての特定妨害行為が行われる可能性の評価、これら前提となります。国際情勢の認識等を明らかにすることとなります。

また、特許出願の非公開に関する保全指定、第七十条第三項の保全指定期間の延長、第七十三条第一項ただし書の実施の許可、第七十六条第一項の発明共有事業者の追加の承認につきまして、仮に具体的な処分基準や、あつ、失礼しました、仮に具体的な審査基準や処分基準を公表したり、あるいは処分理由を示すこととなりますれば、政府としての機微性の評価や、その前提となります。安全保障に関わる我が国の技術水準、国際情勢の認識等を明らかにすることとなると考えてございます。

これらの基幹インフラ又は特許出願の非公開に関する処分の基準の公表や処分理由の開示は、いづれも我が国の安全保障に多大な悪影響をもたらすと考えられますため、行政手続法の規定を適用しないということにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○浜田昌良君 いずれも我が国安全保障上の影響

を考えまして行政手続法上の例外としたということでございます。あくまでそれは二本柱、四本柱のそれぞれの規制のところでありまして、一本目、三本目ではないということでございます。

それでは、順番に一本目の柱、サプライチェーンの関係から質問に入りたいと思っております。既に同僚議員からも幾つも質問もございました。特定重要物資としてはどのようなものを想定しているのかと。特に皆さんが心配しているその選定プロセスですね。その際、生産者とか使用者、最終消費者の意見を聞くプロセスはあるのか。このことにつきまして、まず小林大臣から答弁いただきたいと思っております。

○国務大臣(小林鷹之君) まず、特定重要物資の指定につきましては、これまで申し上げているとおり、いわゆる第七条に規定します四つの要件で絞り込んでいく。現時点で予断を持って申し上げることは困難ですが、イメージを持って御審議いただくために、いわゆる去年の骨太に半導体始め四つのものが該当し得る、そういう例示として掲げられているということをこれまで紹介させていただいたわけがあります。

その上で、今、浜田委員が御指摘のプロセスについてですけれども、まず安定供給確保基本指針の作成に当たっては有識者の意見を聞くこととして、いるほか、特定重要物資の指定や省令の策定など、各段階でパブリックコメントを経ることになっているところがございますが、幅広い関係者の意見も考慮するように努めてまいりたいと考えています。

○浜田昌良君 プロセスに関しましては、有識者の意見を聞いていただく、また各段階でパブリックコメントをしていただくということでございます。

また、特定重要物資の指定につきましては、第七条の四つの要件というのを今答弁をいただきました。これちょっと質問後ろの方にあったんですが、政府参考人にお聞きしたいと思うんですが、この第七条の特定重要物資の指定要件、一番目には重要性、二番目には外部依存性、三番目には安

全保障上の総合判断、四番目には特に必要が認められる場合と言われているんですが、この七条の条文に沿ってまず説明していただけますか。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。どのような物資を特定重要物資に指定するかにつきましては、第七条に記載しております四つの要件で絞り込むこととしてございます。

そのうち、過度に外部に依存し、又は依存するおそれがある場合、これの判断のメルクマールについて補足をさせていただきますと、外部に過度に依存している場合は、供給が特定少数国に偏っておりまして、現状の依存状況では供給途絶発生時に支障を来す場合、これを想定しているところでございます。具体的には、特定国への依存度の大きさでありますと、あるいは経済合理性を加味した特定国の供給が途絶したときの国内外からの代替確保の可能性、そして物資の代替可能性などを総合的に勘案し、判断することを考えているところでございます。

また、条文にございます外部に過度に依存するおそれがある場合と、この規定につきましても、現在は一定程度国内生産等で供給が確保できておりますが、将来的に各国の研究開発や積極的な投資によりまして当該物資の供給を他国に依存する可能性の程度でありますか、あるいは中期的に国民生活、経済活動にとって重要な先端技術を我が国で保有できず他国に依存する可能性の程度、こういってことを総合的に勘案し、判断することを想定しているところでございます。

物資ごとに様々な特性異なりますことから、基準、メルクマールを一律にあらかじめ定めるといふことは難しいと考えてございますけれども、いざにいたしましても、今後更に具体的な要件を安定供給確保基本指針で定めることとしてございまして、そういった法律の規定の当てはめ、これにおきまして、恣意的であるという懸念が持たれることのないよう、できるだけ明確に指定の考え方、基準をお示しできるように努めてまいりたいと、このように考えているところでござい

ます。

○浜田昌良君 今、御答弁は四つの要件の二番目の外部依存性について詳しく御答弁いただいたんですが、私の質問はそれと後ろの方の十一番目のところで、四要件をそれぞれ七条に沿って説明していただきたいということだったんです。済みません。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。

第七条において規定されて、指定要件が規定されておきまして、それぞれ申し上げますと、重要性につきましても、国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠しているか、また、外部依存性につきましても、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがあるか、そして三項目として、安全保障上の総合判断につきましても、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する必要があるか、四項目として、特に必要と認められる場合については、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるかをそれぞれ判断することとしているところであります。

○浜田昌良君 済みません、ちよつと質問の順番がずれてしまつて申し訳ございません。

逆に、そういう要件に当たればこの特定重要物資に当たるわけですね。

それで、幾つかこれ同僚議員からも質問が、これが当たりますか当たりませんか。なかなか今法律が成立する前に答えにくい問題だと思ふんですけれども、よくこの法案の説明資料では半導体であったり電池であったり医薬品であったりとかというものが例に挙がっているんですが、結構、今のロシアのウクライナ侵攻によつて短期的にはいろいろな物資が足らなくなつてきているわけですね。昨日の本会議の代表質問でも、パラジウムが対象になるんですかという質問も同僚議員がしまして、一応否定形ではなかったです。この四要件に沿つて判断していきますということだったんですけれども。

そういう意味では、今まで各法案説明の資料で

は、割と半導体材料とか電池とか医薬品という大きなカテゴリーで、しかも長期的にこれは必要だなという物資を書いてあるんですけれども、割と短期的な動きによつて急に相手国が輸出規制するかもしれないですね。結構いろいろそんな問題があるわけです。

例えば、今、最近問題になってくるものでは、そういうロシアの原料炭みたいな問題もありますし、パラジウムであったりとか、ちよつと前ですけれども、これはアドブルーといつて、いわゆる、トラック業界がいわゆるそれがエンジンとエンジンが掛からないという尿素水の問題であったりとかあるんですが、そういう割と短期的な供給ショックにも対応して特定物資を弾力的に指定するということは考えるのか考えないのか、これについてお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(木村聡君) お答えを申し上げます。

本法案は、我が国がその供給を外部に過度に依存等しており、安定供給確保が特に必要な物資につきましても、平時からそのサプライチェーン強化のための措置を講じるものとして、その上で、現時点では確たることを申し上げられませんが、短期的な供給ショックなどを要因といたしまして、仮に緊急に本法案の要件に合致し、指定の必要性を認める物資が出てきた場合には、御指摘ございました一部の物資も含めまして、最大限迅速に対応した上で特定重要物資に指定し、安定供給確保のための措置を図ることは制度上可能でございます。

以上でございます。

○浜田昌良君 一応、制度上可能という答弁がございましたので、そういう事態になれば、国家及び国民の安全を損なうおそれの事態として機動的に御検討いただきたいと思ひます。

それでは逆に、第七条は、はっきり御説明、大臣から御説明いただきましたように、外部から行われる行為によりと書いてありますので、それによつて国家及び国民の安全を損なう事態ですか

ら、そういう人為的な輸出禁止は、これは行為ですから当たると思ふんですけれども、コロナ回復過程による超過需要により入手困難になったりとか自然災害による供給途絶と、そういうものは含まないという考えなんでしょうか。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。

特定重要物資の指定に当たりましては、法案第七条に規定されておきますとおり、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する必要があることをその要件としているところでございます。その際、コロナ回復過程の超過需要や自然災害そのものについては、外部から行われる行為とは言えないものと考えてございます。

ただし、我が国がその供給を外部に依存している物資につきましても、大規模な自然災害等を契機といたしまして当該輸出国において輸出制限等の行為が行われる、あるいはパンデミックの発生等により超過需要が生じ輸出制限等の行為が行われるなどの事態につきましても、外部から行われる行為によりまして国家及び国民の安全を損なう事態に該当し得るものと考えているところでございます。

以上でございます。

○浜田昌良君 今ございましたように、自然災害そのものであったり超過需要そのものでは対象にならないけれども、その機運に乗じて輸出規制等が行われた場合には対象となり得るということでございますので、その点もしっかりと考慮して今後運用していただきたいと思ひます。

対象物資の関係は以上をいたしましたので、この物資を選定していくプロセスで各省庁はデータを集めなきゃいけないわけですね。どこがいわゆるチヨークポイントなのかというので集めなきゃいけない。

その関係の調査についてお聞きしたいと思ひますが、第四十八条によりまして、必要な報告又は資料の提出が求められる事業者の規模が相当これ多くなるんじゃないかと思ふんですが、また、そ

特定重要設備の導入前また導入後によって、それぞれ勧告、命令の規定があるんですが、更に措置を書き分けてもらったと思っております。それぞれの方の考え方を、まず小林大臣からお答えいただいたと思います。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。この法案におきましては、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいときに勧告、命令を行うこととしておりまして、導入前後でこの基本的な考え方に違いはありません。

一方で、導入後の勧告、命令についてでございますが、これは有識者会議の提言でも、読み上げさせていただけますが、事後的にも発動可能な仕組みとするべき、そして、事業者への影響が大きい事後的な措置の発動は極めて限定的な場面に限られるべきであり、また、勧告等を事後的に行う場合には事業者の負担に留意した内容とすべきとされております。

こうした意見も踏まえまして、既に導入等計画書についての事前審査を受けた場合の事後的な勧告につきましては、条文中、国際情勢の変化その他事情の変更によりと、限定的な場合に適用することを明記しております。また、勧告の内容につきましても、事業者の負担軽減や特定社会基盤事業の継続性確保の観点から、この特定重要設備の検査又は点検の実施ということで例示をさせていただいております。

この事後的な勧告の具体的な運用を含めました勧告、命令に関する基本的事項につきましては、閣議決定する基本指針において定める予定でございますが、その際には、これまでいただいた有識者会議の提言、また経済団体などからの御意見も踏まえるとともに、幅広い関係者の意見をしっかりと聞いてまいりたいと考えています。

○浜田昌良君 ありがとうございます。そのほかの質問につきましては、また次回に質問させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

この経済安全保障推進法案ということで、小林大臣には、大臣所信のタイミングになりました。もう一か月以上前のタイミングになりましたけれども、そのときにも、私としてもこの経済に関する安全保障というものは大変重要だという思いがありまして、大臣には期待を抱きつつ、そのときに、大臣所信のときにも御質問をまずさせていただきます。大臣所信の中で、ちよつとそのときの大臣所信の大臣の御答弁の中から少し確認をさせていただきたいポイントがありましたので、その点についてまずは御質問をさせていただきますと思います。

まず、その三月八日になりますが、この内閣委員会の大臣所信に対する質疑の中で大臣からこんな御答弁がありまして、その経済安全保障として大切だと思う目標ということで何点かポイントのお話がありました。

その中で、経済構造の自律性をしっかりと向上させていくということ、これを大切だという目標の一つとしてお話をいただいたんですけれども、具体的にこの経済構造の自律の向上というのはどのようなことを状態として目標に置いているのか、この点、具体的にお話をいただいでよろしいでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) お答えいたします。

我が国の経済構造の自律的な確保というのは、我が国の基幹産業、主要産業が抱えるリスク、この点検、見直しを行って、脆弱性を把握をし、克服していく、そのことによって、他国への過度な依存を脱していくとともに、国際情勢は複雑化しておりますけれども、そういう中においても、そうした他国の動向などに一々右往左往することなく我が国としての立ち位置を明確化すること、我が国自身の主体的な取組によって国民生活や社会経済活動を維持向上させていくことを意味しております。

こうした状態をしっかりと実現していけるよう

に、政府として省庁横断で必要な取組を進めていきたいと考えているところであります。

から起こるかもしれない。今の状況で、国であれ自体であれ企業であれ、あるいはアカデミアであれ、これまでやってきたから大丈夫と言えるそのプレーヤーってなかなかいないんじゃないかなと思うんです。

今お話をいただいた中で、そのリスクの点検で凶つたり、その脆弱性についてしっかりと見直しをすることもあつたかというふうには思いますけれども、ただ、ちよつと改めて考えてみますと、通常、企業が活動する際には、やっぱり自分たちの強みって何だろう、自分たちの企業にとって弱いところは何だろう、で、多分強みを伸ばそうと、弱みについては消し去っていくということ、これをこれまでやってきたのではないかなと思うんですね。そうすると、今大臣お話しされたというのは、これまでも恐らく経済活動の中でそれぞれが取り組んできたことなのではないのかなと思います。

でも、やっぱりそれが今改めて必要だというのは、なぜそれが今改めて必要になってくるのかということ、もう一回そこをきちんと考えておかないと、今回せっかくこの経済安全保障というものを進めていくという中であつて、もしかすると、今までも同じような過剰あるいはわなのようなものがあつたとしたら、それに気付かない可能性もあるのかなというふうな思つたものですか、そこをもう一段深掘りすると、今までもやってきたはずなのにできなかったその理由というのはどこにあるというふうな大臣お考えになりますでしょうか。

これ、民間企業だけではなくて国に対しても言えることだと思つています。それ、これまでいろんな事態を想定しながらやってきたとは思いますが、けれども、実際に、じゃ、対応できたか、きちつと本当に対応できていくかといえ、まだまだ改善する余地があると私は思つておりまして、そういう意味で、もちろん財政的な制約とか様々あるかもしれないですが、やはり各プレーヤーが今後その不確実性に富む世の中を迎えていく中で、何がどういう状況になつても、国としては国民の命や暮らしを守り抜く、企業としては自らのその企業の経営をしっかりと守っていく、そうした姿勢といたし、これは私見ですけども、感じるところであります。

○国務大臣(小林鷹之君) これは、一言で言えば想像力の欠如だと私は思つています。

○磯崎哲史君 大臣、率直にお答えをいただいております。今そうした大臣も思ひの中でお話をいただきましたけれども、では、そんな思ひで今回のこの法律、四本に絞り込んだような形の法律になりますけれども、作り込まれたわけですけども、今回法律作られて、今お話をいただいたような、日本にとつて弱い、まだまだ弱いところがあると、まあ率直にその想像力の欠如というお話もされまして、二歩と前進が進める内容に今回の法案はしっかりと整つたものになつたというふうなことは捉えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) 結論から申し上げますと、これは、これで全てだとは思いませんが、着実に、今委員が御指摘いただいた観点からは、成立すれば前に進む枠組みができると思つております。

具体的に申し上げますと、その自律性の強化、

向上というところでは、サプライチェーンの強靱化を図る観点から、国民の生存、また国民生活、経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給を図るための制度を設けるとともに、基幹インフラの安全性、信頼性の確保ですけれども、基幹インフラ事業者が設備の導入などを行う前に政府がリスクを審査する制度を設けることといたしました。

当然、今申し上げたとおり、この、じゃ、二つ、あるいはそのないし四つ、今回法案で盛り込まれた項目、これを、まずはしっかりと法案を御審議して成立させて、それを実効的に動かしていくことが重要だと思っておりますし、時代は外にも様々課題はあろうかと思えますし、新たな課題というのも当然出てくるんだろうと思えます。

その意味で、三月の十一日に、関係省庁、かなり広い省庁にわたりますけれども、局長クラスの方々に集まっていただいて、経済安全保障に関する重点課題の検討会議というものを設置、キックオフしたわけであります。こうした枠組みをしっかりと活用することによって、新たな課題の洗い出しも含めてやって、その対策を打って更なる自律性の強化に努めていきたいと考えております。

○磯崎哲史君 ありがとうございます。

今、局長会議を開いて重点課題についての議論をとということで、恐らくこれは、今大臣言われた様なものが変化していく中であって、しっかりと想像力を働かせて、本当にこれで足りているのか、足りないところは何かというのをしっかりと議論する場が設けられたんだというふうに私なりには今受け止めました。

それともう一つ、先ほどの一つ目の大臣答弁の中で他国の動きに余り右往左往せずということがありました。まあそのとおりだと思います。でも、その一方で、やはり今グローバルでの様々な経済活動動いて従来とやっぱり違うと思うんですね。

従来は、まず自国の市場というものがあって、

あるいは自国の圏内の、隣国を含めた、そういう経済のまずベースがあって、そこをベースにしなからほかの国に対して輸出をしていくというような形だったと思えますけれども、恐らくもう今のグローバルに活動している企業体はそうではなくて、もう世界を一つの市場にしているというふうな思いです。その中で、この地域にはこういふふうによつていこう、この地域にはこういふふうによつていこう、この地域にはこういふふうによつていこう、要はそれぞれの特色に合わせて活動しているという感覚なのではないかなというふうに思っています。

そうすると、他国の動きに対して、もちろん一つ一つに過敏に反応して右往左往するのは、これは私もよくないことだと思えますけれども、他国は確実に世界を一つの市場と見て動いているとすれば、やはり他国の動きは結果的にはほかの市場にも全て影響するとなると、そこに対してはしっかりとアンテナは高く張っておかなければいけないことだと思えますし、私自身が数年前から積極的にテーマとして取り組んでいるものとして国際標準化戦略というものがあります。

これはもう、この国際標準化というのも、例えば一つの商品とか一つの市場に対して共通ルールを作っていくというふうな観点でのルール作りでは既になくなっていて、いかに自分たちのその企業としての強み、国家としての強み、そういうものを生かせるルールを他国に先んじて、他の地域に先んじて作っていくかということに既にもう入り始めていますし、ちょっと前であれば、アメリカは自分の市場が大きかったですから、まずは自分たちがしっかりと固めると自動的にそれが世界標準になるんだというようなことがアメリカでは以前は取り組まれていて、それこそウィンドウズなどというのはそういう形で世界標準を取っていったわけですが、市場から開拓をしていったわけですが、そんなアメリカでも、今は市場開拓だけでは、世界を相手にしないといけないので、自国の域内だけではもう足りなくて、最初から世界のルール作りにあのアメリカですらも既に入り

込んでいると、つまり戦術の見直しに既に始まっているというふうにも思えます。

その意味では、先ほど大臣が言われていたことは側面の一つとしては大変重要ですけれども、それと同時に、他国の動きについて、特にこのルール作りという観点においてはしっかりと動きを見ながら、それこそ右往左往するどころか、他国に右往左往させるぐらいの観点を持って日本がリードをしていくということをしていかなければいけないのではないかなというふうに私自身は思っています。事前通告していかない質問ですけれども、もしお答えをいただけるようであればお願いします。

○国務大臣(小林鷹之君) 委員御指摘のこのグローバルに物事を捉える視点ですか、あるいは他国との連携、あるいは国際標準化どうしていくかというのは極めて重要だと思っております。

私が今この経済安全保障の基本的な考え方としてこうした国会の場とかで申し上げているのは、先ほど委員紹介、言及いただいた自律性と優位性、不可欠性の強化、獲得、弱みを解消するということと強みを磨いて獲得していくこと、これは何を意味しているかということ、当然、他国の動きに右往左往しないということが一つです。

もう一つは、自分の中にそういう基軸というものが無いと、いや、他国と連携する、同志国と連携するというのは、言うのは簡単ですけれども、自分の中にそういう戦略的な軸がなかった場合、結果として、結果としてですね、場合によっては単なる追随と終わってしまう、終わってしまいかねない、そういう考え方があるものですから、国家安全保障戦略の策定の中で経済安全保障をどう位置付けるかという議論も今行われていますけれども、そうした中で日本なりの経済安保に関する基軸をつくる、そのことによって本意の意味で、本意の意味でというか、より深い形で、意味のある形での同盟国や同志国との連携というのにも可能になってくるでしょうし、そうした意味で、今、リスクの点検を含めて、まずはそうした作業を急

ぐ必要があると考えているところであります。

○磯崎哲史君 ありがとうございます。

日本人というのは本当に器用で、合わせるのもうまいんですね。だから、相手がルール変えても、そのルールにうまくまた合わせて自分たちの強みを生かしていくことができる、そんな国民性があるんだというふうにも思えます。

ただ、今大臣言われたとおり、自分たちの軸をしっかりと持つということ、これがやはり私も大変重要だというふうに思っています。これからは、相手に合わせて、合わせながらうまくその中を勝っていくのではなくて、自分たちがしっかりと軸を持つて、その軸でしっかりと世界と闘っていく土壌をつくっていくということが大変なんだ、大変重要だというふうに、私なりに今大臣のお話を聞いて改めて頭の中、整理をさせていただきました。

ありがとうございます。

それでは、また通告しました内容に戻って質問をさせていただきます。ありがとうございますけれども、まず、重要物資の安定的な供給の確保の観点でのお話をさせていただきたいと思っております。

この経済のグローバル化、これがもうずっと進んできた中であって、先ほどもいろいろと変わってきたという話はしましたけれども、このサプライチェーンそのものの複雑さというののも相当変わってきています。今回のこの重要物資の安定的な供給を実現しようとしたときに、そのサプライチェーン、いろんな複雑化はしているんだけれども、その取組の方向性としては、やっぱり国内回帰ということと国内の、サプライチェーンの中の国内という部分、ここをしっかりと強くしていくという方向性になっていくのか、それとも、国内だけではやっぱりなかなか難しいということも、まあ言ってみればブロック経済的なサプライチェーンですね、こうした考え方で更なるサプライチェーンの強化、中身の変更というものを図っていくのか。

このサプライチェーンの強靱化というその方向性について、政府としてのお考えはどのような

のがありますでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) 今、経済のグローバル化あるいは社会のDXが進む中で、サプライチェーンの複雑化、多様化というのが進んでいて、この供給リスクの高まりというものが顕在化しています。このサプライチェーンは、本来、民間事業者の自由な経済活動の、経済活動に基づいて構築されるのが原則だと思いますが、一部の重要な物資については、その供給を特定の国に依存をして、実際にその供給途絶や供給不足という現象が生じております。こうした中で、国民の生命や暮らしを脅かす事態を未然に防止するために政府が安定供給に向けた取組を特に重要な物資についてはやるということで、民間に押し付けるというよりも、民間の方々の主体性というものをしっかりとインセンティブで後押しするような形でやるというのが今回の枠組みです。

委員から、じゃ、国内回帰なのか、あるいはそうじゃないのかという御質問をいただきましたが、私は、サプライチェーンの強化に当たっては、国内回帰とか、あるいはブロック経済的なサプライチェーンとか、そういったフレームにとらわれる必要はないんじゃないかと思っていて、経済合理性、それはそれで一つの考え方だと思っておりますけれども、経済合理性や効率性も当然踏まえながら、物資の特性に応じた生産基盤の、国内に生産基盤を整備するというのがベストであればそれをやればいいし、あるいは供給源を多様化するのがあるし、あるいはその代替物資の、あるいは生産技術の開発、こうした多様な取組というものがあろうかと思っております。これは重要物資のそれぞれの特性に応じて民間企業の発意に基づいてやっていただいて、それをしっかりと応援するというような形がベストだというふうに思っております。必ずしもこういう形がいいというのではなく、重要なものは、いかなる状況にあっても国民の、日本の国民の命と暮らしを守り切れる体制

をつくるか、そのためのアプローチというのは様々だというふうに捉えております。

○磯崎哲史君 一貫してこの法案審議の中で大臣も、まあ総理もそうですけども、民間企業のその事業そのものの自由度というものは、引き続きそれは守った状態でいくということを主張されてきていたんだというふうに受け止めました。ちょっと細かい話なんですけれども、ちょっとどこか相当細かい話なんですけれども、グローバル企業、本当にいろんなサプライチェーンを築きながら今グローバルで企業活動していますけれども、地産地消という言い方でいいと思います。現地でする素材等も買ってきて、現地の工場でも組み立てて、そして現地でするという、こういうことも企業のそのビジネスモデルの中ではもうしっかりと行われている活動になりますけれども、例えば、こうした地産地消なども行いながら企業活動している企業の中で、平時はそういうことになるんですけども、例えば有事が何らかの形で発生をしたときに、日本国内のそれこそマーケットのために安定的な供給の確保、これをしなければいけないということで、これまで余り日本用のものではなかったその地産地消用の、地産地消のために設けていた海外のそういう事業所等、これも有事のためのサプライチェーンとしてその中に組み込んでいくんだというふうな、こういう考え方もすべきだというふうな評価は、政府としてはお考えはお持ちでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) 細かいというか、重要な視点だと私は思います。法案におきましては、物資の特性などに応じて今申し上げた多様な取組を支援していくとされていますので、その物資の供給源を多様化する観点で、他国で物資を生産して日本に供給するケースも支援の対象となり得ると考えています。ただし、今、磯崎委員が御指摘いただいたような、例えば平時においては日本に供給されず、日

本における供給が逼迫した場合のみ供給されるようなケースにおきましては、まず、日本以外の平時の供給先がある中で日本への追加的な供給を行うことができるのかという供給者側の観点からまずあって、また、需給逼迫時のみに供給される物資が日本の需要者のニーズに合致しているのかという需要者側の観点、これも考えなきゃいけない、共に課題があると考えられますが、いずれにしても、何かこういう選択肢は最初からもう完全に排除するとかそういうものではなくて、物資ごとに他の選択肢と比較考量もした上でこの取組に対する支援の効果を見極めていく必要があると考えています。

○磯崎哲史君 ですので、これ何を、まあ平時は大丈夫なんですけれども、有事というものをどう捉えて、そのときのリスクをどのように評価すべきなのかという、多分その考え方をしっかりと持つておく必要があるのかなというふうに思っています。それこそ抜け漏れがないのかどうかという、そういった確認を、先ほど会議の中で行い始めたところということもお話をさせていただきましたので、是非いろいろな観点で、有事とは一体どういう状態を指すのかというの是非また深掘り、御議論もいただけたら幸いかというふうに思います。

その観点で、これ条文の中の文言、これ先ほどの江崎委員また浜田委員の質問と繰り返しにはなつてしましますが、改めて確認ですが、第七条のところに言葉としてございます、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するというふうにある、この国家及び国民の安全を損なうとはどのような状態を示しているのか。また、外部に過度に依存し、又は点々とありますが、この外部というものが何を示しているのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(高村泰夫君) お答えいたします。まず、本法案七条において御指摘のあった外部に過度に依存しの外部でございますが、これは海

外を意味しておるところでございます。また、国家及び国民の安全を損なう事態ですが、これは、例えば重要な物資の我が国への供給が途絶又は不足することによって国民の生存に直接的に支障が生じる状況、又は国民生活若しくは経済活動に甚大な影響を及ぼす状況を指しているものでございます。

○磯崎哲史君 ありがとうございます。さつき江崎委員の方からは、この範囲は実は物すごく幅広く取られているのかなというのがお話しとしてあって、でも大臣の答弁を聞くと結構具体的になっているというお話で、安全を損なうということなので、どれだけの安全を損なうということで、もしかするとかなり大ごとというふうな捉えていいのかなというふうに思っていましたけれども、逆に、経済活動として甚大な影響があるところまで広げているということですので、ある意味、その部分については幅広く捉えられているのかなというふうにも私自身は受け止めています。

もう一つ、条文の中から確認をしたいところがあるんですけども、これもあくまでも確認になりますが、第九条の中で、供給確保計画の認定、この点についてなんですけれども、条文の最後の言葉で、その認定を受けることができると、企業です、ね、企業としてその認定を受けることができるというのが条文の最後、九条の一番最後のところになります。

計画の提出は、これは、そうすると、あくまでも事業者の判断という認識でいいのか、それとも、事と場合によっては政府から促されることもあるのかどうか、この点について確認をさせていただきます。

○国務大臣(小林鷹之君) この九条の供給確保計画については、もう委員御指摘のとおりでして、民間事業者の自発的な取組を前提としたものでございます。なので、政府としては、こうしたサブ

ライチエーンの強靱化のために国として取る施策の周知などについては当然行っていけますけれども、事業者はその計画の提出を強いることはありません。

また、サプライチエーンは、この事業者の経済合理性を踏まえた自由な経済活動に基づき構築されるのが基本、それはさつき、今申し上げたとおりですけれども、この法案によって安定供給確保を図る上で、民間事業者による取組を後押しすべく施行後の運用を丁寧に行っていきたいと考えます。

○磯崎哲史君 ありがとうございます。改めての確認ということでございました。あくまでも事業者の判断ということでありませう。

ちよつと質問の順番を入れ変えまして、今日、経産省さんの方にも来ていただいていたものから、その質問を先にさせていただきたいと思えます。

この重要物資に関しては、衆議院の委員会の中では、具体的には半導体、電池、レアアース含む重要鉱物、それから医薬品という四つの項目についてはもう具体的にいろいろと言葉がもう飛び交っておりましてけれども、この重要物資の中で例として挙げられていた蓄電池に関してなんですけれども、蓄電池に使用していますコバルトに関しては、これ埋蔵量、生産量共に世界一位がコンゴ、コンゴ民主共和国になります。

ただ、この同国に關しましては様々なカントリーリスクがあるということ、これはもう日本の関係機関のところからも様々なレポートも来ているということもありまして、以前からも指摘がされております。また、児童労働の件もありまして、この人権の問題ということもリスクとして指摘をされておりました。

今回の法案には、その人権への対応ということの意味で人権デューデリジェンスへの対応が含まれていないということではありますけれども、今後の法制化に向けた検討状況について伺いたいと思えます。

○政府参考人(黒田淳一郎君) お答えを申し上げます。

近年、国際社会におきまして人権問題への関心が高まる中、企業がサプライチエーンも含めた人権尊重の取組をしっかりと行わない場合におきましては、不買運動、投資の引揚げ、さらに既存顧客との取引停止など多くのリスクに直面することがあるというふうな承知でございます。

このため、経済産業省としても、セミナーなどによる産業界への周知啓発活動などを通じて、これまでも企業に対してサプライチエーンにおける人権尊重の取組を促してきたところでございます。一方で、昨年十一月に公表しました企業調査におきまして、日本企業の取組がまだ不十分であるというふうなことも明らかになってくることも、ガイドライン整備を望む要望も多く寄せられたところでございます。

このため、経済産業省では三月九日に、企業のサプライチエーンにおける人権尊重、いわゆる人権デューデリジェンスに関して検討会を立ち上げまして、業種横断的なガイドライン作りを開始したところでございます。今年の夏までにガイドラインを策定したいと考えてございます。なお、ガイドラインが経済産業省所管分野のみならず全ての産業分野に適用されますよう、内閣官房に設置された関係府省庁会議とも連携していくこととしてございます。

こうしたガイドラインの策定などを通じまして、日本企業の人権尊重に向けた取組を後押しし、日本企業の国際競争力の維持、強化につなげてまいりたいというふうな考えてございます。

○磯崎哲史君 ガイドラインが今検討がされてい夏までに作られるということでありました。是非これは、企業からも、どういうふうな、何をどうチェックしていいんだというのは具体的な声としては来ていましたので、是非この点のガイドラインは早急に作っていただきたいと思えます。

それともう一つは、やはりガイドラインを作ってもらったとしても、じゃ、それ実際にどうやってチェックするのとかというチェック体制が、じゃ、皆さん、それきちんと整えられるかという点、その点については、それこそ中小企業がそこまで見るというのは非常に大変だというふうな思いですけれども、そうした実際にそのガイドラインを作った後のフォロー体制、政府としてのフォロー体制について何か今検討されていることはありますでしょうか。

○政府参考人(黒田淳一郎君) お答えを申し上げます。

今、ガイドラインの内容そのものにつきましては、現在、有識者から成る検討会で御議論いただいているところではございますけれども、御指摘のようなコメントを踏まえまして、今後検討を深めてまいりたいというふうな考えてございます。

○磯崎哲史君 これ、ガイドライン作っただけでは企業、対応し切れないと思えます。しっかりと政府として、その現地での情報取りですとか、現地で動けるようなフォローも含めてやっていただかないと、現実としてこれ解消していくのは難しいというふうな思えます。

この点については、また引き続き議論をさせていただきます。

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

今日は本場に長い委員会になりました、しかも三時半近くになっておりますので、一番お疲れが出る、感じる時間帯かもしれないが、しばらくの間お付き合いいただければと思えます。

昨日は本会議で総理に基本的なこと一通りお聞きをいたしましたので、今日は、法案の具体的な中身でありますとか、解釈の仕方であったり、あるいは法案に関連した事柄も幾つかお聞きをしていきたいと思えますが、まず最初に、大臣の御認識、考え方、お尋ねをしておきたいと思えます。昨日も申し上げましたけれども、今回のこの口

シアのウクライナに侵略するという蛮行によって、もございましたが、ありました。また、同じくこの中国の、覇権主義を妄信する中国は、軍事、経済両面で非常に存在感を近年拡大させております。これによって、米中によるこの覇権争いは激しさを増しております。米中のこの覇権争いというのはこれから非常に長期間にわたるだろうと言われているところでありまして、加えて、台湾有事は現実味を帯びつつありますし、北朝鮮からは、御存じのとおり、弾道ミサイルの発射が繰り返されております。

このようなこの日本を取り巻く国際環境の変化はますますこれから激しさを増していくものと思っておりますが、したがって、今こそ、この従来の枠組みにとられない安全保障の抜本的な強化が必要不可欠だと。そういう意味でも、今国会においてこの経済安全保障法制への取組が始まっていく、本格化するというのはその重要な第一歩だと我々も評価をするところではあります。他の国々でももう既に、先ほど申し上げましたように、米中の覇権争いが長期化するだろうというふうなこと、あるいは、この安全保障の裾野の拡大を受けて、経済安保、安全保障に関する法制度や体制の整備を急速に進めていきました。また、各国においては、この漏えい対策であったり、情報の漏えい対策であったり、この輸出管理を厳しくするという措置をもう何年も前からとってきたというふうな承知をしております。

そこで、お聞きをまずいたしますけれども、これまで、日本においては、我が国においては、この本法律案のような法制度が導入されなかったのはなぜか、また、より早期に提出すべきだということ考えはなかったのか、併せて大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(小林鷹之君) 今、国際情勢が複雑化してまいりますし、また、革新的な技術が出てきておりますし、経済のグローバル化、私はいいいことだと思えますけれども、そこに今副作用というかり

スクミたいなものも高まってきているところで、そうした中で、各国が、今委員御指摘のように、産業基盤を強化したり、あるいは機微技術の流出防止対策を強化していったり、あるいは経済安全保障に関連するこの施策というものを強化している状況だと認識しております。

なぜこれまでこの日本がやってこなかったのかということですが、私、別に日本が取組が特に遅れているとは思っていません、まだまだやるべきことはたくさんありますし、他国の例をしつかりと踏まえて追い付かなきゃいけない部分はあると思うんですけども、ただ、これまで申し上げたとおり、今回の法案、これは経済安全保障推進法案ということで、その経済安保という名を、銘打ったものとしては今回初めてのものですけれども、先ほど来御紹介させていただいているとおり、私が就任して以来だけでも、例えばその法整備に限らない技術流出防止対策というのは打ってきておりますし、これまでも様々な蓄積というものはあります。

重要なのは、確かに遅かったのじゃないかというふうな指摘されると、いや、もっと早くそれはできていけばよかったのかもしれない。ただ、私自身は、まあ遅かったかもしれないですが、今から五、六年前に、機微技術の、日本の先端技術の流出防止に対しては本当に強い危機感を抱いて、自民党の中で私は議論をしてきたんですけども、同僚議員と議論をし、また政府とも様々な議論をする中で、様々なその脆弱性の点検とかというのを、非常にラフな形だったんですけど、やってきました。

その中で、どうしても法整備が必要で急がなければならぬ分野横断的な課題ということで今回四本御審議いただくということになりましたので、確かにまだまだ足りない部分たくさんあると思いますから、そこはいかなる状況でも国民の命と暮らしを守り切れるようにこれからも精いっぱい

い施策を進めていきたいと思いませんし、重要なことは、他国に言われてやるんじゃないかと、やはり自国民の安全というものは自らの意思と能力で主体的に守るということだと思っておりますので、そういう姿勢をしつかりと持ちながら尽力していきたいと考えています。

○柴田巧君 とにかくにも、他の先進諸国にこれ以上後れを取らないか、周回遅れにならないようにしつかり足並みがそろっていくようなものにしていく必要があると思いますが、いずれにしても、この経済安全保障は、日々、今も大臣もおっしゃいましたが、日々刻々と変化をしていってます。この国際情勢あるいは技術革新もどんどん進んでいくわけでありますから、そういったものに対応していかなければなりません。総理も昨日おっしゃいましたし、大臣も今日の委員会でも触れていらつしやつたと思いますが、これは、今回の法案はまさにそのファーストステップで、これからまたいろんな点検をしながら拡充や見直しも必要になってくると思われまますけれども、思っています。

今大臣も、今の答弁もされて、ちよつと絡んではまいますけど、この国民の生命、財産をやつぱり守ると、単にこの法案を通して終わりでなく、やはりそこが一番のポイントになってくると思えます。この国民の生命と財産を守っていくための安全保障の一環として我が国のこの経済安全保障はどうあるべきか、さっきのちよつと答弁と重なる部分はあるかもしれませんが、大臣にお尋ねをします。

○国務大臣(小林鷹之君) できるだけ簡潔に申し上げますと、私は、その経済安全保障の基本的な理念というのは利益を経済面から確保することだと考えています。その利益というのは、最も重要な利益は、国家の主権と独立、国民の生命、身体、財産を守り抜くこと、二つ目としては、経済的な繁栄を実現していくこと、三つ目としては、基本的な価値に基づく国際秩序を維持、擁護、強

化していくことだと思っております。その利益を表現していくに当たって、アプローチとして、自律性の向上と、他国に対する優位性やそれを磨いて国際社会にとつての不可欠性、これを獲得していくことというふうな申し上げていきます。

その二つのアプローチを講ずることによって、先ほど申し上げましたが、他国の、不確実性がこれからどんどん富む世の中になっていくと思えますが、そういう中においても、他国の動向に右往左往することなく、自らの意思と能力で国民の命と暮らしを守っていく国にまた近づいていくこと、それと同時に、そうした弱みを解消し強みを獲得することによって国際社会の中での日本の立ち位置というものを更に強化をし、発言力、プレゼンスを強化することになりますから、それによって少しでも利益にかなう国際秩序、ルールの形成に、より、これまでも増してより主体的に参画していくこと、そうした国に少しでも近づいていくように、この経済安全保障という分野で必要な施策というものを講じていきたいと考えているところであります。

○柴田巧君 ありがとうございます。大臣、あの御認識の下、この後また幾つかいろいろとお聞きをしてみたいと思えますが、次に、今日は、昨日の本会議でも取り上げられましたが、今日の委員会でもしばしば各議員から取り上げられておりますが、特定重要物資の要件などについてお聞きをしたいと思います、非常にこれ、どういう理解すればいいか、解釈すればいいか、国民の皆さんあるいはビジネスをしていらつしやる方も大変関心が強い分野だろうと思えますので、あえてお聞きをしてみたいと思えます。

今回のこのロシアによるウクライナの侵略に伴って、エネルギーの高騰、価格の高騰や鉱物資源の供給途絶のおそれという事態が生じております。先ほどからも出ていますが、この経済制裁に

対するロシアの対抗措置として、パラジウムの供給を遮断されるのではないかと懸念が出ています。先ほどから、第七条、大変今日は取り上げられておりますが、この第七条による特定重要物資の指定においては、例えばこのパラジウムが国民の生存に必要不可欠等の他の要件に仮に合致すると仮定した場合、仮にこの産出国によるパラジウムの意図的な供給遮断のような行為があった場合、この規定における外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態と該当するのかどうか。先ほどから答弁をお聞きしていると、具体的な指定の基準等は、有識者の意見も聞いてこの基本方針を今後定めていくということをおっしゃっているわけですが、改めてあえてお尋ねをしたいと思えます。

○政府参考人(高村泰夫君) お答えいたします。外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態に該当するかどうかの判断に当たっては、物資によって異なる状況があることを踏まえ、供給途絶リスク等の外部からの影響等を総合的に勘案し、判断することを想定しております。

特定重要物資の指定の具体的な考え方やより詳細な要件などは、有識者の意見も聞いた上で安定供給確保基本方針において定めることとしておりますが、他国による意図的な供給遮断については、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態に当たり得るものと想定しております。

○柴田巧君 分かりました。それで次に、今回のこのウクライナの侵略に伴って、エネルギー価格の高騰は、このロシアに対する国際社会による経済制裁によるところがあられると思うんですね。また、半導体の製造に欠かせない、今日も出ていたと思えますが、ネオンなどの希ガスのウクライナからの供給の不安というの

は、これはどう理解していいのか。ウクライナやロシアが意図的に生ぜさせたと見るのはちょっと難しい面もあるのかなと思います。

しかし、この第七条、本法案には、外部から行われる行為と、こう記されているわけですが、普通はどうか基本的には、そう書いてあると、意図的に行われる経済的手段による影響力の行使、いわゆるエコノミック・ステートクラフトを想定しているのではないかとこのふうに考えたりするわけですが、だとすると、意図的に生じたものでない事態を外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態とみなすことができるところかどうか、ここはちょっと私が判然としな

るところですが。そこでお聞きをしたいと思いますが、ある国からの物資の供給が他国による封鎖や破壊行動又は第三国による経済制裁によって阻害されることが想定される場合は、本法案の特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の対象となり得るのか、この点、お聞きをしたいと思います。

○政府参考人(高村泰夫君) お答えいたします。特定重要物資を指定する際の基本的な考え方等については、先ほど申し上げたとおり、有識者の意見を聞いた上で基本方針を定めることとしております。

その上で申し上げれば、物資の供給を依存している国以外の第三国の行為により、それが我が国に対する妨害につながる場合も含めて多角的に検討を行い、所定の要件を満たせば当該物資を特定重要物資に指定し、安定供給確保に係る支援を行うことが可能な制度となっております。

○柴田巧君 済みません、もう一度ちょっと確認、一回確認させていただきたいと思いますが、意図的に生じたものではない、そういう経済制裁とかでそういう事態になった場合も外部からの行われる行為によるというふうに解釈できるということでしょうか。

○政府参考人(高村泰夫君) お答え申し上げます。

す。繰り返してですけど、詳細は今後基本方針で定めることとしておりますが、物資の供給を依存している国以外の第三国の行為によって、それが我が国に対する妨害につながる場合、こういう場合も含めて多角的に検討して、こういう、ここに規定する支援を行うことが可能な制度となっております。

以上でございます。○柴田巧君 ありがとうございます。次に、大臣にお尋ねをしたいと思いますが、この本法案によってサプライチェーンの強靱化の体制整備が進められれば、その副次的な効果として、いざというときに一定の物資の供給体制を整うなどにより、将来、今回のようなウクライナ危機のような事態が起こっても対処できるようになるのかもしれない。

しかし、外部から行われる行為を前提として物資の指定を行う場合、その対象は限定されるのではないかと考えるわけで、そこで、外部から行われる行為に限らず、国家及び国民の安全を損なう事態に発展するおそれがある物資の途絶等といった事態についても対応できるようにする必要があります。についてはこの法案を提出するに当たって検討されてきたのか、大臣にお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(小林鷹之君) この法案では、外部から行われる国家国民の安全を害する行為を未然に防止することを目的としております。また、サプライチェーンの強靱化については、供給途絶の事態が生じてから事後的に対応するのではなくて、平時から安定供給確保のための措置を講じる、そういう立て付けとなっております。

具体的には、この法案で、特定重要物資に関する国内生産基盤の整備ですとか備蓄、あるいは供給源の多様化、あるいは代替物資の開発などが行われることに、平時から行われることになるんですけれども、このことによって我が国のサプライチェーンそのものが強靱化されますから、結果的に、今、柴田委員御指摘のような、外部から行われる行為以外に起因する事態についても効果があるのだろうと考えています。

それに加えまして、先ほど多少少しお話しさせていただいている、この法案だけではなくて、この法案ではしっかりとカバーできるところはやっていきますけれども、国民生活や国民経済を支えていく重要な産業が抱えているリスクの点検、評価というものを既に始めております。これは定期的に実施していかねば意味がないというふうなふうに思っておりますので、そうした中で、こうした取組も併せて供給途絶の様々なリスクについては対応していきたいと考えております。

○柴田巧君 よろしくお願いをしたいと思います。次の質問に移ります。警察の経済安全保障対策についてお聞きをしたと思いますが、改めて言うまでもありませんが、先端技術が海外に流出すれば、日本の国際的な競争力が低下し、と同時に、多額の経済的な損失につながるかねないばかりか、流出した情報が大量破壊兵器の開発など軍事技術に転用される可能性も十二分にあるわけです。これまで、したがって、警察においてはいろいろな関連情報の収集であつたり違法行為の取締りを行ってきたと承知をしていますが、昨今は、この先端技術の海外流出を防ぐために、警察庁と都道府県警ですとかね、が民間の企業や大学向けの対策説明会や意見交換会を行つたりしています。経済安全保障コンサルティングと言つていいのかわかりませんが、いわゆるアウトリーチ活動をしてこられたということですが、その中で、これまでの捜査で蓄積した技術窃盗の手法など最新の技術を伝えたり、相談も受けたり、講演などを通じて企業や研究機関への働きかけを強めているということですが、

そういう中で、昨年一月に、ちょっと、数字はちょっと間違っているかもしれませんが、警察

庁では二十人ほどの専門班を立ち上げて経済団体などへの啓発を強めてきたと、始めてきたということですけど、この春にはそれを、この体制を更に強化して、経済安全保障室を新設して業務を本格化させると、させたということでありますが、この経済安全保障室を新設して、特に今後どのような点に力を入れていこうとしているのか、警察庁にお尋ねをします。

○政府参考人(櫻澤健一君) お答えいたします。経済安全保障の推進上、特に先端技術の流出防止対策は極めて重要であると認識しております。警察では、技術流出防止対策として、従来から、産業スパイ事案や機微技術を使った製品の不正輸出事案、サイバー攻撃事案等の実態解明と取締りを推進しております。

また、昨年来、新たな取組として、警察から、先端技術についての情報を保有する企業や大学、研究機関等に対して技術流出の手法や有効な対策を提供し、これを抑止するため、いわゆるアウトリーチ活動を行っております。

我が国が誇る先端技術は全国各地の企業や大学において保有されているところ、各都道府県警察におけるこうした取組を強化するため、警察庁では、本年四月、経済安全保障室を新設しました。経済安全保障に関する情報収集や分析、そして企業などへのアウトリーチ活動について、全国警察への指導を含め積極的に推進してまいりたいと考えております。

○柴田巧君 こういう対策室ができて、これから本格化するということですが、対策を本格化していくには、部屋をつくつただけでは目的は達成できないわけで、やっぱり専門人材の育成というのは大事なことになると思いますし、この都道府県警察なども含めて、いわゆるオール警察としての取組の体制の構築が必要だと思いますが、どのようにやっていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(櫻澤健一君) お答えいたします。

全国警察におきましても、経済安全保障を推進するため、情報収集、アウトリーチ活動を積極的に行っているところでございます。例えば、警視庁、大阪府警察等においては、令和三年中に専従のプロジェクトチームを設置し、企業との関係構築や情報提供などの活動を積極的に進めております。

また、御指摘のとおり、経済安全保障に係る活動を行う人材の育成、これは非常に重要なこととございまして、これを目的としました教育訓練の機会を格段に増やすなど、全国警察の体制を質、量共に充実させてまいりたいと考えております。

○柴田巧君 先ほども地方自治体の経済安全保障の話がありました。地方には大企業を支えるすばらしい技術を持った企業などもありますし、外国企業の誘致の熱心なところもありますし、そういう意味では、警察庁だけではなくて、このオール警察でしっかりとそういった取組をしていただきたいと思っております。

この被害の未然防止を図るには、警察自体もいろいろ頑張ってもらわなきゃいけません。省庁間の連携というのも非常に重要ですし、あるいは、どうしても相手は民間企業の方、あるいは大学、研究機関ですから、そういった方々との情報共有も必要です。国際化の時代ですから、ポーランドレスな時代ですから、こういった案件も当然他国も絡むことが多いわけですから、そういう意味では国際的な取組も必要だと思っております。どのようにやっていくか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(櫻澤健一君) お答えいたします。我が国が保有します様々な先端技術について実効性のある流出防止対策を講じるためには、警察だけでなく関係省庁との連携、あるいは官民連携が不可欠だと考えております。

そのため、警察においては、先ほど申し上げましたアウトリーチ活動のほか、内閣官房や経済産業省を始めとする政策官庁とも連携を進めてい

ます。例えば、経済産業省や各自治体、あるいは各事業者団体の協力を得て、官民フォーラム等で技術流出の窓口や対策をお伝えしたり、あるいは企業等からの個別相談にも応じております。

また、国際連携という部分も非常に重要でございまして、警察庁は、外国の治安情報機関と協力した技術流出事案の実態解明、こうしたものにも従来から取り組んでおりまして、今後も引き続きこうした連携を強化していきたいというふうに考えております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

警察庁によると、民間企業の情報漏えいを含むこの営業機密侵害事件というのは、平成二十六年には全国で十一件だったものが令和二年には二十二件まで倍増していると。しかし、これは氷山の一角だと言う、おっしゃる識者もあるわけで、こういう状況の中で、しっかりと警察がいろんなところと連携をしながら、また自分のところの体制も強化しながらしっかりと取り組んでいきたい、やっぱり企業の、あるいは民間、大学、研究機関の意識が高まるように、また何よりも被害が未然に防止されるように、警察としてまたしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、国際海底ケーブルの件について幾つかお尋ねをします。

岸田総理は、昨年十月の所信表明演説において、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながるデジタル田園都市国家構想というものを提唱されました。

これを受け、総務省では、令和四年、今年の三月にデジタル田園都市国家インフラ整備計画を公表して、国内海底ケーブルについて、日本周回ケーブルを三年程度で完成させるとの方針を示しております。他方、この国際海底ケーブルについては、国際海底ケーブルの我が国への敷設を一層促進し、我が国がデータハブとなることを目指すことも重要であるとは記されているのですが、

整備方針や具体的な施策については具体的な叙述がありません。今、この国際間のデータ通信の九割は海底ケーブルによって実現されているという調査結果もありますが、そういう意味では、この国際海底ケーブルは非常に重要なインフラとなつております。

そこで、現在の国際海底ケーブルの我が国の引かれていた状況、あるいは現状に対する認識を、あわせてまた、具体的にこれから国際海底ケーブルをどのように促進していくのか、総務省にこれはお聞きをしたいと存じます。

○政府参考人(北林大昌君) お答えをいたします。

現在、我が国には二十本強の国際海底ケーブルが敷設されており、インターネットの重要性が飛躍的に高まる中、海洋に四方を囲まれた我が国にとつて、国際海底ケーブルは重要なインフラとなつております。

現状、その多くは太平洋側に敷設され、海底ケーブルを陸上に引き揚げる拠点である陸揚げ局の立地は房総半島に集中しているため、我が国の災害に対する通信ネットワークの強靱化等の観点から、陸揚げ局の地方分散が課題となつております。また、我が国の優位性、不可欠性確保の観点から、国際海底ケーブルの我が国への敷設を一層促進し、我が国がデータハブとなることを目指すことも重要と考えております。

このため、総務省では、令和三年度補正予算において、海底ケーブル陸揚げ局の地方分散を促進するため、民間事業者における陸揚げ局設置について初期投資の一部を補助する事業を行うこととし、新たな海底ケーブルの地方立地を推進することとしております。

引き続き、我が国が国際的なデータハブとなるため、データセンター、海底ケーブルなどのデジタルインフラの整備に取り組んでまいります。

○柴田巧君 しっかりと進めていただきたいと思うのですが、日本の場合、クラウドサービス

の多くの情報基盤をアメリカに集中していると、言ってもいいかと思いますが、したがって、これが一この海底ケーブルが切断されるというようなことなどが起きれば、甚大な損害を我が国は被るといふことになりまして。しかも、このケーブルの修復には数週間から数か月掛かると見られますので、複数箇所切断された場合には半年以上にもこの復旧まで掛かるといふことが予想されるわけ

です。この海底ケーブルは、御存じだと思いますが、沿岸部では海流の動きが激しいことや地引き網漁などもあつて影響を受けやすいように海底に埋没をさせているのが大半だと思います。ところが、この海底ケーブルを守るべきがないのが実態でありまして、そういう意味では、この国際海底ケーブル網の経済安全保障上の懸念の発生を把握、共有する体制の構築というのは求められるのではないかと

思っています。ところが、現時点では、我が国の海底ケーブルの防護というのは事実上民間の通信事業者に任せられていて、分かりやすく言うと、他国の軍事活動による脅威などは全く考慮されていないのが今のところかなと思っております。

そこでお尋ねをしますが、この国際海底ケーブルが切断された場合の影響や損害額等についてのシミュレーション、やっぱり調査を行つておくべきではないかと考えますが、どうなつていらっしゃるのか、お尋ねをします。

○政府参考人(北林大昌君) 我が国は海外との通信の大部分を国際海底ケーブルに依存しており、国際海底ケーブルが切断された場合、通信断絶や通信速度の低下を通じて国民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがあると認識しております。

こうした国民生活や経済活動を支える産業が直面するリスクの総点検と評価、そして脆弱性を克服する対応を進めることについては、関係閣僚か

ら成る経済安全保障推進会議において総理から御指示をいただいているところであります。

先月には、小林大臣の下で、総務省を含む関係省庁の局長級による経済安全保障重点課題検討会議が開催され、これを受けて総務省においてもリスク点検の作業を進めているところでございませぬ。このリスク点検の作業の中で、国際海底ケーブルが切断された場合の影響等についても検討してまいりたいと考えております。

○柴田巧君 やはり常日頃から、この海底ケーブルが切断された場合の影響や損害額などのシミュレーション、調査をしておくというのは非常に大事なことであるかと思えます。いざそういうことが起きれば、我が国の経済安全保障にとつても大変な影響を与えるわけですから、しっかりとした取組が必要だということを申し上げておきたいと思えます。

先ほどもお触れになりましたが、このデジタル田園都市国家インフラ整備計画では、この海底ケーブルを陸地に引き揚げる陸揚げ局について、その立地は今までは房総半島に集中しているというのですが、これがもし大規模災害などがあつた場合に、この通信ネットワーク強靱化等の観点からもやはりこの地方分散を促進をしていかなきゃならないということかと思えますが、一方で、このケーブルの物理的な切断など、そういった攻撃などが起きれば大変なことが起きるわけですが、今のところは、本当、先ほど申し上げたように、民間企業に任せつつ放しになっているようなところで、防ぎようがないというのが正直なところだと思えますけれども、政府による支援が必要でないかと考えますが、この海底ケーブルの安全保障上の対策についてお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(北林大昌君) お答えいたします。陸揚げ局、海底ケーブルの安全確保につきましては、大変重要なことと考えております。その対策につきましては、セキュリティに関

わることであるため具体的な内容を申し上げることは差し控えますが、陸揚げ局の警備に関する警察等との連携の強化、海底ケーブルの冗長性の確保、障害発生時の連絡体制や事業者間の連携体制の確立など、通信事業者と連携して取り組んでいるところでございます。

今後とも、引き続き海底ケーブルの安全の確保に向けて必要な対策に取り組んでまいります。

○柴田巧君 何度も指摘しますように、この分野においても民間任せになっているところが、なっておりますし、先ほど、今日は有村先生が偽情報拡散のことも取り上げられましたが、私もディスプレイフォオメーションのことについてこの委員会でお尋ねをしましたけれども、その面も民間任せになっているところが多々あつて、非常にそういう意味では安全保障の意識が我が国は薄いと感ずます。この法案が成立することをある意味契機として、そういった面もしっかり進んでいくようにお願いをしておきたいと思えます。

この海底ケーブルの問題で、あと二つほどお聞きをしますが、記憶の新しいところですが、今年一月にトンガの海底火山の噴火がありました。これによって、海底火山、ケーブルが切断をされ、被害の把握や海外との連絡に大きな支障が生じて、ケーブルの復旧には約一か月ほど掛かつたと言われています。

我が国においても、平成二十三年には、東日本大震災のときですが、KDDIの国際海底ケーブルが損傷して、その修復作業が完了したのは同年の八月であつたと。やつぱり半年ぐらい期間が掛かっているというところですけれども。

このように、先ほども申し上げましたが、国際海底ケーブルが大規模災害等で損傷すれば、復旧作業に相当な時間が掛かります。したがって、こうした場合に備えてケーブルを複数化するということが重要と考えますが、どのように認識をしているのか、また現状の取組を併せてお聞きをします。

○政府参考人(北林大昌君) お答えいたします。二〇一一年に発生しました東日本大震災において、主要電気通信事業者が保有する太平洋側の五本の海底ケーブルのうち四本が切断されるなど、大規模災害等のリスクが存在することは委員の御指摘のとおりでございます。

こうした場合に備え、海底ケーブルについて、太平洋側のみならず、日本海側を含めて複数のルートを確認し、途切れない通信を実現することが我が国にとつて非常に重要であると考えております。

このため、総務省では、通信ネットワークの分散化や複数ルート化に向けて、令和三年度補正予算を活用し、海底ケーブルの陸揚げ局の地方分散や日本海側の海底ケーブルの整備を支援することにより、強靱な通信ネットワークの構築に取り組んでまいります。

○柴田巧君 済みません、確認ですが、これ複線化を、それは複線化を進めるという意味と解釈してよろしいのでしょうか。もう一回お聞きをします。

○政府参考人(北林大昌君) 日本海側の海底ケーブルを整備することによって、結果としてその太平洋側の補完のルートになるというふうに考えております。

○柴田巧君 そうすると、厳密に言うと複線化ではないけれども、補完をすることになるという理解でいいんですね。もう一回重ねてお聞きをします。

○政府参考人(北林大昌君) 補完ルートでございます。あつ、済みません、お答えいたします。結果補完ルートということでございます。

○柴田巧君 ありがとうございます。結果では、この問題の最後に、防衛省にお尋ねをします。

現代の戦争というものにおいては、今回のウクライナのケースもそうかもしれませんが、ハイブ

リッド戦ということにどうしてもなつていきませぬ、ある意味。軍事力で外部との物理的な情報交換を遮断するというのが、いわゆる情報封鎖、情報優勢を確保するというところで、大変これ重要視される時代になつてきたのかなと考えるわけですが、そうだとすると、基本、通常は恐らくはこのいわゆる戦略全域にわたる通信が確立されているという前提で物事を考えるわけでしょうかけれども、しかし、それがなくなるということも当然視野に入らなければなりません。

例えば、台湾有事などが起きた場合に予想されますのは、中国などがそういった国際海底ケーブルを切断をしていくことがあり得るのではないかと懸念をするわけです。そうすると、先ほど申し上げたように、クラウドサービスの多くの情報基盤をアメリカに集中している我が国にとつても、大変ないろいろな影響を受けるわけですね。台湾有事は即日本有事にもなつてくると考えらるると、そういった物理的な攻撃リスクについて、この海底ケーブルが切断された場合の日本国内の事態をしっかりと想定しておかなきゃいけない。別の言葉で言うと、しっかりと日本を守るようなことを、すべを持っておかなければいけないということですが、どのように考えているのか、防衛省にお尋ねします。

○政府参考人(土本英樹君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、通信ネットワークはまさに自衛隊の活動の基盤でございます。利用可能な通信ネットワークをより安定して確保することは非常に重要だと考えているところでございます。

このため、防衛省・自衛隊におきましては、全国のみならず各基地や駐屯地などを結ぶネットワークといたしまして、まず一つ目としましては衛星回線、二つ目といたしましては自営のマイクロ回線というものを有しております。三つ目といたしまして民間通信サービスを利用する有線の部外回

線、この三つの通信回線で構成される防衛情報基盤、DIIと申しますが、これを整備しているところでございます。

このうち、委員御指摘の海底ケーブルというものにつきましては、例えば離島などにつながる部外回線、三つ目のところで申し上げた部外回線を利用しておりますが、海底ケーブルも含めまして、有線による回線が途絶えた場合にあつても基地間の通信が途絶えることがないように、先ほど申し上げましたマイクロ回線や衛星回線など、複数の通信回線を利用することで自衛隊の通信ネットワークをしっかりと確保すると、抗堪性を確保しているところでございます。

また、例えば護衛艦とか航空機のような装備品の間の通信につきましては、見通し線外であれば衛星通信、見通し線内であれば無線通信を活用することで、ある意味海底ケーブルを含む有線通信網を利用しなくても通信可能という状態でございます。

いずれにしても、委員御指摘のとおり、あらゆる事態を想定し、より抗堪性の高い通信ネットワークを整備するため、引き続き必要な検討は進めていきたいと考えておるところでございます。

○柴田巧君 あらゆる事態を想定して、今おっしゃったように、しっかりとした体制を今から準備をしておいていただきたいと思ひます。

では、残りの時間、法案に戻つて、特にこの特定重要技術の開発支援について、残りの時間お尋ねをしていきたいと思います。

まず最初に、確認の意味を含めて、今申し上げたように、この本法律案においては開発支援を行うおつとされている、においてこの開発支援を行うおつとされている特定重要技術というのがあるわけですが、これは具体的に結局何を示すものか、お尋ねをします。

○政府参考人(高村泰夫君) お答え申し上げます。

本法案の対象とする特定重要技術は、第六十一条に定義規定を置いておりますが、これはすなわち、中長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的重要技術と言ひ得るものと考えております。

有識者会議の提言においては、宇宙、海洋、バイオといった領域の技術や、量子、AIといった要素技術が示されるとともに、議論の過程では、衛星コンステレーション技術や海洋分野におけるセンシング技術が例示されましたが、このほか、例えばサイバーセキュリティ上の脆弱性の検知技術やAI処理等が可能なコンピューティング技術なども含まれ得ると考えております。

今後、有識者の意見を聞いた上で閣議決定する特定重要技術研究開発基本指針において一定の具体化を図るとともに、公募による競争も活用しつつ、真に可能性のある技術を見定めていきたいと思ひます。

○柴田巧君 特定重要技術の開発を支援をしていくというのは非常に重要なことだと認識をしますが、これまでこの先端技術の研究開発を推進するための官民協力というのはあつたわけですね。例えば、戦略的イノベーション創造プログラム、SIPと呼ばれるものや、あるいはムーンショット型研究開発制度によつて行われてきたものがあるわけですが、そうすると、この本法律案によるこの官民の技術協力というのは、これ、今申し上げたものと具体的にどのよう異なるものなのか、お尋ねをします。

○政府参考人(高村泰夫君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、SIPやムーンショット型研究開発制度においても関係者間の効果的な連携調整のための会議が開催されるなど、法的な規定によらない形で官民連携は一定程度なされてきたところでございます。

一方、本法案では、特定重要技術の研究開発に

当たつては、各府省の保有するニーズ情報や情報セキュリティのインシデントに係る情報など、研究開発に有用な機微な情報の共有を可能とすることで、より効果的に研究開発が行われるような仕組みとしております。

また、既存の施策で研究開発が進められているプロジェクトについても、協議会を組織し、政府の機微な情報を提供できるようにすることで研究開発を更に強力に推進することが可能となると考えております。

○柴田巧君 次に、大臣にお尋ねをしたいと思ひますけれども、この法案においては、先ほどから何回も出ていますが、四本柱ありますが、そのうちの重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラの安定的な提供の確保、特許出願の非公開、これはどちらかといえば守りの側面が強いのではないかとふうに受け止めていますが、今話をしている先端的なこの重要技術の開発支援というのは、我が国の強みとなる、そういう技術を育てる攻めにつながるものではないかというふうに認識をします。

この先端技術の開発をめぐることは、何回も言いますが、アメリカと中国の覇権争いが激化しているわけですが、我々が国は、この同盟国であるアメリカや、あるいはそれに準ずるような有志国との間で、例えばAIであつたりロボットであつたり、そういった重要な先端技術の共同開発を進めることなどを通じてこれらの国との連携強化を図ることができるとは思ひません。

そうした場合に、そうしたこの共同開発の場合には、もういゆるこのセキュリティクリアランスの導入は不可欠ではあると思ひますが、この本法律案の官民技術協力の枠組みをこの同盟国の連携に向けてどのように活用できるとお考えになつておられるか、大臣にこれはお聞きをします。

○国務大臣(小林鷹之君) いゆるセキュリティクリアランスにつきましては、各国との共同研究などを民間部門も含めて円滑に進めていく

上で我が国でもクリアランスを取得できないかといった声があることは承知をしております。この法案の衆議院の内閣委員会の附帯決議も踏まえまして、今後検討していくべき課題の一つだと認識はしてはいます。

一方で、この法案による先端性の高い技術の研究開発に関する官民技術協力の枠組みにおきましては、研究に際しての制約的要素は必要最小限にしていくと、その研究成果は公開を基本とするとしておつとしまして、知見などを有する欧米の大学や研究機関との連携を図ることができると認識をしております。

いずれにしても、この法案の特定重要技術の研究開発を効果的に行うためには、自前主義に陥ることがないように、国際的かつ戦略的な技術協力を推進してまいりたいと思ひます。

○柴田巧君 大臣が今お答えになつた戦略的、国際的、そういった方向に是非つながるよう期待をしたいと思います。

この開発、特定技術の開発支援においては、何回も出てきておりますが、官民協議会を設けるといふことでありますが、研究開発プロジェクトごとにこの官民協議会を設けようということですが、これは確認の意味も含めて、この意義は結局どういふところにあるのか、お聞きをします。

○政府参考人(高村泰夫君) お答えいたします。

本法案の協議会は、研究開発に資金を交付する関係府省の大臣が、技術の特性、研究開発の内容や進捗等を踏まえ、官民の伴走支援を行うことが適当と認める場合に、研究開発プロジェクトごとに研究代表者の同意を得て設けるものでございます。

うした機微な情報の共有にとどまらず、必要に応じて、規制緩和の検討や国際標準化の支援など、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係省庁や民間企業による組織の枠を超えた伴走支援を行うことも想定しております。

こうした協議会による支援を通じて、先端的な重要技術の社会実装を強力に後押ししてまいりたいと思います。

○柴田巧君 今の答弁にありましたように、この官民協議会が非常にこの核になるとか重要な役割を果たすことになるんだらうと思いますが、したがって、ちょっと詳しくお聞きしますが、この本法律案を見ると、研究開発等に従事する者との研究開発大臣等により構成するという規定ぶりになっていくわけですが、これはこの民間企業の研究開発部門を構成するメンバーが参加するという形になるのか、この点はどうでしょうか。

○政府参考人(高村泰夫君) お答え申し上げます。本法案の協議会ですけれども、これは、研究開発に資金を交付する関係府省の大臣が、研究開発プロジェクトごとに研究代表者の同意を得て設けるものでございます。大臣が必要と認める者を、その者の同意を得て構成員として加えることとしております。

一般的に、研究開発プロジェクトは、研究代表者だけではなく、研究チームのメンバーや連携相手となる研究機関など、様々なメンバーの協力によって推進されているものと承知しております。このため、協議会の構成員についても、御指摘の民間企業の研究開発部門の方に加えて、研究開発の状況を踏まえ、研究代表者と相談しつつ、機微な情報が共有される範囲内で必要と認められる方に参加していただくことになると考えております。

○柴田巧君 さあ、そこでこの官民協議会ですが、プロジェクトごとにつくるのでいろいろ違ってくるところがあるのかもしれないですが、どれぐらいの人員規模で発足することを考えているのか。また、今日もこの委員会でも取り上げられていましたけれども、いわゆる民間の人なども入っていくわけですから、この協議会における情報管理についてはやっぱり厳格な管理が当然求められると思っておりますが、先ほども政府参考人の方から御答弁があったところがありますが、どのような仕組みをそのために考えているのか。これは大臣にお聞きをします。

○国務大臣(小林鷹之君) お答え申し上げます。この協議会は、研究開発プロジェクトごとに研究代表者の同意を得て設置することとなり、その構成員は、研究代表者とその研究メンバー、また関係府省庁といわゆる資金配分機関の関係者、そしてシンクタンクなどの専門家、また産業界の方々などが加わることを想定します。

いずれの場合も、技術開発の進展度合いですとか、あるいはそのプロジェクトの内容、また研究者の意向などによって変わり得るものなんです。なので、一概に人員の規模をお答えするということとはなかなか難しいことは御理解いただければと思います。

二点目の、この協議会における安全管理措置の具体的内容なんですけれども、これ、情報の性質ですとか、また技術の進展状況などを踏まえまして、個々の協議会ごとに全ての協議会構成員が納得する形で決めていただくことになりませんが、例えば、ICカードなどによる入室管理を始めた機微な情報を取り扱う区域の管理ですとか、電子媒体また資料などを持ち出す際の漏えい、盗難の防止、そしてデータなどへのアクセスログの記録化などが考えられるところがございます。

○柴田巧君 この官民協議会が先ほど申し上げましたように大事な役割を果たすものだと思っておりますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

あと中小企業対策などお聞きしたいこと幾つか

ありましたが、時間が参りましたので次回に譲りたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

○委員長(徳茂雅之君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、浜田昌良君が委員を辞任され、その補欠として佐々木さやか君が選任されました。

○大門実紀史君 大門実紀史です。お疲れさまでございます。

最初でございますので、法案の中身は後日にして、そもそも論をお聞きしたいというふうに思います。

この法案が提出された背景に何かがあるかという点でありますけれど、私はいろいろ見てきて、やはり米中間の問題、いわゆる米中貿易戦争と言われてきましたし、アメリカの対中戦略の影響が少なからずあるんじゃないかと思っておりますが、まずこの点、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) 我が国が進めている経済安全保障政策というのは特定国を念頭に置いたものではないということを申し上げたいと思っております。

○大門実紀史君 大臣は、この法案の立ち位置ですけれども、自律性、優位性、不可欠性、この点もう全くそのとおりだと思えますし、日本はアメリカ力であれ中国であれ遠慮することなく堂々と、本意、ある意味では自主独立の立場で、立ち位置で貿易も考えるべきだと思っておりますので、仮にもほかの国の影響を受けたり、ほかの国に追いついたり、あるいは圧力を受けるといようなことはあつて政策を決めるべきではないというふうに思いますが、この点いかがですか。

○国務大臣(小林鷹之君) 今、大門委員御指摘の問題意識というのは、私、共有させていただいております。

先ほども少し答弁させていただきましたが、米

中に限らず、国際情勢というものが複雑化していつておりますし、パワーバランスも変化している。また、それだけではなくて、社会のDX化は進んでいる。また、経済がグローバル化が進んでくる中でサプライチェーンも複雑化して多様化していく。また、革新的な技術が出てくる。様々なその状況の変化の中で、不確実性がやはり富む時代に突入していくんだと思っております。

その中で一番重要なのは、我が国自身が自ら主体的に政策決定できるような国家運営を実現していくということだと思っております。それ、他国の動向というのは、変数としてはまあそれだけ見てその時々注視していかねければいけないと思えますけれども、重要なのは、我が国自身の基軸となる考え方、我が国自身のしつかりとした方程式というものをきちつと持つことであるというふうに思っておりますので、そのアプローチの仕方として、今委員が言及していただきました自律性ですとか優位性、不可欠性、我が国自身の取組として、まずは自身の取組として経済安全保障を進めていくということが私は重要だというふうに考えております。

○大門実紀史君 原則的にはおっしゃるとおりですけれども、私は、この法案を議論していく上で、やはりリアリティーといいますが、具体的に起きたことを描きながらやらないと、何かこう、何と云いますかね、外側ばかりなでているような議論になりかねないし、非常に抽象的なことで終わりがねないし、やはりいろんなことが緊迫した状況ありますのでね。

それと、その自主独立といいますが自律性というのは大事なんです。現実問題なかなかそうはなつてこなかったというのがございまして、私でいいますと、小泉内閣のときに郵政民営化という大きな問題がありました。まあいろいろあります。たけど、やっぱりアメリカの要望もかなり強いものがありまして、あのときにも、もつと日本は自律的に考えるべきだということ、この場では

いる議論をしたことがありますし、当時、アメリカでいえば年次改革要望書というのが、まあ大変今からいうとあからさまな対日要求が毎年出されて、これは二〇〇九年以降はやめたんですけれど、ただ、その後はT P P交渉になって、このT P P交渉の中でまたアメリカが大変いろんな要望を日本に突き付けてきたというのはもう明らかなことでありますし、トランプさんのときは対日貿易交渉目的というのが打ち出されて、それが日米貿易協定につながるわけでありました。

今、アメリカの最大の課題は、中国に経済覇権、特にハイテクの覇権を握らせないということ、そのために躍起になっているわけでありまして、それが日本に影響しないわけがないと、私の経験からいってそう思うわけでありまして、まず、ちよつと法案はおいでいて、アメリカの対中戦略ですね、どうなっているかということをお大臣との認識の交換しておきたいと思うんです。

アメリカの中国への警戒心というのはずっと前からございまして、トランプのときにちよつと露骨な、トランプ大統領のときに露骨な、米中貿易戦争と言われましたけれども、それも二〇二〇年一月頃にはちよつと落ち着きを取り戻して、第一段階の合意というんですかね、そういうことがあったわけでありまして、ただ、新型コロナウイルスが感染拡大して、アメリカがウイルスの発生源は中国だというようなことでまたいろいろ対立が激化したり、あるいはファーウェイですね、ファーウェイの封じ込みなどがあって再びまた険悪な状況になっておりますけれども。

二〇〇一年にバイデン政権が発足しましたが、トランプさんと基本的に変わりません。何が違うかという点、トランプさんと違うのかというと、バイデンさんの場合はほかの国と一緒に、バイデンさんはもうアメリカだけでやっちゃおうと、ごめんない、トランプはアメリカだけでやっちゃおうと、バイデンさんはほかの国と一緒に中国に

対応しようというふうなことが、これは後で申し上げますが、もう明らかであります。一番考えているのは、中国のハイテク企業、ハイテク企業を封じ込めるということでありまして。

ただ、ブロック経済化を目指しているのかという点、そういうことでもないようございまして、アメリカと、米中の貿易関係はむしろ全体として伸びているんですよ。米国、中国、輸出も輸入も二〇二〇年に比べて二〇二一年、伸びて増えております。中国からアメリカに対する輸出、輸入も増えております。ですから、一方でアメリカと中国は経済関係を膨らましておいて、対決するところは対決しているということで、いわゆるデカップリングというんですか、何か切り離していくとか、ブロック化、それぞれ分かれていくということではないんですよ。

むしろ、電気自動車などでは、米中合弁の自動車メーカー、上海GMと、五菱つて書いてウーリーンですかね、が電気自動車販売のもう一位、二位ということ、米中の合弁自動車会社が電気自動車が一番、二位と。やっぱり一緒にやるところは一緒にやっているわけですね。非常に米中関係といつても単純には見られないと、複雑なところはあるんですよ。

小林大臣は、この米中関係、全体として結構なんですけど、どういう認識を持たれておりますか。

○国務大臣(小林鷹之) お答え申し上げます。

まず冒頭、私がお他国の意図ですとか第三国同士がどう見合っているかということについてはコメントすることは控えますけれども、今委員から御質問いただいた米中間の、米中関係について申し上げられる範囲でお答えさせていただきますと、米中間は通商問題や先端技術をめぐる競争、また国際社会における様々な懸念事項における意見の対立が見られますけれども、これらは我が国を含めて国際社会全体に関わる問題でもございますので、引き続き関連の動向を注視していく

必要があると考えています。

大門委員御指摘の米中貿易関係については御指摘いただいたとおりだと思っております。二〇二一年の貿易額でいえば、中国にとってアメリカは第一の貿易相手国ですし、アメリカにとつても中国は主要な貿易相手国であつて、中国のその対米輸出は前年比で約三割増えておりますし、また中国のその対米輸入、米から中の動きにつきましてもは前年比でこれも三割強増えているというふうな承知しております。

世界経済に大きな影響力を持つ両国でございますから、この米中関係が安定するということは国際社会にとつて極めて重要だと考えます。また、我が国としては、同盟国である米国との強固な信頼関係の下で様々な協力を進めてきたし、これからも進めていくべきだと思います。また、中国に対しては、国際社会のルールにのっとりて大国としての責任を果たしていく、果たしていただくように働きかけていく必要があるかと考えます。

○大門実紀史君 そういふ、全面的に全て対決しているわけではなくて、一緒にやりながら、なぜバイデンさんとトランプさん、まあバイデンさんですね、中国をターゲットにいろいろやっているかということなんですけど、結論からいいますと、やっぱり半導体、IC、ハイテク技術での覇権を中国に取らせないと。この半導体、IC、ICと

いうのは集積回路ですよ。これは軍事技術にも産業技術にも基礎の基礎ですから、これがどちらが握るかということが一番で、米中戦略の肝は、核はそこに、核心はそこにあるんじゃないかと思っております。

そういうふうに見ますというんなことが見えるわけなんですけど、中国政府は、私は、ちなみに申し上げておきますけど、中国の、まあアメリカのやり方もちよつと相当なものありますが、中国のやり方がいいと思っているわけでも何でもありません。日本共産党はもう中国にもはつきり物を言う政党でありますので、どちらがというこ

とではなくて、日本がどこでどういう立ち位置でやるべきかという点で申し上げたいわけですが。

中国は、二〇一五年にハイテク産業全体の振興政策をまとめました。中国製造二〇二五ですね。中国製造、製造業の製造ですね、二〇二五でございます。これがやっぱり火を付けたというふうに思いますが、これは国家戦略でありまして、中国の場合は国挙げてもう大企業を応援いたしますので国家戦略であります。重点領域技術ロードマップというのを作りますと、ICなど四十以上の品目について国産化すると、中国で作るという目標を示したわけでありまして、ICについて、集積回路でいえば、国産化率を二〇二〇年にもう五〇%、二〇三〇年に七五%に急速に上げるといふ国家目標を立てたわけでありまして。

これ、どういう意味を持つかといいますと、このICロボット、工作機械でこの中国製造二〇二五が国産化を目指すということは、分かりやすく言うと、このハイテク、こういう部分のハイテク製品というのは、今、日本が中国に対して輸出しているものの中心のものばかりなんです。つまり、この中国製造二〇二五がどどんどどんこの目的どおり国産化をやる、日本から、日本から中国への輸出が減るということを意味します。

アメリカも、アメリカは、これ、二〇一七年にトランプ政権がこの中国製造二〇二五計画に激しく反発をして、これは中国が世界のハイテク産業九割を支配する野望だというふうにあのペンス副大統領が強く非難をしたものであります。この辺から、このアメリカの中国に対するハイテク覇権を絶対譲らないというか、潰そうというのが始まるわけだというふうな思っています。

具体的に始めたのはファーウェイですね。ファーウェイを狙いを定めて、ファーウェイの通信機器は危ない、情報が漏れるというふうな、何ですかね、バックドアが仕掛けてあるとか言っただけですね。まだ証明されておりませんが、証拠はありませんが、ファーウェイの、ファーウェイ

の技術を使うと、製品を使うと危ないよということ
を振りまいて、ファーウェイを締め出すというこ
とをやりました。

これは日本にも影響いたしまして、二〇一八年
十二月に日本政府も、さすがに中国とは名指しは
しませんでしたが、政府や重要インフラにお
いて情報漏えいの懸念がある機器は使わないよう
にという通達が出ました。名指しはしなかったで
すけど、これ、みんな民間の通信事業者はファ
ーウェイのことだと分かって、ファーウェイの
ものをほかのものに入れ替えた、国産のものに入れ
替えたということがございます。

小林大臣は、この頃からずっといろいろやって
いらつしやると思うんですけど、この中国政府の
中国製造二〇二五計画とアメリカとのこのあつれ
きの始まりといいますが、この辺は御存じでしょ
うか。

○国務大臣(小林鷹之君) まず、米中関係につ
いてですけれども、米中の間では、御指摘の半導
体を含む先端技術、あるいは通商、こうした分野に
おける競争というのがあって、また、国際社会の
様々な懸念事項において米中両国の間に対立、意
見の対立が見られているんだと考えます。

例えば、昨年の三月にアメリカは、バイデン政
権になって、国家安全保障戦略、これはインテリム
ストラテジーということで暫定版なんですけれど
も、これを公表して、そこで中国を、安定的で開
かれた国際システムに対して持続的に挑戦する唯
一の競争相手というふうにアメリカは中国を位置
付けていると。その一方で、中国側もアメリカに
対して批判的な発言を続けていると。そうした中
で、引き続き双方が厳しい立場を取っているとい
うふうには承知しています。

また、今委員が二〇二五や国防授權法、FIR
RMA、いろいろお話しされましたけれども、例
えば、中国は双循環、二つのサイクルですね、そ
れを言っていて、今国産化の話がありましたけれ
ども、一つは国産化をやっていくという一つの循

環と、もう一つは、中国の巨大なマーケットを含
めて、その市場などに、中国の市場などに他国を
ある意味依存させるといような大きな考え方の
中で戦略を立てているというふうに認識していま
す。

その中で、繰り返しになるんですけども、日
本として重要なことは、特定の国を念頭に置くの
ではなくて、先ほど委員は、自律性とか優位性、
不可欠性という話だとか言葉を使わなかったもの
で、ちよつと表層的で余りリアリティーとか具体
性がないとおっしゃいましたけど、私そうではな
いと思っていて、やはりまずは、重要なのは、先
ほど申し上げたとおり、自分をまず分析すること
が本当に今十分にこの国はできているのかという
ことを私は謙虚に真摯にもう一回向き合うべきだ
と思っていて、その一つのツールとして経済安全
保障があると思っています。我が国の、これから
何が起るのか分からない中で、本当に何が起っ
ても国民の命や暮らしを自分の意思と、自国の意
思と能力で本当に守り切れるのか、どこに弱点が
あつてどこに強みがあつて、そういう分析という
ものを本当にリアルに具体的にやっていくことで
日本自身としての基軸というものができると。

国家安全保障戦略、岸田総理が改定していく、
新たに策定していくという中で、じゃ、その中に
経済安全保障を具体的にどう位置付けていくの
か、これは極めて重要な話だと思っておりますけ
れども、そうした中で、米中、これは先ほど申し
上げた方程式の中では変数としては大きな変数だ
と思えますけれども、自分なりの基軸というもの
を持つということが重要だということは繰り返し
申し上げたいと思います。

○大門実紀史君 優秀な方ですね、本当にね。議
論していて気持ちがいいですね。

もう少し、そうはいっても、後で言いますけ
ど、この法案出てくる経過でやっぱり米中のこの
戦略が、米中関係がかなり色濃く出ていると思
うんですけど。

ちなみに、アメリカは先ほど言ったように
ファーウェイを封じ込めようと思つたけど、これ
失敗したんですね。ファーウェイは中国政府の
全面支援を受けておりますので、基幹IC、自社
で設計して、ソフトもアンドロイドを、アンドロ
イド関連ソフトを、その代わるものを開発して
ですね。すごいですよ、その点でいいますとね。
だから、アメリカは、例えばファーウェイですか
らスマホのマーケットでシェア伸ばしてしまつた
けど、落とそうと思つたけど落ちないと。更に伸
ばしちゃつたわけですね、ファーウェイはです
ね。

アメリカはもう更に焦つて輸出管理法でもう物
理的な規制までやって、それを、韓国や日本の企
業であつても、これアメリカ企業設備や自動設
計ソフトを使つていたとしたら、ファーウェイの
半導体製品を輸出する際には、アメリカ商務省で
すかね、商務省の許可を願ひ出るといようなこ
とまでやつたわけですね。それでもファーウェイ
のシェアは下がらなかつたということで、いら
らしているわけですね、アメリカはですね。相当
いら立つたと思います。

そこでバイデン政権は、そういう戦略にやつぱ
りほかの国も、多国的に中国を包囲していくとい
うことで、これは私が言っているんじゃないかと、
みずほ総合研究所がその分析をしております、
バイデン政権の通商政策というのをしております
ですが、非常に端的に出しております。つまり、そ
ういういろいろなことをやってきたけど、中国の
やつぱりその技術が主戦場だと。日本を含む同盟
国に対中政策での共同対処を求めていくというよ
うなことがバイデン政権が打ち出してきて、それ
で先ほど大臣から御紹介しました国家安全保障
戦略ガイダンスで先ほど申し上げたようなことが
書かれているということで、要するに、アメリカ
は、今その中国の封じ込めのために日本を始め
とした同盟国の力を動員しようとしているという
のがアメリカの戦略であります。これは事実として

そういうことだと思つておられます。

大臣も現実的な答弁をされているなと思つた
んですけども、三月二十三日の衆議院の内閣委員
会で、もちろん、先ほど言つた自律性とか優位性
とか不可欠性、これを一番にお話しされた後です
けれども、我が国自身の取組や、同盟国という言
葉を使つておられますが、同盟国との連携云々
ということ、国家及び国家の主権や利益を害する
経済的な威圧などの課題に対処と、これはど
か、どこか分かりませぬけど。このときの同盟
国というのはどこの国のことを大臣は想定され
たんでしょうか。

○国務大臣(小林鷹之君) 同盟国というのも、余
り言葉遊びをするつもりはないんですけども、
その時々々の情勢によつてそこは変わり得る概念だ
と思つています。ただ、今、同盟国の中には同盟
国は入るといふふうに私は考えていて、同盟国と
いうのは今アメリカですから、アメリカだけでは
当然ないと考えていますけれども、その基本的な
価値、自由であり、民主主義であり、人権であ
り、法の支配、こうした基本的な価値を共有でき
る国が同盟国であるというふうな考え方をもち
ます。

○大門実紀史君 日本にとつて、この貿易、通商
の分野で大変大事な分野で、技術立国との、ま
あ技術立国と今はもう言えるかどうかであるん
ですが、それを再建していく上でも、やつぱり通
商、自由貿易、技術というのは自由に交流した方
が伸びますからね、そういう原則、非常に大事だ
と思つておられます。

そういう中で、アメリカの中国戦略、半導体、
IC、ハイテク覇権、これももう取らせないと
いうことですね。これはもうやつぱり軍事機密等
いろいろ関わるんで、そりや必死なんでしょう
けれど、それに日本がどう対応すべきかという
ときに、余り同盟はつかり重視し過ぎると、自由貿易を狭め
て結局日本の技術力も低下していくことにな
りかねないという部分、そういうリスクがあり

ます。ですから、余り、何といえますかね、敵味方の不毛な議論に余り巻き込まれないで、やっぱり自主独立で考えないと、ちょっと長い目で見た日本の発展はないのかなというふうに思っております。

それで、そういう背景の下に、日本としてどう対応してきたかというのが、資料をお配りいたしましたけれども、まず自民党の皆さんの議論をちょっと紹介させてもらって恐縮でありますけれど、やはり与党ですから、自民党の中であるんな議論が始まったわけでありまして。二〇一七年四月に設立された、自民党の皆さんの、衆議院、参議院、両方の国会議員さんだと思っておりますが、ルール形成戦略議員連盟というのがございました。

これは小林大臣も議論に参加されておられましたか。

○**国務大臣(小林鷹之君)** お答え申し上げます。ルール形成戦略議員連盟には私、済みません、ちょっと私の記憶によるところですが、途中から入会しました。なので、設立目的とかそういう経緯についてはちょっと語る立場にはないんですけども、あれ、今から二、三年前だったと思うんですけども、私自身がその議員連盟との関わりで非常に強ちよつと関わりを持ったのは、いわゆる中央銀行デジタル通貨、CBDCについて私は経済安全保障上いろいろ思うところもありまして、それを問題提起したところ、今はちよつとどうなのか、そのとき、事務局次長というような肩書を拝命し、テーマに応じて参加をさせていただいたという経緯はございます。

○**大門実紀史君** この始まりは、このルール形成戦略議員連盟というか、甘利さんではないかと、こう思うわけありますけど、もうはつきりというふうな書いてございますけれど、上から九行目辺りで中国のファーウェイのことも出てまいります。あと、非常に警戒心を、警戒する相手だということですね。インテリジェンス能力を酷使した経済戦争から日本企業を保全することは急務である

ということと、アメリカはそういうことも含めて国家経済会議を設立しているということで云々とあって、私がちよつと注目したのは、済みません、線も引かなくて申し訳ないんですけど、エコノミック・ステートクラフト、エコノミック・ステートクラフトという言葉が出てまいります。日本に対してもエコノミック・ステートクラフトに関するインテリジェンスを共有し、政策を包括的に構想して民間企業を巻き込んだ実行を狙う日本版NECの創設を求める声が上がりに始めていると。

エコノミック・ステートクラフトというのは、大臣、もし解説できればお願いしたいと思います。

○**国務大臣(小林鷹之君)** このエコノミック・ステートクラフトに、これも私、確立した定義があるのかというのは存じ上げませんが、私のちよつと感覚的なところで申し上げますと、経済的な手段を用いて他国に自らの利益あるいは政治目的に沿うような形で行動変容を迫っていく、あるいは促していく、そういうものではないかというふうに捉えています。

○**大門実紀史君** ありがとうございます。基本的にそのとおりでございます。ちよつと、何といえますかね、経済安全保障を少し、安全保障の概念もいろいろありますけれど、少し踏み込んだものかなと私は捉えておりまして、ES、ESという言い方でエコノミック・ステートクラフトですけれど、これは武器を使わない戦争という言い方もされたりします。そういう言い方をしているエコノミストもいます。

つまり、経済的手段によってほかの国に強制的な措置をとるというちよつと強い意味があるんですね。特定の政策を実現させると、何らかの強い措置をとって、それによって何かやらせるというふうな、まあ言わば経済安全保障における先制攻撃みたいなちよつと強いものであります。これは敵か味方を峻別するという概念もござい

まして、味方のことを有志国という言い方をしておりますね、この概念では。有志、志がある有志国という概念が強調されております。このエコノミック・ステートクラフトの考え方の中にですね。敵と味方を峻別するとき、味方の方は有志国と。つまり、軍事同盟を結んでいる強い国だけではなくて、同じ志を有する国という、それで敵と味方を区別するわけなんですけど、この有志国というのが一つのポイントですけれども、菅政権のときに閣議決定されました成長戦略実行計画というのがあるんですけども、このときに初めて有志国という言い方が登場いたします、登場いたします。

こう書いていますね。成長戦略実行計画、菅さんのときですけど、有志国・パートナーと連携して法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現するため云々とか、我が国の経済成長と安全保障を支える戦略技術・物資を特定しとかですね、有志国とともに、こういういろいろ書いてあります。

つまり、申し上げたいことは、エコノミック・ステートクラフトという概念があって、これは武器を使わない戦争という強い、強い意味がある概念で、その味方を有志国と呼ぶという、この世界があるんですけど、それを初めて日本が菅政権のときに有志国という言葉を使っただけですけど、まあ岸田さんにお聞きするときにあれば聞こうかと思っております。岸田内閣でもこのエコノミック・ステートクラフトという概念は、有志国とかね、引き継がれているんでしょうか。

○**国務大臣(小林鷹之君)** 先ほど申し上げたとおり、我が国の経済安全保障に対するその基軸となる考え方というのは、先ほど委員との間で議論させていたいただいたとおりなんです。なので、先ほど私が申し上げたようなこのエコノミック・ステートクラフトの説明というものが正しいかどうかは別として、今委員との間で交わしているその定義というのかその概念に基づくものとする、まず他国の行動変容を迫るというものというよりも、むしろ

しる自らのその考え方、基軸をしつかりと整理をするということに重点が置かれているものというふうな理解をしています。

また、先ほど来、アメリカ、中国、有志国とか、そういうお話がなされる中で、私、重要だと思うのは、永遠の同盟も永遠の敵もない、あるのは利益のみと。それはイギリスのパーマストンの言葉ですけれども、もちろん同盟国ですとか同志国というのはその時々において極めて重要だと思えます。でも、一番重要なのは我が国の利益ですから、今、エコノミック・ステートクラフトという概念もこの国際社会の中ではいろいろ取り沙汰されることもありまして、我が国が今傾注すべきことは我が国自身の基軸をつくるということだと認識しております。

○**大門実紀史君** それで、この甘利さん会長のこのルール議連が要するに何を求めたかということだと思いますと、国家安全、日本です、国家安全保障局、これは国家安全保障会議の事務局ですね、の国家安全保障局に経済班を設けるというふうなことが主張されて、この提言を受けて、このルール形成戦略議員連盟の提言を受けてできたのが国家安全保障局の中の経済班ということだと思えます。

この経済班というのは何の仕事をしているんでしょうか。参考人で結構です。

○**政府参考人(泉恒有君)** お答えいたします。国家安全保障局においては、我が国の安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関しまして企画立案及び総合調整をつかさどることとしておりまして、令和二年四月に設置された経済班は、安全保障と経済を横断する領域で生ずる様々な課題に対しまして関係省庁と連携しながら関連施策の推進を行っております。

以上でございます。

○**大門実紀史君** 具体的に言いますと、今回のこの経済安全、安保法案ですね、この法案を作る作

業をやったのが国家安全保障局の経済班のメンバーで、各省庁から優秀なスタッフが集められて今回のこの法案を作ったということであります。

ですから、申し上げたいことは、このルール形成議連の提言があつて、それによつてつくられた経済班が今回の法案を策定する具体的な作業を入ったということでありますので、流れとしては、この提言ですね、甘利さんのこのときの提言の流れの中で今回の法案出てきたというふうに普通なら常識的に見られるわけであります。

もう一つは、次のページに、こちらは、その甘利さん、これも甘利さんか、さっきのルール議連ほどちよつと生臭くはないんですけど、これ新国際秩序創造戦略本部が出された提言がございませぬ。これはまさに今回の法案を出すべきというふうなことをまとめられた、これ自民党の政務調査会の中にあるあれですかね、戦略本部でございませぬ。これは、岸田さんが当時政調会長だったんで、本部長だったんですかね。また、甘利さんが本部長ということで、小林大臣が事務局長をやつていらしたんですかね、です。

この本部、戦略本部は何のためにつくられたんですかね。

○国務大臣(小林鷹之君) 新国際秩序創造戦略本部、今委員から説明があつたことは事実で、二〇二〇年の六月だったと思ひますけど、当時、自民党岸田政調会長を本部長とし、甘利議員を座長とする会議体が立ち上がりました。私はそこで事務局長を拝命をして、まさに今日コピーいただいたこの、二回提言書いたんですけど、これ最初の一発目の、一回目の、おとしの十二月、これ私、たたき台書きましたんで、主体的に運営、まあ運営に、主体的に運営してきたという自負はございませぬ。

私自身、五、六年前からこの日本の先端技術の流出には強い危機感を持っていて、当時、甘利議員が自民党で会長を務めていた知的財産戦略調査会というのがあつて、そこでその技術流出の防止

対策を議論する小委員会を立ち上げて、そこから議論してきたんです。

その議論をしていく過程の中で、今形になってるもの、まだなつていないものありますけれども、経済安全保障というのは、技術はすごい重要な切り口です。でも、それだけではなくて、サイバーセキュリティがあり、サブライチエーションがあり、あるいはそのデジタル通貨の話があり、インフラ輸出があり、もつと広い開口で、切り口でこの経済安全保障を捉えていく必要があるというふうな考えまして、そういう思いを共有している

岸田政調会長、甘利座長とともに自民党の中でこういう会議体が立ち上がったというふうな理解をしております、その目的というのはいまここに、提言に書かせていただいたとおりなんですけれども、先ほど来申し上げて、もう余り繰り返しません、自律性、優位性、不可欠性というものをしっかりと獲得することによって自らの基軸をつくる、他国の動向に右往左往しない国をつくっていく、そういう思いの中でこの新国際秩序創造戦略本部が生まれ、継続したと、キックオフしたということだと考えています。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

ただ、もう時間ないんで細かく触れませんが、先ほどのルール議連ほどではないんですけど、この中にも、やはりアメリカの対中戦略とか、日本は共同歩調をとというようなニュアンス、そういう文言があるわけでありまして、私申し上げたいのは、アメリカのこういう問題の議論のときは、中国なら中国という名前をはつきり出して、どこの国というのををはつきり出して率直な議論をしていくんですよ。

今回の議論は、いや、どこかは想定していませんという、こうなるんですけど、まあアメリカは議員立法が多いからそういう率直な議論になるのか分かりませんが、やはり何か外側だけなでいて、現場の人たちはもう中国だと思つていまから、企業の人たちはね、そうなつたらどうな

るんだらうとみんな思つていられるわけですね。

そういう点では、国会として、やっぱり法案のこのちよつと抽象的な議論はつきりではなくつて、やっぱり中国について駄目なものは駄目と、アメリカについても駄目なものは駄目というふうな、やっぱり国会でそういう率直な議論をやるべきじゃないかなと思つて。これが全部そのアメリカに言われてやつていられるんだとか、そういう意味じゃないんですよ。いろんな背景があるんじゃないでしょうかと、それに具体的に日本はどう対応するんでしようかというやっぱりリアルな具体的な議論を国会ならばやるべきではないかと思つて、ちよつと先ほどから言つていられるんですけど。

例えば、この戦略本部の提言についても、角南さんが、あの有識者会議のメンバー、角南さんか、もうやっぱり述べておられて、中国の技術覇権との関係だと、それで今回の法案も出てきたというふうなことを有識者会議のメンバーも話されております。

それで、参考までに、次ちよつと古い資料ですが、付けておきましたけど、そもそも経済安保って何なのと、どう考えるのということで、これは「経済安全保障の確立を目指して」という、当時の通商産業省ですね、通産省が産業構造審議会編で一つの本を出しております。

ちよつとコピーが、古い本なのでコピーが汚くて申し訳ないんですけど、随分今と違うんですけど、経済安全保障の考え方がですね。やはりこのときは、経済安全保障というのはもう、大体、技術というのが人類共同の財産だと、技術開発の基本目的というのは人類共同の財産の構築なんだというふうな、だから自由に、残りそういう技術を戦いの材料にすべきじゃないというふうなことが書かれておまして、私は本當のことだと思つて、今はそんな甘くないとかいろいろ話される方がいいかも分かりませんが、本来、本来、経済の安全保障とか

いうものは、技術というものはこういうものではないのかと思ひますので、参考までに付けておきました。

それで、私が心配するのは、日本企業が非常に大変、国会の議論聞いていて、どこの国の話か分からない、中国なら中国とはつきり言つてくれと、だつたらこれ自分たちも対応できるんだと、そう言わないから何が何なんだと、いざとなつたら中国と取引したら何かやられちゃうのかとかいうのがありますので、率直な議論をしたらどうかと思うのが一つであります。

もう一つは、今日の質問の最後に申し上げたいのは、アメリカにくつついていって今までどんなことがあつたかの一つですが、半導体ですね。大臣はもう大変優秀な方だと思ひますので、これ通告してないかも、あつ、通告したかな、してないか分かりませんが、半導体ですね、日本の半導体がなぜこんなに駄目になったのか、その原因を大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(小林鷹之君) まず、今いただいた一九八二年の話ですけども、今からやはりもう四十年前も前の話でございまして、その時代の状況を把握する上では有益なかもしれませんが、やはりそこに書かれていること、その時代背景と今の時代背景というものがやはりそこは大きく変わつているところもあるということも認識した上で政策を現実的に打つていく必要があると思つています。

半導体の政策、これまで、で、今後、私自身いろいろ考えはありますけれども半導体政策自身は直接所管してない、経産省、今、萩生田大臣のリーダーシップの下で今やっておりますので、余り私が持論を申し上げることは控えたいと思ひますけれども、一般に、その一九八〇年代は世界で売上げがトップだったわけですよ。それが、その競争力を落としてしまつた。今、売上げで見れば、足下では一割を切るような水準になつているといふ状況です。これは、一般に、一般論とし

て言えば、理由の一つとしては、国際的な共同研究の枠組み、これを構築することができなかつた。それで、イノベーション力の向上ですとか販路開拓の面で劣後した。また、これからの課題なのかも、これからの課題になるかもしれないが、新たなこの市場、ユーザーサイドの目線に立ったその市場の開拓、そういうことも様々いろいろあったと思います。

そういう中で、過去の反省も踏まえて、今、経産省を中心に、これ、経済安全保障も重要な話ですけれども、そうした中で、政府が連携をしながら、足下ではミッシングピースであった先端ロジックの製造拠点、これをこれからつくっていくということですから、次世代半導体どうするかとか、先を見ていかなければいけませんので、政府、連携して対応していければと考えています。

○大門実紀史君 これは私が勝手に言っているのではなくて、いろんな方が日本の半導体について分析をされておりますので、共通するところを申し上げますと、やはりアメリカが日本の半導体を潰したという言い方をする人までいるぐらいであります。なぜかという、半導体というのはやっぱり軍事技術、産業技術の核、もう一番基礎的なものを成します。八〇年代に世界一だった日本の半導体は、アメリカが、やっぱりアメリカの安全保障を、日本のものを使っているということそのものが脅かすことになるんじゃないかということがあって、八六年に、一九八六年に、御存じだと思いますが、日米半導体協定が結ばれて、海外半導体の市場がほかの国に売れというようなことが求められたり、八六年からのこの半導体協定の押し付けによって、日本市場で外国製半導体のシェアが、日本で二〇%に増やせとか、要するにアメリカに増やすなとか、そういうふうなことでかなりアメリカに、アメリカがずっと輸出を受けただけですけど、するなということがあったり、あとは韓国製半導体が日本に進出すると。DRAM

ですよね、DRAMのようなメモリー生産から日本が撤退すると。

要するに、始まりは、アメリカがやっぱり日本にそういう軍事、同盟国とはいっても、日本に軍事や産業の一番の核になる技術をトツプにしたくないと、自分たちが覇権を握りたいということから始まって、日本の半導体はアメリカにたたかれてきたというんですね。日本は日本で、その半導体に力を入れるんじゃないで、もう海外、グローバル化だということ海外生産やると。ITバブルのときは、崩壊したときは、人材を海外に平気で流出させるということで中国が伸びる、台湾が伸びる、韓国が伸びるというような事態を招いたということで、始まりはアメリカが主導権を握らせないということにあったわけであります。

申し上げたいのは、アメリカというのは、まず半導体でいうと、日本をたいて、今は、今度は中国が出てきたら中国をたたこうとしているという構図にあると。それが今の一番リアルなこの経済安保、安全保障の世界的な状況だということ踏まえてこの法案審議をやはり議論していくということ、やっぱりもう少しリアルティーのある議論をしていくべきではないかと、それが日本の国益につながっていくのではないかと、ということをおっしゃいます。

また議論できれば議論したいと思えます。今日は時間で、これで終わります。ありがとうございます。

○委員長(徳茂雅之君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時七分散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 特定重要物資の安定的な供給の確保
 - 第一節 安定供給確保基本指針等(第六条―第八条)
 - 第二節 供給確保計画(第九条―第十二条)
 - 第三節 株式会社日本政策金融公庫法の特例(第十三条―第二十五条)
 - 第四節 中小企業投資育成株式会社及び中小企業信用保険法の特例(第二十六条―第二十八条)
 - 第五節 特定重要物資等に係る市場環境の整備(第二十九条・第三十条)
 - 第六節 安定供給確保支援助法人による支援(第三十一条―第四十一条)
 - 第七節 安定供給確保支援助独立行政法人による支援(第四十二条・第四十三条)
 - 第八節 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資(第四十四条・第四十五条)
 - 第九節 雑則(第四十六条―第四十八条)

第三章 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保（第四十九条―第五十九条）

第四章 特定重要技術の開発支援（第六十条―第六十四条）

第五章 特許出願の非公開（第六十五条―第八十五条）

第六章 雑則（第八十六条―第九十一条）

第七章 罰則（第九十二条―第九十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（基本方針）

第二条 政府は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な事項
- 二 特定重要物資（第七条に規定する特定重要物資をいう。第六条において同じ。）の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務（第五十条第一項に規定する特定社会基盤役務をいう。第四十九条において同じ。）の安定的な提供の確保並びに特定重要技術（第六十一条に規定する特定重要技術をいう。第六十条において同じ。）の開発支援及び特許出願の非公開（第六十五条第一項に規定する特許出願の非公開をいう。）に関する経済施策の一体的な実施に関する基本的な事項
- 三 安全保障の確保に関し、総合的かつ効果的に推進すべき経済施策（前号に掲げるものを除く。）に関

する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（内閣総理大臣の勸告等）

第三条 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な勸告をし、又はその勸告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、安全保障の確保に関する経済施策に資する情報を提供することができる。

（国の責務）

第四条 国は、基本方針に即して、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない。

3 国は、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律の規定による規制措置の実施に当たつての留意事項）

第五条 この法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的

的に必要と認められる限度において行わなければならない。

第二章 特定重要物資の安定的な供給の確保

第一節 安定供給確保基本指針等

(安定供給確保基本指針)

第六条 政府は、基本方針に基づき、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、特定重要物資の安定的な供給の確保（以下この章において「安定供給確保」という。）に関する基本指針（以下この章において「安定供給確保基本指針」という。）を定めるものとする。

2 安定供給確保基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項
- 2 特定重要物資の安定供給確保に關し国が実施する施策に関する事項
- 3 特定重要物資の指定に関する事項

四 第八条第一項に規定する安定供給確保取組方針を作成する際の基準となるべき事項

五 特定重要物資の安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の方法の基本的な方向に関する事項（第十三条第一項に規定する供給確保促進円滑化業務等実施基本指針を作成する際の基準となるべき事項を含む。）

六 安定供給確保支援業務（第三十一条第一項に規定する安定供給確保支援業務をいう。第八条第二項第四号及び第九条第六項において同じ。）並びに安定供給確保支援法人基金（第三十四条第一項に規定する安定供給確保支援法人基金をいう。第八条第二項第四号及び第三十三条第二項第五号において同じ。）及び安定供給確保支援独立行政法人基金（第四十三条第一項に規定する安定供給確保支援独立行政法人基金をいう。第八条第二項第四号及び第九条第六項において同じ。）に關して安定供給確保支援法人（第三十一条

第一項に規定する安定供給確保支援法人をいう。第八条第二項第四号及び第九条第六項において同じ。）及び安定供給確保支援独立行政法人（第四十二条第二項に規定する安定供給確保支援独立行政法人をいう。第八条第二項第四号及び第九条第六項において同じ。）が果たすべき役割に関する基本的な事項

七 第四十四条第一項の規定による指定に関する基本的な事項

八 特定重要物資の安定供給確保に当たって配慮すべき基本的な事項

九 前各号に掲げるもののほか、特定重要物資の安定供給確保に關し必要な事項

3 内閣総理大臣は、安定供給確保基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により安定供給確保基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業構造その他特定重要物資の安定供給確保に關し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、安定供給確保基本指針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、安定供給確保基本指針の変更について準用する。

(特定重要物資の指定)

第七条 国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下この章において「原材料等」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（以下この条において「物資等」という。）の生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要物資として指定するものとする。

(安定供給確保取組方針)

第八条 主務大臣は、安定供給確保基本指針に基づき、前条の規定により指定された特定重要物資のうち、その所管する事業に係るものに関し、特定重要物資ごとに当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料等（以下この章及び第八十六条第一項第二号において「特定重要物資等」という。）に係る安定供給確保を図るための取組方針（以下この章において「安定供給確保取組方針」という。）を定めるものとする。

2 安定供給確保取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象となる個別の特定重要物資等（以下この項において「個別特定重要物資等」という。）の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項

- 二 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項
 - 三 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ことに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限
 - 四 個別特定重要物資等の安定供給確保のために安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金に関して安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する事項
 - 五 対象となる個別の特定重要物資に係る第四十四条第一項の規定による指定に関する事項
 - 六 個別特定重要物資等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、個別特定重要物資等の安定供給確保に関し必要な事項
 - 三 主務大臣は、対象となる個別の特定重要物資について、第四十四条第一項の規定による指定をしたときは、安定供給確保取組方針において、前項各号に掲げる事項のほか、対象となる個別の特定重要物資に係る同条第六項に規定する措置に関する事項を定めるものとする。
 - 四 主務大臣は、安定供給確保取組方針を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 五 主務大臣は、安定供給確保取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 六 前二項の規定は、安定供給確保取組方針の変更について準用する。
- 第二節 供給確保計画
- （供給確保計画の認定）
- 第九条 特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする特定重要物資等の安定供給確保のための取組（以下この条において「取組」という。）に関する計画（以下この節及び第二十九条において「供給確保計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 二 二以上の者が取組を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は、共同して供給確保計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
 - 三 供給確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の品目

- 二 取組の目標
- 三 取組の内容及び実施期間
- 四 取組の実施体制
- 五 取組に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置
- 七 取組に関する情報を管理するための体制
- 八 供給確保計画の作成者における当該特定重要物資等の調達及び供給又は使用の現状
- 九 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 四 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る供給確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 取組の内容及び安定供給確保取組方針に照らし適切なものであること。
 - 二 取組の実施に関し、安定供給確保取組方針で定められた期間以上行われ、又は期限内で行われると見込まれるものであること。
 - 三 取組の実施体制並びに取組に必要な資金の額及びその調達方法が供給確保計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであること。
 - 四 特定重要物資等の需給がひっ迫した場合に行う措置、特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する措置その他の取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置として主務省令で定めるものが講じられると見込まれるものであること。
 - 五 取組に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること。
 - 六 同一の業種に属する事業を営む二以上の者が共同して作成した供給確保計画に係る第一項の認定の申請があつた場合にあつては、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の業種に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 五 主務大臣は、第一項の認定をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を、当該認定に係る特定重要物資について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知するものとする。

(供給確保計画の変更)

第十条 前条第一項の認定を受けた者（以下この章において「認定供給確保事業者」という。）は、当該認定に係る供給確保計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定供給確保事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(供給確保計画の取消し)

第十一条 主務大臣は、認定供給確保事業者が認定を受けた供給確保計画（前条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定供給確保計画」という。）に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、認定供給確保計画が第九条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定供給確保事業者に対して、当該認定供給確保計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

3 第九条第六項の規定は、前二項の規定による認定の取消しについて準用する。

(定期の報告)

第十二条 認定供給確保事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、認定供給確保計画の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。

第三節 株式会社日本政策金融公庫法の特例

(供給確保促進円滑化業務等実施基本指針)

第十三条 主務大臣は、安定供給確保基本指針に基づき、株式会社日本政策金融公庫（以下この節及び第九十八条において「公庫」という。）及び第十六条第一項の規定による指定を受けた者（以下この節及び第九十八条第五項において「指定金融機関」という。）の次に掲げる業務の実施に関する基本指針（以下こ

の節において「供給確保促進円滑化業務等実施基本指針」という。）を定めるものとする。

一 公庫が指定金融機関に対し、認定供給確保事業者が認定供給確保事業（認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。以下この章において同じ。）を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下この節において「供給確保促進円滑化業務」という。）

二 指定金融機関が認定供給確保事業者に対し、認定供給確保事業を行うために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行うもの（以下この章及び第九十六条第二号において「供給確保促進業務」という。）

2 供給確保促進円滑化業務等実施基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 供給確保促進円滑化業務及び供給確保促進業務の基本的な方向に関する事項

二 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

三 公庫が行う供給確保促進円滑化業務の内容及びその実施体制に関する事項

四 指定金融機関が行う供給確保促進業務の内容及びその実施体制に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、供給確保促進円滑化業務及び供給確保促進業務の実施に関し必要な事項

3 主務大臣は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針を作成するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針の変更について準用する。

(公庫の行う供給確保促進円滑化業務)

第十四条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、供給確保促進円滑化業務を行うことができる。

(供給確保促進円滑化業務実施方針)

第十五条 公庫は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針に基づき、主務省令で定めるところにより、供給確保促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の供給確保促進円滑化業務の実施に必要な事項に関

する方針（以下この節及び第九十八条第一号において「供給確保促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2 公庫は、供給確保促進円滑化業務実施方針を定めるときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、供給確保促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、供給確保促進円滑化業務実施方針に従って供給確保促進円滑化業務を行わなければならない。（指定金融機関の指定）

第十六条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、供給確保促進業務に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、供給確保促進業務を行う者として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 供給確保促進業務の実施体制及び次項に規定する供給確保促進業務規程が、法令並びに供給確保促進円滑化業務等実施基本指針及び供給確保促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、供給確保促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針及び供給確保促進円滑化業務実施方針に基づき供給確保促進業務に関する規程（次項及び第十八条において「供給確保促進業務規程」という。）を定め、これを指定申請書その他主務省令で定める書類に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 供給確保促進業務規程には、供給確保促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関が第二十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定金融機関の指定の公示等）

第十七条 主務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び供給確保促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は供給確保促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

（供給確保促進業務規程の変更の認可等）

第十八条 指定金融機関は、供給確保促進業務規程を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の供給確保促進業務規程が供給確保促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その供給確保促進業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（協定）

第十九条 公庫は、供給確保促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う供給確保促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び供給確保促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う供給確保促進業務及び公庫が行う供給確保促進円滑

化業務の内容及び実施方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第二十条 指定金融機関は、供給確保促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十一条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要があるときは、指定金融機関に対し、供給確保促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(供給確保促進業務の休廃止)

第二十二条 指定金融機関は、供給確保促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が供給確保促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関に対する指定は、その効力を失う。

(指定金融機関の指定の取消し等)

第二十三条 主務大臣は、指定金融機関が第十六条第四項第一号又は第二号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定金融機関の指定の取消し等に伴う業務の終了)

第二十四条 指定金融機関について、第二十二条第三項の規定により指定がその効力を失つたとき、又は前

条第一項若しくは第二項の規定によりその指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行つた供給確保促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第二十五条 供給確保促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、供給確保促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条(同条の表第十一条第一項第五号の項、第五十八条及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十二条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項に係る部分を除く。)の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。この場合において、同法第六十四条第一項の項中「経済産業大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

2 前項に規定するもののほか、供給確保促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十一條第一項第五号	行う業務	行う業務(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第 号)第十三條第一項第一号に規定する供給確保促進円滑化業務(以下「供給確保促進円滑化業務」という。)を除く。)
第五十八條及び第五十九條第一項	この法律	この法律、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
第七十一条	第五十九條第一項	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五條第二項の規定により読み替へて適用する第五十九條第一項
第七十三條第一号	この法律	この法律(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)

第七十二条第三号	第十一条	第十一条及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十三条第一項第一号
第七十二条第七号	第五十八条第二項	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する第五十八条第二項
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（供給確保促進円滑化業務を除く。）

第四節 中小企業投資育成株式会社及び中小企業信用保険法の特例
(中小企業者の定義)

第二十六条 この節において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに規定する業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額が政令で定める業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第二十七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定供給確保事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定供給確保事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（第四項及び第五項において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（第五項において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（第五項において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、供給確保関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定供給確保事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす

る。

第三条第一項	保険価額の合計額が	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証（以下「供給確保関連保証」という。）に係る保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三項及び第三	保険価額の合計額が	供給確保関連保証に係る保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三	当該借入金等のうち	供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金等のうち
条の三第二項	当該債務者	供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

- 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、供給確保関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第十三条第一項第一号に規定する認定供給確保事業に必要な資金（以下「供給確保事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「二六億円（供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。
- 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、供給確保関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第十三条第一項第一号に規定する認定供給確保事業に必要な資金（以下「供給確保事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「二六億円（供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係につ

いては、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

- 普通保険の保険関係であつて、供給確保関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

- 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、供給確保関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第五節 特定重要物資等に係る市場環境の整備

（特定重要物資等に係る公正取引委員会との関係）

- 第二十九条 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の者の申請に係る供給確保計画について、第九条第一項の認定（第十条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る供給確保計画について、公正取引委員会に意見を求めることができる。

- 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により意見を求められた供給確保計画であつて主務大臣が第九条第一項の認定をしたものについて意見を述べることができる。

（特定重要物資等に係る関税法との関係）

- 第三十条 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金（関税法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第二項に規定する補助金をいう。以下この項において同じ。）の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思量する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条

第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

2 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、不当廉売（関稅定率法第八條第一項に規定する不当廉売をいう。以下この項において同じ。）された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同條第五項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

3 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国における価格の低落その他予想されなかつた事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実及び当該貨物の輸入がこれと同種の物資その他用途が直接競合する物資の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関稅定率法第九條第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による調査の求めをした場合であつて、当該調査を開始することが決定したときは、当該求めをした旨及びその求めに係る事実の概要を公表するものとする。

第六節 安定供給確保支援法人による支援

（安定供給確保支援法人の指定及び業務）

第三十一條 主務大臣は、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、主務省令で定めるところにより、一般社団法人、一般財団法人その他主務省令で定める法人であつて、第三項に規定する業務（以下この章及び第九十六條第三号において「安定供給確保支援業務」という。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、特定重要物資ごとに安定供給確保支援法人として指定することができる。

一 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。

三 安定供給確保支援業務以外の業務を行つている場合にあつては、その業務を行うことによつて安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けることができない。

一 この法律の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第四十一條第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

3 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関（第三十三條第二項第四号において「貸付金融機関」という。）に対し、利子補給金を支給すること。

三 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関する情報の収集を行うこと。

四 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保のために必要とされる事項について、当該特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 主務大臣は、指定をするに当たつては、主務省令で定めるところにより、当該安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務を実施する際に従ふべき基準（以下この節において「供給確保支援実施基準」という。）を定めるものとする。

5 主務大臣は、供給確保支援実施基準を定めるときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 6 主務大臣は、供給確保支援実施基準を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、供給確保支援実施基準の変更について準用する。

(安定供給確保支援法人の指定の公示等)

第三十二条 主務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る安定供給確保支援法人の名称、住所及び安定供給確保支援業務を行う営業所又は事務所の所在地並びに指定に係る特定重要物資を公示するものとする。

2 安定供給確保支援法人は、その名称、住所又は安定供給確保支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(安定供給確保支援業務規程)

第三十三条 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務を行うときは、主務省令で定めるところにより、当該安定供給確保支援業務の開始前に、安定供給確保支援業務に関する規程(以下この条において「安定供給確保支援業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安定供給確保支援業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 指定に係る特定重要物資
- 二 安定供給確保支援業務の対象となる認定供給確保事業に関する事項
- 三 第三十一条第三項第一号に掲げる業務に関する事項
 - イ 認定供給確保事業者に対する助成金の交付の要件に関する事項
 - ロ 認定供給確保事業者による助成金の交付申請書に記載すべき事項
 - ハ 認定供給確保事業者に対する助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項として主務省令で定める事項
- 四 第三十一条第三項第二号に掲げる業務に関する次に掲げる事項
 - イ 貸付金融機関に対する利子補給金の支給の要件に関する事項
 - ロ 貸付金融機関による利子補給金の支給申請書に記載すべき事項
 - ハ 貸付金融機関に対する利子補給金の支給の決定に際し付すべき条件に関する事項

- 二 イからハまでに掲げるもののほか、利子補給金の支給に関し必要な事項として主務省令で定める事項

五 安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあつては、当該安定供給確保支援法人基金の管理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務に関し必要な事項として主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の認可の申請が安定供給確保基本指針、安定供給確保取組方針及び供給確保支援実施基準に適合するとともに、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであると認めるときは、その認可をするものとする。

4 主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 安定供給確保支援法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その安定供給確保支援業務規程を公表しなければならない。

6 主務大臣は、安定供給確保支援法人の安定供給確保支援業務規程が安定供給確保基本指針、安定供給確保取組方針又は供給確保支援実施基準に適合しなくなつたと認めるときは、その安定供給確保支援業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(安定供給確保支援法人基金)

第三十四条 安定供給確保支援法人は、主務大臣が供給確保支援実施基準において当該安定供給確保支援法人が行う安定供給確保支援業務として次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に関する事項を定めた場合には、これらの業務に要する費用に充てるための基金(以下この節及び第九十九条において「安定供給確保支援法人基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

- 一 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であつて、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安

定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 国は、予算の範囲内において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援法人基金に充てる資金を補助することができる。

3 安定供給確保支援法人基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該安定供給確保支援法人基金に充てるものとする。

4 安定供給確保支援法人は、次の方法による場合を除くほか、安定供給確保支援法人基金の運用に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の定める有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）

第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるもの

5 主務大臣は、前項第一号に規定する有価証券又は同項第二号に規定する金融機関を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

6 主務大臣は、第十条第三項又は第十一条第三項において準用する第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、当該通知を受けた安定供給確保支援法人（第二項の規定により補助金の交付を受けた安定供給確保支援法人に限る。）に対し、第二項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

7 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

8 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援法人基金を設けたときは、毎事業年度終了後六月以内に、当該安定供給確保支援法人基金に係る業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

9 主務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

（事業計画等）

第三十五条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、安定供給確保支援業

務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安定供給確保支援法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 安定供給確保支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、安定供給確保支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（区分経理）

第三十六条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。ただし、第二号に掲げる業務に係る経理については、第三十四条第一項の規定により安定供給確保支援法人基金を設けた場合に限り、区分して整理するものとする。

一 安定供給確保支援業務（次号に掲げる業務を除く。）

二 安定供給確保支援法人基金に係る業務

三 その他の業務

（秘密保持義務）

第三十七条 安定供給確保支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（帳簿の記載）

第三十八条 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第三十九条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要があると認めるときは、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（安定供給確保支援業務の休廃止）

第四十条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければ、安定供給確保支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣が前項の規定により安定供給確保支援業務の全部の廃止を許可したときは、当該安定供給確保支援法人に係る指定は、その効力を失う。

3 主務大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示するものとする。

(安定供給確保支援法人の指定の取消し等)

第四十一条 主務大臣は、安定供給確保支援法人が第三十一条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、安定供給確保支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき。

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務を行う必要がないと認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前三項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

5 安定供給確保支援法人は、第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その安定供給確保支援業務の全部を、当該安定供給確保支援業務の全部を承継するものとして主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に引き継がなければならない。

6 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における安定供給確保支援業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第七節 安定供給確保支援独立行政法人による支援

(安定供給確保支援独立行政法人の指定及び業務)

第四十二条 別表に掲げる独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項及び第八十六条第一項第四号において同じ。)は、次項の規定による安定供給確保支援独立行政法人の指定を受けたときは、同法第一条第一項に規定する個別法(以下この項及び次条第一項において「個別法」という。)の定めるところにより、同法第五条の規定により個別法で定める目的の範囲内において、この法律の目的を達成するため、当該指定に係る安定供給確保支援業務

(第三十一条第三項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。次条第一項において同じ。)を行うことができる。

2 主務大臣は、安定供給確保取組方針に基づき、その所管する独立行政法人のうち、その所管する事業に係る特定重要物資に係るものを、特定重要物資(次に安定供給確保支援独立行政法人として指定することができる。)

3 第三十二条の規定は、安定供給確保支援独立行政法人について準用する。

(安定供給確保支援独立行政法人に設置する安定供給確保支援独立行政法人基金)

第四十三条 安定供給確保支援独立行政法人は、個別法の定めるところにより、前条第二項の規定による指定に係る安定供給確保支援業務であつて次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金(以下この条及び第九十九条において「安定供給確保支援独立行政法人基金」という。)を設けることができる。

一 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であつて、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 第三十四条第三項、第八項及び第九項の規定は、安定供給確保支援独立行政法人が設ける安定供給確保支援独立行政法人基金について準用する。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により安定供給確保支援独立行政法人が設ける安定供給確保支援独立行政法人基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

第八節 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資

(特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等)

第四十四条 主務大臣は、その所管する事業に係る特定重要物資について、第三節から前節までの規定によ

る措置では当該特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認めるときは、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定重要物資を公示するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

6 主務大臣は、第一項の規定による指定をした特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとする。

7 前項の規定による備蓄と、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十条その他政令で定める法律の規定に基づく備蓄とは、相互に兼ねることができる。

8 主務大臣は、外部から行われる行為により第一項の規定による指定をした特定重要物資（国民の生存に必要不可欠なものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又はその生産に必要な原材料等の供給が不足し、又は不足するおそれがあり、その価格が著しく騰貴したことにより、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい場合において、当該事態に対処するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な条件を定めて第六項の規定に基づき保有する当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料等を時価よりも低い対価であつて、価格が騰貴する前の標準的な価格として政令で定める価格で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができるものとする。

9 主務大臣は、前項の規定による措置を実施するときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

（施設委託管理者）

第四十五条 主務大臣は、前条第六項の規定による措置を効果的に実施するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、主務大臣が指定する法人（以下この条及び第四十八条第七項において

「施設委託管理者」という。）に、前条第六項の規定による措置に必要な施設（その敷地を含む。）の管理を委託することができる。

2 前項の政令には、施設委託管理者の指定の手續、管理の委託の手續その他委託について必要な事項を定めるものとする。

3 施設委託管理者は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定による指定に係る管理の業務（以下この条及び第四十八条第七項において「施設委託管理業務」という。）に関する規程（第五項及び第六項において「施設委託管理業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 主務大臣は、前項の規定による認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 施設委託管理業務規程には、施設委託管理業務の実施の方法その他の主務省令で定める事項を定めおかなければならない。

6 主務大臣は、第三項の規定による認可をした施設委託管理業務規程が施設委託管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、施設委託管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

7 施設委託管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、施設委託管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

8 施設委託管理者は、主務省令で定めるところにより、施設委託管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

9 主務大臣は、この節の規定の施行に必要があると認めるときは、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

10 主務大臣は、施設委託管理者が前項の命令に違反したときその他当該施設委託管理者による管理を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて施設委託管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第九節 雑則

（資料の提出等の要求）

第四十六条 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要があるときは、内閣総理大臣、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(資金の確保)

第四十七条 国は、認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第四十八条 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、当該物資又はその生産に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達又は保管の状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、第三十条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、これらの規定による調査の求めに必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前二項の規定により報告又は資料の提出の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めなければならない。

4 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定供給確保事業者に対し、認定供給確保計画の実施状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

5 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定金融機関に対し、供給確保促進業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、供給確保促進業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、安定供給確保支援法人の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、安定供給確保支援業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に

関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、施設委託管理者の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、施設委託管理業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第五項から第七項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

(特定社会基盤役務基本指針)

第四十九条 政府は、基本方針に基づき、特定妨害行為(第五十二条第二号ハに規定する特定妨害行為をいう。次項において同じ。)の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針

(以下この条において「特定社会基盤役務基本指針」という。)を定めるものとする。

2 特定社会基盤役務基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本的な方向に関する事項(特定妨害行為の具体的内容に関する事項を含む。)

二 特定社会基盤事業者(次条第一項に規定する特定社会基盤事業者をいう。次号及び第五号において同じ。)の指定に関する基本的な事項(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)

三 特定社会基盤事業者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項

四 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に当たって配慮すべき事項(次条第一項に規定する特定重要設備及び第五十二条第一項に規定する重要維持管理等を定める主務省令の立案に当たって配慮すべき事項を含む。)

五 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な特定社会基盤事業者その他の関係者との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、特定社会基盤役務基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により特定社会基盤役務基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、情報通信技術その他特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し知見を有する者の意見を聴くとともに、特定社会基盤役務に関する経済活動に与える影響に配慮しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、特定社会基盤役務基本指針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、特定社会基盤役務基本指針の変更について準用する。
(特定社会基盤事業者の指定)

第五十条 主務大臣は、特定社会基盤事業（次に掲げる事業のうち、特定社会基盤役務（国民生活及び経済活動の基盤となる役務であつて、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この項及び第五十二条において同じ。）の提供を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この章及び第八十六条第二項において同じ。）を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十二条第一項において同じ。）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができる。

- 一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業
- 三 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業及び同条第九項に規定する石油ガス輸入業
- 四 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業
- 五 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項に規定する第一種鉄道事業

六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業

七 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項に規定する貨物定期航路事業及び同条第六項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの

八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十九条に規定する国際航空運送事業及び同条第二十項に規定する国内定期航空運送事業

九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業

十 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業

十一 放送事業のうち、放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二号に規定する基幹放送を行うもの

十二 郵便事業

十三 金融に係る事業のうち、次に掲げるもの

イ 銀行法第二条第二項各号に掲げる行為のいずれかを行う事業

ロ 保険業法（平成七年法律第五十号）第二条第一項に規定する保険業

ハ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業、同条第二十八項に規定する金融商品債務引受業及び同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業

ニ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業

ホ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十項に規定する資金清算業及び同法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

ヘ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務を行う事業及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十四条に規定する業務を行う事業

ト 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する振替業

チ 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十四 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんの業務を行う事業

2 主務大臣は、特定社会基盤事業者を指定したときは、その旨を当該指定を受けた者に通知するとともに、当該指定を受けた者の名称及び住所、当該指定に係る特定社会基盤事業の種類並びに当該指定をした日を公示しなければならない。これらの事項に変更があったときは、同様とする。

3 特定社会基盤事業者は、その名称又は住所を変更するときは、変更する日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（指定の解除）

第五十一条 主務大臣は、特定社会基盤事業者が前条第一項の主務省令で定める基準に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

（特定重要設備の導入等）

第五十二条 特定社会基盤事業者は、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合（当該特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を行う場合（当該特定重要設備に当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除く。）を除く。）又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作（当該特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものに限る。以下この章及び第九十二条第一項において「重要維持管理等」という。）を行わせる場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書（以下この章において「導入等計画書」という。）を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、他の事業者から特定重要設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合には、この限りでない。

2 導入等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定重要設備の概要

二 特定重要設備の導入を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 導入の内容及び時期

ロ 特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの

ハ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。）の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの

三 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては、次に掲げる事項

イ 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

ロ 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項として主務省令で定めるもの

ハ 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託に関する事項として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項

3 第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者は、主務大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせるはならない。ただし、主務大臣は、当該導入若しくは重要維持管理等の委託の規模、性質等に照らし次項の規定による審査が必要ないと認めるとき、又は同項の規定による審査をした結果、その期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいとはいえないと認めるときは、その期間を短縮することができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による導入等計画書の届出があつた場合において、当該導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいかどうかを審査するため又は第六項の規定による勧告若しくは第十項の規定による命令をするため必要があると認めるときは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせるはならない期間を、当該届出を受

理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

5 主務大臣は、前項の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長した期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいとはいえないと認めるときは、当該延長した期間を短縮することができる。

6 主務大臣は、第四項の規定による審査をした結果、第一項の規定により届け出られた導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該導入等計画書の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又はこれらを中止すべきことを勧告することができる。ただし、当該勧告をすることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日（第四項の規定による延長をした場合にあっては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

7 前項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するか及び応諾しない場合にあつてはその理由を通知しなければならない。

8 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせ、又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止しなければならない。

9 第七項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、第三項又は第四項の規定にかかわらず、第一項の規定による導入等計画書の届出をした日から起算して三十日（第四項の規定による延長がされた場合にあつては、当該延長がされた期間の満了する日）を経過しなくても、前項の規定により届け出た導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせることができる。

10 第六項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、第七項の規定による通知をしなかった場合又

は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であつて当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができ。ただし、当該変更を加えた導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができ期間は、第一項の規定による導入等計画書の届出を受理した日から起算して三十日を経過する日（第四項の規定による延長をした場合にあっては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

11 特定社会基盤事業者は、第一項ただし書に規定する場合において特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、同項の主務省令で定める書類を添付して、第二項各号に掲げる事項を記載した当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する届出書（第五十四条第五項及び第五十五条第二項において「緊急導入等届出書」という。）を主務大臣に届け出なければならない。

（特定重要設備の導入等に関する経過措置）
第五十三条 前条第一項の規定は、特定社会基盤事業者が第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月間は、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する限り、適用しない。

2 前条第一項の規定は、第五十条第一項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設備となった設備、機器、装置又はプログラムについては、当該設備、機器、装置又はプログラムが特定重要設備となった日から六月間は、適用しない。

3 前条第一項の規定は、同項の重要維持管理等を定める主務省令の改正により新たに重要維持管理等となった維持管理又は操作については、当該維持管理又は操作が重要維持管理等となった日から六月間は、適用しない。

（導入等計画書の変更等）

第五十四条 特定社会基盤事業者は、第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書（この法律の規定による変更をしたときは、その変更後のもの。以下この条及び次条第一項において同じ。）に係る特定重要設備の導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に第五十二条第二項各号に掲げる事項につき主務省令で定める重要な変更をする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該導入等計画書の変更の案を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、当該変更をすることが緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合には、この限りでない。

2 第五十二条第二項から第十項までの規定は、前項の規定による変更の案の届出について準用する。

3 特定社会基盤事業者は、第一項ただし書に規定する場合において同項の規定による変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、同項の主務省令で定める書類を添付して、当該変更の内容を記載した導入等計画書を主務大臣に届け出なければならない。

4 特定社会基盤事業者は、第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行う前若しくは重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に同条第二項各号に掲げる事項につき変更（第一項の規定による変更及び主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、又は当該導入を行った後に同条第二項第二号ハに掲げる事項につき主務省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該変更の内容を主務大臣に報告しなければならない。

5 前各項の規定は、第五十二条第十一項の規定により届け出た緊急導入等届出書（この法律の規定による変更をしたときは、その変更後のもの。次条第二項において同じ。）に係る特定社会基盤事業者について準用する。この場合において、第一項中「導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは」とあり、及び前項中「導入を行う前若しくは重要維持管理等を行わせる前若しくは」とあるのは、「重要維持管理等」と読み替えるものとする。

（特定重要設備の導入等後等の勧告及び命令）

第五十五条 主務大臣は、第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者が前三条の規定により当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行うことができないこととなった後又は行った後、国際情勢の変化その他の事情の変更により、当該導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用され、又は使用されるおそれが大きいと認めるに

至ったときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該特定重要設備の検査又は点検の実施、当該特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、第五十二条第十一項の規定による緊急導入等届出書の届出をした特定社会基盤事業者が前三条の規定により当該緊急導入等届出書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行うことができることとなった後又は行った後、当該緊急導入等届出書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用され、又は使用されるおそれが大きいと認めるに至ったときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該特定重要設備の検査又は点検の実施、当該特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 第五十二条第七項、第八項及び第十項（ただし書を除く。）の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

（勧告及び命令の手續等）

第五十六条 主務大臣は、第五十二条第六項（第五十四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。次項及び第五十八条第二項において同じ。）若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第五十二条第十項（第五十四条第二項及び前条第三項において準用する場合を含む。以下この章及び第八十八条において同じ。）の規定による命令をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 第五十二条第六項から第十項まで、前条及び前項に定めるもののほか、第五十二条第四項（第五十四条第二項において準用する場合を含む。第八十八条において同じ。）の規定による延長、第五十二条第五項（第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による短縮、第五十二条第六項並びに前条第一項及び第二項の規定による勧告並びに第五十二条第十項の規定による命令の手續その他これらに關し必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣の責務）

第五十七条 主務大臣は、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為の防止に資する情報を提供しよう努めるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第五十八条 主務大臣は、第五十条第一項の規定による指定を行うために必要な限度において、特定社会基盤事業を行う者に対し、当該特定社会基盤事業に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、第五十一条、第五十二条第六項及び第十項並びに第五十五条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、特定社会基盤事業者に対し、その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出等の要求)

第五十九条 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要があるときは、内閣総理大臣、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第四章 特定重要技術の開発支援

(特定重要技術研究開発基本指針)

第六十条 政府は、基本方針に基づき、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する

基本指針(以下この章において「特定重要技術研究開発基本指針」という。)を定めるものとする。

2 特定重要技術研究開発基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向に関する事項

二 第六十二条第一項に規定する協議会の組織に関する基本的な事項

三 第六十三条第一項に規定する指定基金の指定に関する基本的な事項

四 第六十四条第一項に規定する調査研究の実施に関する基本的な事項

五 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に応じた配慮すべき事項

六 前各号に掲げるもののほか、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関し必要な

事項

3 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により特定重要技術研究開発基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢及び研究開発の動向その他特定重要技術の研究開発に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、特定重要技術研究開発基本指針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、特定重要技術研究開発基本指針の変更について準用する。

(国の施策)

第六十一条 国は、特定重要技術(将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術(第六十四条第二項第一号及び第二号において「先端的技術」という。))のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によつてこれらを安定的に利用できなくなつた場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この章において同じ。)の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、必要な情報の提供、資金の確保、人材の養成及び資質の向上その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協議会)

第六十二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号。次条第一項及び第二項において「活性化法」という。)第十二条第一項の規定による国の資金により行われる研究開発等(以下この条及び次条第四項において「研究開発等」という。)に関して当該資金を交付する各大臣(以下この条及び第八十七条第一項において「研究開発大臣」という。)は、当該研究開発等により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者の同意を得て、当該者及び当該研究開発大臣により構成される協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 研究開発大臣は、協議会を組織するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定により協議会を組織する研究開発大臣は、必要と認めるときは、協議会に、国の関係行政機関の長、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、特定重要技術調査研究機関（第六十四条第三項に規定する特定重要技術調査研究機関をいう。第六項において同じ。）その他の研究開発大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができる。

4 協議会は、第一項の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- 一 当該特定重要技術の研究開発に有用な情報の収集、整理及び分析に関する事項
- 二 当該特定重要技術の研究開発の効果的な促進のための方策に関する事項
- 三 当該特定重要技術の研究開発の内容及び成果の取扱いに関する事項

四 当該特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な事項

5 協議会の構成員は、前項の協議の結果に基づき、特定重要技術の研究開発に関する情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。

6 協議会は、第四項の協議を行うため必要があるときは、その構成員又は特定重要技術調査研究機関（当該協議会の構成員であるものを除く。以下この項において同じ。）に対し、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関し必要な資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員及び当該特定重要技術調査研究機関は、その求めに応じよう努めるものとする。

7 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（指定基金）

第六十三条 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、活性化法第二十七条の二第一項に規定する基金のうち特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするものを指定基金として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、財務大臣、当該指定基金に係る資金配分機関

（活性化法第二十七条の二第一項に規定する資金配分機関をいう。）を所管する大臣（第四項及び第八十七条第一項において「指定基金所管大臣」という。）その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 国は、予算の範囲内において、指定基金に充てる資金を補助することができる。

4 指定基金所管大臣は、内閣総理大臣と共同して、当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者、当該指定基金所管大臣及び内閣総理大臣により構成される協議会（次項において「指定基金協議会」という。）を組織するものとする。

5 前条第三項から第八項までの規定は、指定基金協議会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「次条第四項」と、同条第三項中「研究開発大臣」とあるのは「指定基金所管大臣及び内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

（調査研究）

第六十四条 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために必要な調査及び研究（次項及び第三項において「調査研究」という。）を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、調査研究の全部又は一部を、その調査研究を適切に実施することができるものとして次に掲げる基準に適合する者（法人に限る。）に委託することができる。

1 先端的技術に関する内外の社会経済情勢及び研究開発の動向の専門的な調査及び研究を行う能力を有すること。

2 先端的技術に関する内外の情報を収集し、整理し、及び保管する能力を有すること。

3 内外の科学技術に関する調査及び研究を行う機関、科学技術に関する研究開発を行う機関その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること。

4 情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

3 関係行政機関の長は、前項の規定による委託を受けた者（次項において「特定重要技術調査研究機関」という。）からの求めに応じて、当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行う

ことができる。

4 特定重要技術調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第五章 特許出願の非公開

(特許出願非公開基本指針)

第六十五条 政府は、基本方針に基づき、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面（以下この章において「明細書等」という。）に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることににより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置（以下この条において「特許出願の非公開」という。）に関する基本指針（以下この条において「特許出願非公開基本指針」という。）を定めるものとする。

2 特許出願非公開基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特許出願の非公開に関する基本的な方向に関する事項

二 次条第一項の規定に基づき政令で定める技術の分野に関する基本的な事項

三 保全指定（第七十条第二項に規定する保全指定をいう。次条第一項及び第六十七条において同じ。）に関する手続に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特許出願の非公開に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、特許出願非公開基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により特許出願非公開基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業技術その他特許出願の非公開に関し知見を有する者の意見を聴くとともに、産業活動に与える影響に配慮しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、特許出願非公開基本指針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、特許出願非公開基本指針の変更について準用する。

(内閣総理大臣への送付)

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることににより外部か

ら行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれる技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2 特許出願人から、特許出願とともに、その明細書等に記載した発明が公にされることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものであるとして、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、保全審査に付することを求める旨の申出があつたときも、前項と同様とする。過去にその申出をしたことにより保全審査に付され、次条第九項の規定による通知を受けたことがある者又はその者から特許を受ける権利を承継した者が当該通知に係る発明を明細書等に記載した特許出願をしたと認められるときも、同様とする。

3 特許庁長官は、第一項本文又は前項の規定による送付をしたときは、その送付をした旨を特許出願人に通知するものとする。

4 第一項に規定する特許出願が次の表の上欄に掲げる特許出願である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該特許出願の日」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日（当該特許出願が同表の上欄に掲げる区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める日のうち最も遅い日）とする。

特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書 面出願	当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文が提出された日（同条第四項又は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場
-------------------------------	--

特許法第三十八條の三第一項に規定する方法によりした特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八條の三第三項に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に関する書類が提出された日	合にあつては、同条第七項の規定にかかわらず、当該翻訳文が現に提出された日
特許法第三十八條の四第四項ただし書の場合（同条第五項に規定する場合を除く。）における同条第二項の補完をした特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八條の四第三項に規定する明細書等補完書が提出された日	
特許法第四十四條第一項に規定する新たな特許出願	当該特許出願に係る特許法第四十四條第一項の規定による特許出願の分割の日	
特許法第四十六條第一項の規定による出願の変更に係る特許出願	当該特許出願に係る特許法第四十六條第一項の規定による出願の変更の日	

- 5 特許法第八十四條の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願については、第一項本文又は第二項の規定は、適用しない。
- 6 特許庁長官は、第一項本文又は第二項の規定による送付をすることができると認めるときは、特許出願人に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
- 7 特許庁長官が第一項本文若しくは第二項の規定による送付をする場合に該当しないと判断し、若しくは当該送付がされずに第一項本文に規定する期間が経過するまでの間又は内閣総理大臣が第七十一条若しくは第七十七条第二項の規定による通知をするまでの間は、特許法第四十九條、第五十一条及び第六十四條第一項の規定は、適用しない。
- 8 特許庁長官は、第一項本文又は第二項の規定による送付をしてから第七十条第一項又は第七十一条の規定による通知を受けるまでの間に特許出願の放棄又は取下げがあつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。第一項本文又は第二項の規定による送付をしてから第七十一条又は第七十七条第二項の規定による通知を受けるまでの間に特許法第三十四條第四項又は第五項の規定による承継の届出があつたときも、同様とする。
- 9 特許庁長官は、第一項本文又は第二項の規定による送付をしてから第七十条第一項又は第七十一条の規

定による通知を受けるまでの間に特許出願を却下するときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

10 特許庁長官は、第一項本文又は第二項の規定による送付をする場合に該当しないと判断した場合において、特許出願人から内閣府令・経済産業省令で定めるところにより申出があつたときは、これらの規定による送付をしない旨の判断をした旨を特許出願人に通知するものとする。

11 第一項の規定は、同項の規定に基づく政令の改正により新たに同項本文に規定する発明に該当することとなつた発明を明細書等に記載した特許出願であつて、その改正の際現に特許庁に係属しているものについては、適用しない。

（内閣総理大臣による保全審査）

第六十七條 内閣総理大臣は、前条第一項本文又は第二項の規定により特許出願に係る書類の送付を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特許出願に係る明細書等に公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載され、かつ、そのおそれの程度及び保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全（当該情報が外部に流出しないようにするための措置をいう。第七十条第一項において同じ。）をすることが適当と認められるかどうかについての審査（以下この章において「保全審査」という。）をするものとする。

2 内閣総理大臣は、保全審査のため必要があると認めるときは、特許出願人その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、保全審査をするに当たつては、必要な専門的知識を有する国の機関に対し、保全審査に必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により十分な資料又は情報が得られないときは、国の機関以外の専門的知識を有する者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合においては、当該専門的知識を有する者に発明の内容が開示されることにより特許出願人の利益が害されないよう、当該専門的知識を有する者の選定について配慮しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により国の機関以外の専門的知識を有する者に対し必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めるに当たり、必要があると認めるときは、その者（補助者の使用の申

出がある場合には、その者及びその補助者。以下この項において同じ。）に明細書等に記載されている発明の内容を開示することができる。この場合においては、その者に対し、あらかじめ、第八項の規定の適用を受けることについて説明した上、当該開示を受けることについての同意を得なければならない。

6 内閣総理大臣は、保全指定をしようとするかどうかの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定により協議を受けた関係行政機関の長について準用する。この場合において、第四項中「前項の規定により十分な資料又は情報が得られないとき」とあるのは、「第六項の規定による協議に応ずるための十分な資料又は情報を保有していないとき」と読み替えるものとする。

8 保全審査に関与する国の機関の職員及び第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定により発明の内容の開示を受けた者は、正当な理由がなく、当該発明の内容に係る秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

9 内閣総理大臣は、保全指定をしようとする場合には、特許出願人に対し、内閣府令で定めるところにより、第七十条第一項に規定する保全対象発明となり得る発明の内容を通知するとともに、特許出願を維持する場合には次に掲げる事項について記載した書類を提出するよう求めなければならない。

- 一 当該通知に係る発明に係る情報管理状況
- 二 特許出願人以外に当該通知に係る発明に係る情報の取扱いを認めた事業者がある場合にあつては、当該事業者
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

10 特許出願人は、特許出願を維持する場合には、前項の規定による通知を受けた日から十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、同項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

11 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された書類の記載内容が相当でないと認めるときは、特許出願人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保全審査中の発明公開の禁止）

第六十八条 特許出願人は、前条第九項の規定による通知を受けた場合は、第七十条第一項又は第七十一条の規定による通知を受けるまでの間は、当該前条第九項の規定による通知に係る発明の内容を公開しては

ならない。ただし、特許出願を放棄し、若しくは取り下げ、又は特許出願が却下されたときは、この限りでない。

（保全審査の打ち切り）

第六十九条 内閣総理大臣は、特許出願人が第六十七条第十項に規定する期間内に同条第九項に規定する書類を提出せず、若しくは同条第十一項の規定により定められた期間内に同項の規定による補正を行わなかったとき、前条の規定に違反したと認めるとき、又は不当な目的のみだりに第六十六条第二項前段の規定による申出をしたと認めるときは、保全審査を打ち切ることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により保全審査を打ち切るときは、あらかじめ、特許出願人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書類を提出する機会を与えなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により保全審査を打ち切ったときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

4 特許庁長官は、前項の規定による通知を受けたときは、特許出願を却下するものとする。

（保全指定）

第七十条 内閣総理大臣は、保全審査の結果、第六十七条第一項に規定する明細書等に公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載され、かつ、そのおそれの程度及び指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該発明を保全対象発明として指定し、特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定（以下この章及び第八十八条において「保全指定」という。）をするときは、当該保全指定の日から起算して一年を超えない範囲内においてその保全指定の期間を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、保全指定の期間（この項の規定により保全指定の期間を延長した場合には、当該延長後の期間。以下この章において同じ。）が満了する日までに、保全指定を継続する必要があるかどうかを判断しなければならない。この場合において、継続する必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、一年を超えない範囲内において保全指定の期間を延長することができる。

4 第六十七条第二項から第八項までの規定は、前項前段の規定による判断をする場合について準用する。

この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは「第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、「当該発明」とあるのは「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項後段の規定による延長をしたときは、その旨を第一項の規定による通知を受けた特許出願人（通知後に特許を受ける権利の移転があったときは、その承継人。以下この章において「指定特許出願人」という。）及び特許庁長官に通知するものとする。

（保全指定をしない場合の通知）

第七十一条 内閣総理大臣は、保全審査の結果、保全指定をしない必要がないと認めるときは、その旨を特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

（特許出願の取下げ等の制限）

第七十二条 指定特許出願人は、第七十七条第二項の規定による通知を受けるまでの間は、特許出願を放棄し、又は取り下げることができない。

2 指定特許出願人は、第七十七条第二項の規定による通知を受けるまでの間は、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十条第一項及び意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第十三条第一項の規定にかかわらず、特許出願を実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更することができない。

（保全対象発明の実施の制限）

第七十三条 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、当該保全対象発明の実施（特許法第二条第三項に規定する実施をいう。以下この章及び第九十二条第一項第六号において同じ。）をしてはならない。ただし、指定特許出願人が当該実施について内閣総理大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けようとする指定特許出願人は、許可を受けようとする実施の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項ただし書の規定による許可の申請に係る実施により、同項本文に規定する者以外の者が保全対象発明の内容を知ることができると認めるときその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防

止の観点から内閣総理大臣が適当と認めるときは、同項ただし書の規定による許可をするものとする。
4 第一項ただし書の規定による許可には、保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要な条件を付することができる。

5 第六十七条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、第一項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは「第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、「当該発明」とあるのは「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。

6 内閣総理大臣は、指定特許出願人が第一項の規定又は第四項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をしたと認める場合であつて、特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び指定特許出願人に通知するものとする。指定特許出願人が第七十五条第一項に規定する措置を十分に講じていなかったことにより、指定特許出願人以外の者が第一項の規定又は第四項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をした場合も、同様とする。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による通知をするときは、あらかじめ、指定特許出願人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

8 特許庁長官は、第六項の規定による通知を受けた場合には、第七十七条第二項の規定による通知を待つて、特許出願を却下するものとする。

（保全対象発明の開示禁止）

第七十四条 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、正当な理由がある場合を除き、保全対象発明の内容を開示してはならない。

2 内閣総理大臣は、指定特許出願人が前項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示したと認める場合であつて、特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び指定特許出願人に通知するものとする。指定特許出願人が次条第一項に規定する措置を十分に講じていなかったことにより、指定特許出願人以外の者が前項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示した場合も、同様とする。

3 前条第七項及び第八項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(保全対象発明の適正管理措置)

第七十五条 指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取扱いを認めた事業者(以下この章において「発明共有事業者」という。)をして、その措置を講じさせなければならない。

2 発明共有事業者は、指定特許出願人の指示に従い、前項に規定する措置を講じなければならない。

(発明共有事業者の変更)

第七十六条 指定特許出願人は、第六十七条第九項第二号に規定する事業者として同項に規定する書類に記載した事業者以外の事業者に新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めるときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 指定特許出願人は、前項の場合を除き、発明共有事業者に保全対象発明に係る情報の取扱いを認めることをやめたときその他発明共有事業者について変更が生じたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その変更の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(保全指定の解除等)

第七十七条 内閣総理大臣は、保全指定を継続する必要がないと認めるときは、保全指定を解除するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により保全指定を解除したとき、又は保全指定の期間が満了したときは、その旨を指定特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

3 第六十七条第二項から第八項までの規定は、第一項の規定により保全指定を解除する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは「第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、「当該発明」とあるのは「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になつていないものが、第六十六条第一項本文に規定

する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願(外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協定条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。)をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をした場合であつて、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき(第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。)、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかつたとき(当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。)、及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

2 指定特許出願人に対する前項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項本文に規定する発明」とあるのは、「第六十六条第一項本文に規定する発明(第七十条第一項の規定による通知を受けた特許出願に係る明細書等に記載された発明にあつては、保全対象発明)」とする。

3 第一項ただし書に規定する特許出願が次の表の上欄に掲げる特許出願である場合における同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該特許出願の日」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日(当該特許出願が同表の上欄に掲げる区分の二以上に該当するとき、その該当する区分に係る同表の下欄に定める日のうち最も遅い日)とする。

特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面出願	当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文が提出された日(同条第四項又は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場合にあつては、同条第七項の規定にかかわらず、当該翻訳文が現に提出された日)
特許法第三十八条の三第一項に規定する方法によりした特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八条の三第三項に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に

特許法第三十八條の四第四項ただし書の場合（同条第五項に規定する場合を除く。）における同条第二項の補完をした特許出願	関する書類が提出された日
特許法第四十六條第一項の規定による出願の変更に係る特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八條の四第三項に規定する明細書等補完書が提出された日
特許法第四十六條第一項の規定による出願の変更	当該特許出願に係る特許法第四十六條第一項の規定による出願の変更の日

- 4 特許庁長官は、特許法第百八十四條の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願を受けた場合において、当該特許出願に係る明細書等に第六十六條第一項本文に規定する発明が記載されているときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、特許庁長官が第六十六條第三項の規定による通知をした特許出願人（通知後に特許を受ける権利の移転があったときは、その承継人を含む。）が第一項の規定に違反して外国出願をしたと認める場合又は前項の規定による通知に係る国際出願が第一項の規定に違反するものであると認める場合であつて、当該特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び特許出願人に通知するものとする。
- 6 第七十三條第七項の規定は、前項の規定について準用する。
- 7 特許庁長官は、第五項の規定による通知を受けたときは、特許出願を却下するものとする。ただし、その特許出願が保全指定がされたものである場合にあつては、前条第二項の規定による通知を待つて、特許出願を却下するものとする。
(外国出願の禁止に関する事前確認)
- 第七十九條 第六十六條第一項本文に規定する発明に該当し得る発明を記載した外国出願をしようとする者は、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限り、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に対し、その外国出願が前条第一項の規定により禁止されるものかどうかについて、確認を求めることができる。
- 2 特許庁長官は、前項の規定による求めを受けた場合において、当該求めに係る発明が第六十六條第一項本文に規定する発明に該当しないときは、遅滞なく、その旨を当該求めをした者に回答するものとする。
- 3 特許庁長官は、第一項の規定による求めを受けた場合において、当該求めに係る発明が第六十六條第一

- 項本文に規定する発明に該当するときは、遅滞なく、内閣総理大臣に対し、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかかどうかにつき確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた内閣総理大臣は、遅滞なく、特許庁長官に回答するものとする。
- 4 特許庁長官は、前項の規定により回答を受けたときは、遅滞なく、第一項の規定による求めをした者に対し、当該求めに係る発明が第六十六條第一項本文に規定する発明に該当する旨及び当該回答の内容を回答するものとする。
 - 5 第一項の規定により確認を求めようとする者は、手数料として、一件につき二万五千円を超えない範囲内で政令で定める額を国に納付しなければならない。
 - 6 前項の規定による手数料の納付は、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、内閣府令・経済産業省令で定める場合には、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。
 - 7 前条第一項の規定の適用の有無については、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七條の規定は、適用しない。
(損失の補償)
 - 第八十條 国は、保全対象発明（保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。）について、第七十三條第一項ただし書の規定による許可を受けられなかったこと又は同条第四項の規定によりその許可に条件を付されたことその他保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
 - 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にこれを請求しなければならない。
 - 3 内閣総理大臣は、前項の規定による請求があつたときは、補償すべき金額を決定し、これを当該請求者に通知しなければならない。
 - 4 第六十七條第二項から第四項まで及び第五項前段の規定（保全指定の期間内にあつては、これらの規定のほか、同項後段及び第八項の規定）は、内閣総理大臣が前項の規定による決定をする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている

発明」とあるのは「第七十条第一項に規定する保全対象発明（保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。）」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明（保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。）」と、「当該発明」とあるのは「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。

6 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（後願者の通常実施権）

第八十一条 指定特許出願人であつて、保全指定がされた他の特許出願について出願公開がされた日前に、第六十六条第七項の規定により当該出願公開がされなかったため、自己の特許出願に係る発明が特許法第二十九条の二の規定により特許を受けることができないものであることを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合における当該他の特許出願に係る特許権又はその際に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項に規定する他の特許出願に係る特許権又は専用実施権を有する者は、同項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（特許法等の特例）

第八十二条 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願について、特許庁長官が第六十九条第四項、第七十三条第八項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、又は第七十八条第七項の規定によりその優先権の主張の基礎とした特許出願を却下した場合には、当該優先権の主張は、その効力を失うものとする。

2 保全指定がされた特許出願を基礎とする特許法第四十二条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願がされた場合における同法第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは、「経済産業省令で定める期間を経過した時又は当該先の出願について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第

号）第七十七条第二項の規定による通知を受けた時のうちいずれか遅い時」とする。

3 保全指定がされた場合における特許法第四十八条の三第一項の規定の適用については、同項中「その日から三年以内に」とあるのは、「その日から三年を経過した日又は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第七十七条第二項の規定による通知を受けた日から三月を経過した日のうちいずれか遅い日までに」とする。

4 保全指定がされた場合における特許法第六十七条第三項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる期間」とあるのは、「次の各号に掲げる期間及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第七十条第一項の規定による通知を受けた日から同法第七十七条第二項の規定による通知を受けた日までの期間」とする。

5 特許庁長官は、実用新案法第五条第一項の規定による実用新案登録出願を受けた場合において、当該実用新案登録出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に保全対象発明が記載されているときは、同法第十四条第二項の規定にかかわらず、その保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了するまで、同項の規定による実用新案権の設定の登録をしてはならない。

（勧告及び改善命令）

第八十三条 内閣総理大臣は、指定特許出願人又は発明共有事業者が第七十五条の規定に違反した場合において保全対象発明に係る情報の漏えいを防ぐため必要があると認めるときは、当該者に対し、同条第一項に規定する措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定にかかわらず、指定特許出願人又は発明共有事業者が第七十五条の規定に違反した場合において保全対象発明の漏えいのおそれが切迫していると認めるときは、当該者に対し、同条第一項に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第八十四条 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定特許出願人及び発明共有事業者に対し、保全対象発明の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該者の事務所その他必要な場所に立ち入り、保全対象発明の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(送達)

第八十五条 この章に規定する手続に関し、送達をすべき書類は、内閣府令・経済産業省令で定める。
2 特許法第九十条から第九十二条までの規定は、前項の送達について準用する。

第六章 雑則 (主務大臣等)

第八十六条 第二章における主務大臣は、特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。ただし、次の各号に掲げる規定における主務大臣は、当該各号に定める大臣とする。

- 一 第二章第二節及び第四十八条第五項の規定 内閣総理大臣及び財務大臣
- 二 第三十条及び第四十八条第二項の規定 特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣
- 三 第二章第六節(第三十四条第六項を除く。)及び第四十八条第六項の規定 内閣総理大臣及び特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣
- 四 第二章第七節の規定 別表に掲げる独立行政法人を所管する大臣(特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣に限る。)

五 第四十六条及び第四十八条第一項の規定 物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 第三章における主務大臣は、特定社会基盤事業を所管する大臣とする。

3 第二章及び第三章における主務省令は、前二項に定める主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第八十七条 この法律に規定する主務大臣、研究開発大臣及び指定基金所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財

務支局長に委任することができる。

(行政手続法の適用除外)

第八十八条 第五十二条第四項の規定による延長、同条第十項の規定による命令、保全指定、第七十条第三項後段の規定による延長、第七十三条第一項ただし書の規定による許可及び第七十六条第一項の規定による承認については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。
(経過措置)

第八十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国際約束の誠実な履行)

第九十条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

第九十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、命令で定める。

第七章 罰則

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二条第一項又は第五十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして、特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせたとき。

二 第五十二条第三項(第五十四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する場合を含む。)の規定に違反して第五十二条第三項本文に規定する期間(同条第四項(第五十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定により延長され、又は第五十二条第三項ただし書若しくは同条第五項(これらの規定を第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間)中に特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせたとき。

- 三 第五十二条第八項（第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせたとき。
- 四 第五十二条第十項（第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十二条第十一項又は第五十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 六 第七十三条第一項の規定又は同条第四項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をしたとき。
- 七 偽りその他不正の手段により第七十三条第一項ただし書の規定による許可又は第七十六条第一項の規定による承認を受けたとき。
- 八 第七十四条第一項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示したとき。
- 2 前項第六号及び第八号の罪の未遂は、罰する。
- 3 第一項第六号及び第八号の罪は、日本国外においてこれらの号の罪を犯した者にも適用する。
- 第九十三条 第四十八条第一項の規定による報告又は資料の提出の求めに係る事務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第九十四条 第七十八条第一項の規定に違反して外国出願をしたとき（第九十二条第一項第八号に該当するときは除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。
- 第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第三十七条、第六十二条第七項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第四項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者
 - 二 第六十七条第八項（第七十条第四項、第七十三条第五項、第七十七条第三項及び第八十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者（第九十二条第一項第六号又は第八号に該当する違反行為をした者を除く。）
- 2 前項第二号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

- 第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第二十条又は第三十八条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
 - 二 第二十二条第一項の規定による届出をせず、供給確保促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 三 第四十条第一項の規定による許可を受けないで安定供給確保支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
 - 四 第四十八条第四項又は第五十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。
 - 五 第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の間問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 六 第五十条第三項の規定による届出をせず、名称若しくは住所を変更し、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 七 第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 第九十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第九十二条第一項各号、第九十四条第一項又は前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第九十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。
- 一 第十五条第二項の規定による認可を受けないで供給確保促進円滑化業務実施方針を定め、又は変更したとき。
 - 二 第十九条第二項の規定による認可を受けないで同条第一項の協定を締結し、又は変更したとき。
- 第九十九条 第三十四条第四項又は第四十三条第三項において読み替えて準用する独立行政法法人通則法第四十七条の規定に違反して安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金を運用したと

きは、その違反行為をした安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条並びに附則第三条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第四十九条及び第六十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第五十条、第五十一条、第五十八条、第五十九条、第八十六条第二項及び第三項（第三章に係る部分に限る。）、第九十六条第四号（第五十八条第一項に係る部分に限る。）、第五号（第五十八条第二項に係る部分に限る。）及び第六号並びに第九十七条（第九十六条第四号（第五十八条第一項に係る部分に限る。）、第五号（第五十八条第二項に係る部分に限る。）及び第六号に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第五十二条から第五十七条まで、第八十八条（第五章に係る部分を除く。）、第九十二条（第一項第四号（第八十三条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び第六号から第八号まで、第二項並びに第三項を除く。）、第九十六条第七号及び第九十七条（第九十二条第一項第一号から第三号まで、第四号（第八十三条第二項及び第三項に係る部分を除く。）及び第五号並びに第九十六条第七号に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第六十六条から第八十五条まで、第八十八条（第五章に係る部分に限る。）、第九十二条（第一項第四号（第八十三条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び第六号から第八号まで、第二項並びに第三項、第九十四条、第九十五条第一項第二号及び第二項、第九十六条第五号（第八十四条第一項に係る部分に限る。）、第九十七条（第九十二条第一項第四号（第八十三条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び第六号から第八号まで、第九十四条第一項並びに第九十六条第五号（第八十四条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに次条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲

内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第六十六条第一項の規定は、前条第五号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願については、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第五条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第七号中「前各号」を「第一号、第二号及び第四号から前号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定による指定に係るものに限る。第十五条の三第一項及び第二十一条において「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

(基金の設置等)

第十五条の三 研究所は、厚生労働大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3 厚生労働大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、研究所に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

第十五条の四 研究所は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第十六条中「第十五条第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第十九条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「これら」を「同項第一号及び第二号に掲げる業務」に改める。

第二十二条を削り、第四章中第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

第二十一条 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三十九号中「第十五条第一項第三号から第五号まで」を「第十五条第一項第四号から第六号まで」に改める。

第三百四十八条第二項第四十二号中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。
(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第十一条第一項に次の一号を加える。

二十一 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第七号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。

第十二条第三号中「附帯する業務」の下に、「同項第二十一号に掲げる業務（第六号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

六 第十一条第一項第二十一号に掲げる業務（第十九条の二第一項に規定する安定供給確保支援基金に係るものに限る。）

第十二条の二中「第十一条第一項第七号」の下に「及び第二十一号」を加える。

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。

(安定供給確保支援基金の設置等)

第十九条の二 機構は、経済産業大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項において「安定供給確保支援基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。

3 経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条を削り、第四章中第二十二條を第二十三條とし、第二十一條の次に次の一條を加える。

(中期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

第二十二條 経済産業大臣は、通則法第二十九條第一項の規定により中期目標(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 経済産業大臣は、通則法第三十條第一項の規定による中期計画(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。)の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第八條 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條に次の一号を加える。

十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第号)第四十二條第一項に規定する安定供給確保支援業務(同条第二項の規定による指定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。)を行うこと。

第十六條の五の次に次の一條を加える。

(安定供給確保支援基金の設置等)

第十六條の六 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五條の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三條第一項に規定する基金(次項及び次条第二項において「安定供給確保支援基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。

3 経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十條第三項又は第十一條第三項において準用する同法第九條第六項の規定による通知をした場合において、必

要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七條第二項中「又は第十六條の四第一項」を「第十六條の四第一項又は前条第一項」に、「又は特定半導体基金」を「特定半導体基金又は安定供給確保支援基金」に改める。

第十八條中「及び第十四号」を「第十四号及び第十五号」に改める。

第二十三條を削り、第二十二條を第二十三條とし、第二十一條を第二十二條とし、第二十條の次に次の一條を加える。

(中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

第二十一條 経済産業大臣は、通則法第三十五條の四第一項の規定により中長期目標(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 経済産業大臣は、通則法第三十五條の五第一項の規定による中長期計画(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。)の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(内閣法の一部改正)

第九條 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項第一号中「次号及び」を削り、「及び防衛政策」を「防衛政策及び経済政策」に、「内閣広報官」を「並びに内閣広報官」に改め、「並びに次号に掲げるもの」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項中「第十五條第三項」を「前条第三項」に改める。

(国家安全保障会議設置法の一部改正)

第十條 国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第十一号中「及び防衛政策」を「防衛政策及び経済政策」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十二 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第

号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策

に関する事項

第四条第三項第二十七号の七の次に次の一号を加える。

二十七の八 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重

要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発

支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全

保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剥奪」に改める。

別表（第四十二条、第八十六条関係）

- 一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 三 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構